

令和4年 第3回定例会

屋久島町議会議録

令和4年9月8日 開会

令和4年9月20日 閉会

屋久島町議会

令和4年第3回屋久島町議会定例会会期日程

自9月8日・至9月20日（13日間）

月 日	曜	会議別	日 程
9月8日	木	本会議	○開 会
9日	金	本会議	○一般質問
10日	⊕	休 会	
11日	⊕	休 会	
12日	月	本会議	○一般質問
13日	火	本会議 委員会	○一般質問 ○各常任委員会
14日	水	委員会	○各常任委員会
15日	木	休 会	
16日	金	休 会	
17日	⊕	休 会	
18日	⊕	休 会	
19日	⊕	休 会	
20日	火	本会議	○最終本会議

令和4年第3回屋久島町議会定例会

第 1 日

令和4年9月8日

令和4年第3回屋久島町議会定例会議事日程（第1号）

令和4年9月8日（木曜日）午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 承認第9号 令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）の専決処分事項報告承認について
- 日程第6 議案第69号 屋久島町総合福祉センター屋根改修工事請負契約の締結について
- 日程第7 議案第70号 屋久島町議会議員及び屋久島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第71号 屋久島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第72号 屋久島町町営栗生診療所施設整備積立基金条例の廃止について
- 日程第10 議案第73号 屋久島町営旭牧場子牛育成センター条例の一部改正について
- 日程第11 議案第74号 屋久島町営長峰牧場条例の一部改正について
- 日程第12 議案第75号 屋久島町公営企業等の剰余金の処分等に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第76号 令和3年度屋久島町上水道事業特別会計剰余金の処分について
- 日程第14 議案第77号 令和3年度屋久島町農業集落排水事業特別会計剰余金の処分について
- 日程第15 議案第78号 令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第16 議案第79号 令和4年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第80号 令和4年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第81号 令和4年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第82号 令和4年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 議案第83号 令和4年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第1号）について

- 日程第21 議案第84号 令和4年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第22 議案第85号 令和4年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第23 議案第86号 令和4年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第24 同意第1号 屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第25 同意第2号 屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第26 同意第3号 屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第27 同意第4号 屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第28 令和4年請願第2号 屋久島町総合図書館及び安房図書室の創設の請願

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	岩川卓誉君	2番	内田正喜君
3番	小脇淳智郎君	4番	中馬慎一郎君
5番	眞邊真紀君	6番	相良健一郎君
7番	岩山鶴美君	8番	渡邊千護君
9番	榎光徳君	10番	緒方健太君
11番	高橋義友君	12番	日高好作君
13番	岩川俊広君	14番	渡邊博之君
15番	大角利成君	16番	石田尾茂樹君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	日高孝之君	議事調査係長	岩川さほり君
議事調査係	小池祐士君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長兼会計管理者	上釜裕一君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	岩川茂隆君	政策推進課長	三角謙二君
観光まちづくり課長	泊光秀君	町民課長兼地域住民課長	中村一久君
福祉支援課長兼福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	塚田賢次君
生活環境課長	計屋正人君	産業振興課長	鶴田洋治君
建設課長	日高望君	電気課長	内田康法君
教育総務課長	長美佐子君	社会教育課長	泊竜二君
産業振興課参事 （技術支援・農業委員会担当）	日高望君	監査委員事務局長	日高孝之君

△ 開 議 午前10時00分

○議長（石田尾茂樹君）

おはようございます。

ただいまから令和4年第3回屋久島町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりです。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石田尾茂樹君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、11番、高橋義友君、12番、日高好作君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（石田尾茂樹君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月20日までの13日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月20日までの13日間とすることに決定しました。

なお、会議日程につきましては、お配りしてあるとおりです。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（石田尾茂樹君）

日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の事項につきましては、別紙で配付してありますので、口頭報告を省略いたします。

△ 日程第4 行政報告

○議長（石田尾茂樹君）

日程第4、町長の行政報告を行います。

これを許可します。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。令和4年第3回屋久島町議会定例会の開会に当たり、第2回定例会以後の町政を取り巻く状況について御報告いたします。

初めに、口永良部島住民懇談会について御報告いたします。6月28日に口永良部島住民懇談会を本村生活館において開催をいたしました。平日、お昼の開催となりましたが、21名に参加いただきました。

区民の皆様より、急患発生時や介護サービス提供に係る人材不足、移住受入れのための住宅不足の解消などの要請が寄せられました。喫緊の課題であり、関係者の御協力を得ながら、早期に対応できるよう取り組んでまいりたいと考えているところです。

なお、口永良部島噴火警戒レベルは7月31日に2に引き上げられましたが、9月1日に再びレベルが1に引き下げられたことにより、警戒区域も火口内立入禁止に縮小しました。今後も気象庁の情報を収集しながら、島民の安全を守るとともに、災害復旧事業を進めてまいります。

次に、徴収確保対策団体の指定について御報告いたします。7月5日に県総務部長から令和4年度徴収確保対策団体に指定した旨の通知がありました。これは市町村税徴収確保対策実施要項に基づき、徴収対策強化が必要な団体を指定するもので、このたび令和3年度の徴収率は、現年度、滞納分ともに向上したものの、91.9%であり、対象の基準となる94%未満であったことから指定されたものです。なお、県下では5団体が指定をされています。今後、県との徴収対策の強化に係る意見交換を行いながら、助言を受け、取り組むこととなります。

次に、各種大会への出場及び表彰受賞について御報告をいたします。7月の週休日に熊毛1市3町の各会場で県民体育大会熊毛地区大会が3年ぶりに開催されました。本町が会場となった種目は、感染症対策を講じた運営となりましたが、熱戦が繰り広げられました。

本町から20種目の選手が練習を積み重ね、善戦をいただきました。そして、うち5種目が優勝を果たし、9月に開催される県民体育大会に熊毛地区の代表として出場いただくことになりました。まだまだ暑い日が続きますが、さらに鍛錬を重ね、持てる力を遺憾なく発揮いただきたいと思います。

また、鹿児島県高等学校総合体育大会ウエイトリフティング競技大会で優勝し、全九州高等学校体育大会においても大会新記録で優勝し、全国高等学校総合体育大会ウエイトリフティング競技に2年連続で出場した屋久島高校の神田虎次郎さんは、8月5日に開催された大会においても全国の強豪が集う中で奮闘をいただきました。

また、8月23日に開催された九州地区高校生商業研究発表大会に鹿児島県代表として

屋久島高校が出場し、見事、最優秀賞を獲得し、11月に開催される全国大会に出場することとなりました。

さらに、8月11日に開催された第18回南九州小編成吹奏楽コンテストに出場した岳南中学校吹奏部は、12団体が参加する中、金賞を受賞しました。

さらに、第73回鹿児島県図画作品展において、県下学校等、市町村単位での地区審査を経て、小瀬田小学校2年生の肥後尚太郎さんの作品が低学年の部で県知事賞を受賞しました。

これまでの努力に敬意を表するとともに、引き続き可能性に富んだ若い力を存分に発揮いただき、地域に活力を与えていただきたいと思いますところでは。

また、6月30日に行政相談委員制度60周年記念式典において、小瀬田の藤原利廣さんが行政相談功労に係る総務大臣表彰を受賞されました。平成21年4月から13年の長きにわたる行政相談委員としての功績に加え、鹿児島行政相談委員協議会の鹿児島B地区福祉部長を務め、同協議会の発展にも寄与されています。引き続き地域の頼られる相談窓口としてお力添えを賜りたいと存じます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策関係について御報告いたします。7月16日以降、感染者が驚くスピードで拡大し、700名を超える感染者が確認され、一時期、一般診療にも影響が出る深刻な事態となりました。そのことから、8月2日、8月10日に防災無線にて感染防止のお願いを放送いたしましたが、依然として、その勢いはとどまることを知りません。

また、本町職員の感染も確認され、幸い業務には影響がなかったものの、町民の皆様にご心配をおかけしたことをおわび申し上げます。

感染症が発生し、3年が経過してもなお、身近な人に感染が拡大し、健康被害への懸念が深まり続けています。また、家庭内感染によって広がっていることで、誰もが、いつ感染してもおかしくない状態になっています。症状が軽いと言われますが、症状はそれぞれであり、県内では死亡例が増えていることから、予断の許されない、一人一人が再度注意を払うことが必要だと考えております。

一方で、ワクチン接種率については、3回目が63.13%と、1、2回目の77%と比較しても低迷をしています。また、4回目の接種についても、対象者が限定されているものの、接種者数が増加しないところです。引き続きワクチン接種と感染防止の呼びかけを根気強く進め、町民の健康を守る取組に傾注したいと思っております。

次に、令和2年度口永良部島簡易水道事業の経過について御報告いたします。8月1日の全員協議会でも御報告したとおり、補助金の返還によって町に損害が発生したことに対する賠償請求について、請負工事の履行遅延の対象となった請負業者に、厚生労働省及び鹿児島県の補助金一部取消しの取扱いを基に、その原因説明として町の今後の

方針を伝えたところ、1つの請負業者以外は町の説明を理解し、賠償に応じる旨、申出がなされ、既に6社中4社から返還をされています。

また、町民による本件に係る住民訴訟については、新聞報道されたものの、いまだその訴状が届いておりません。訴訟となった場合は、裁判所が結果を明らかにしていただけることとなりますので、町としては、これまでどおり町の考えを主張してまいります。また、結果が明確になりましたら、賠償に応じない1請負業者に損害賠償の訴訟を提起することとしております。

長くなりましたが、以上で行政報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

これで行政報告を終わります。

△ 日程第5 承認第9号 令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）の専決処分事項報告承認について

△ 日程第6 議案第69号 屋久島町総合福祉センター屋根改修工事請負契約の締結について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第5、承認第9号、令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）の専決処分事項報告承認についてから、日程第6、議案第69号、屋久島町総合福祉センター屋根改修工事請負契約の締結についてまでの2件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

令和4年第3回屋久島町議会定例会に提案いたしております案件につきまして御説明申し上げます。

今回提案しております案件は、承認1件、契約案1件、条例案6件、その他案2件、補正予算案9件、同意案4件の計23件であります。

それでは、議事日程に従いまして、御説明いたします。

まず、承認第9号、令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）の専決処分事項報告承認につきましては、新岳噴火による火砕流及びその後の豪雨により被災した口永良部島向江浜地区の林道、町道及び河川の災害復旧の速やかな実施並びに鹿児島県地域消費喚起プレミアム商品券支援事業の迅速な実施に当たり、予算措置及び予算執行において緊急を要することから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしました。専決日は8月1日となっております。

財源としましては、地方交付税、県支出金、財政調整基金繰入れ、単独災害復旧事業

債で調整をしております。歳入歳出それぞれ8,678万3,000円を追加し、予算の総額を111億9,852万2,000円とする補正予算及び地方債補正を専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹君）

これより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番（眞邊真紀君）

5ページ、消防費で、節の需用費のところ、修繕料が折崎、番屋ヶ峰ヘリポート等というふうになってはいますが、内容をお伺いします。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

修繕費の内容といたしまして、折崎ヘリポートの照明器具に故障が出ておりました。これに係る修繕費が121万円。番屋ヶ峰のヘリポート、吹き流しの器具に損傷が起きておまして、これの改修に230万円。あと、番屋ヶ峰の防災無線のパンザマストが根元から揺らされて危険な状態であると。倒壊のおそれはなかったのですが、今後、それを根巻きをして固定をするということで、総額420万3,000円を計上しております。

○9番（榎 光徳君）

今回、口永良部の件が何件か出ているのですが、先程町長の報告でも口永良部の警戒レベルが2から1に下がったというふうなこともあるのですが、相当な災害を受けたわけですが、今回、上程しております5ページの口永良部林道の測量設計委託、それと6ページの町道本村向江浜線の工事設計委託、測量設計委託、地質調査委託がそれぞれ出ているのですが、この内容をお示しいただきたいと思っております。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

○建設課長（日高 望君）

林道の口永良部線の災害箇所につきまして答弁をいたします。災害的な部分については4か所ございます。2件が路肩決壊、もう2件が路肩流出ということになっております。そのうち1件が向江浜地区の部分で20mほどございます。

それから、町道のほうですが、町道本村向江浜線が1路線、それから支線1路線、向江浜川が1路線という形になっております。

委託の内容につきましては、林道につきましては、通常どおり警戒レベルが引き下がったことで、それまで立入りができなかったということもありまして、今回、立入りをしまして、測量設計をして、予定的には11月査定を受ける形で、その準備費用として設

計委託費用を組んでおります。

それから、町道の2路線河川につきましては、そのうち林道の1路線もなのですが、向江浜地区の災害状況が、御存じのとおり、かなり大規模な災害になっております。現況が分からない状況でございます。これまで1回、国土交通省のほうと事前協議を実施しております。これにつきましては、通常、報告を上げまして、2か月ほどで査定を受けるといった形が通常の災害査定でございますが、大規模災害のため、事前に協議をいたしまして、中身や状況の確認ができないというところもありますので、地形測量並びに土質の調査も含めまして、町のほうでこういう形の方法をお願いをしたいということで、今から二、三回ほど国土交通省のほうと事前協議を実施した上で、ある程度、中身が確定した中で報告をして、災害査定を受けるといった流れになっております。

以上です。

○9番（榎 光徳君）

警戒レベルが下がったことによって調査ができるようになったというふうなことで、大変よかったなと思っているところなのですが、かつては町道本村湯向線から回って、この林道は1周道路として口永良部の人たちには生活道路としても非常に役立つ道路だったわけですが、今回、相当な不便を強いられていたと思います。そこで、今回、このようにして上程されたということは、明るい兆しが出てきたのかなと思っているのですが、11月に査定もあるというようなことも伺いました。測量設計ですので、その結果によって、今後どうなるかというのは、まだ不確定要素があると思うのですが、今後は早急に進めていただければと思うのですが、今回、測量設計を色々やった後、どれぐらいかかるかという大体の想定は今のところは分からないのですか。どうでしょうか。

○建設課長（日高 望君）

林道の4か所の3か所部分につきましては11月に査定を受ける形で準備をしております。道路、河川、林道の1か所、向江浜地区の部分、これにつきましては、国土交通省と、今現在委託を実施している中身を精査をしまして、それをもって2回か3回ほど国土交通省のほうと事前協議を行った上で、それから報告、査定という形になります。

一応、今現在、実施分の委託のほうは11月いっぱい工期を取っております。それが終わりました、それから二、三回、国土交通省のほうと協議をするという形になりますので、今ここで、いつというのは、なかなか厳しいところもあるのですが、二、三回協議をしますと、12月、年内ぐらいには査定を受ける形になるのではないかなというふうに考えます。また、警戒レベルのほうの部分が心配ではありますけれども。

以上です。

○9番（榎 光徳君）

工事がいつごろ完了するだろうかという見通しがつくものかなということだったので。さっきも言ったように、測量設計とか査定の結果が出ないと分からないという部分もあるでしょうから、分かりました。いいです。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はありませんか。

○1番（岩川卓誉君）

議案第69号、屋久島町総合福祉センター屋根改修工事請負契約の件だったのですけれども……。〔説明がなかったから〕と発言する者あり

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時27分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

承認第9号について質疑でございます。

質疑はございませんか。

○14番（渡邊博之君）

5ページの地域消費のプレミアム商品券ですけれども、現時点での発行率というか、発行状況はどうなっているか。分かっていたらお示ししたいと思います。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

○産業振興課長（鶴田洋治君）

この地域消費喚起のプレミアム商品券につきましては、県の事業でありまして、今、県から各県内の市町村に割当てをされております。今回の場合は、プレミアムが標準で20%、それからガソリン加算ということで10%、離島加算という形で10%。ですから、離島について屋久島は最大40%のプレミアムがつくことになっております。

これにつきましては、今現在、紙のほうで商工会を通じて商品券の販売を行っておりますけれども、時間の関係で、商工会も事務的に難しいということで、キャッシュレスのペイどんを使ったキャッシュレスで商品券を販売するということになっております。現在、事業者のほう、それから利用者のほうのチラシを作成して、今、配る段取りになっております。ですから、これは予算は通っているというか、専決で承認をいただいておりますので、その分で、今、できるだけ早く、9月中には実施ができるように調整をしているところです。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

それでは質疑なしと認めます。

次に、日程第6、議案第69号、屋久島町総合福祉センター屋根改修工事請負契約の締結についての1件を町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

次に、議案第69号について御説明をいたします。議案第69号、屋久島町総合福祉センター屋根改修工事請負契約の締結につきましては、老朽化等によって雨漏りが生じていた、こまどり館の屋根1,985.3m²を改修するものであります。5社を指名し、8月12日に入札を執行した結果、6,347万円で落札をいたしました。株式会社時吉組、代表取締役時吉正治と建設工事請負契約を締結しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（石田尾茂樹君）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

○1番（岩川卓誉君）

先程は失礼しました。議案第69号、屋久島町総合福祉センター屋根改修工事請負契約について、契約金額6,347万円ということですが、この内訳と申しますか、材料費だったりとか運搬費だったりとか、そういった内訳が分かればお願いいたします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

○建設課長（日高 望君）

材料関係等の内訳を把握しておりません。申し訳ないです。

材料関係の内訳、設計の中身的には、後のほうでまた説明をしたいと思っております。

○議長（石田尾茂樹君）

よろしいですか。ここに設計書がないので説明ができないということで、後ほどということですが。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○建設課長（日高 望君）

先程の御質問に対して答弁をいたします。

屋根の材料関係ということでございましたが、材料のみの総額的な部分については、手間関係もありますので、その部分についての金額がちょっと出ていないので。実質の一番広い部分ですね、1,221m²、これにつきましてガルバニウム鋼板0.5mmのやつを使用いたします。

これで、総額的には620万円ほど。これは屋根周りだけですので、廊下部分とか色々また分散をしているものですから、大まかなところの一番大きいところですね。それに対しまして、大体の経費が45%という形になっております。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑ありませんか。

○7番（岩山鶴美君）

工期が、令和5年の2月の10日になっています。その間利用者さんというのは、通常どおり利用ができるのかどうかを教えてください。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○建設課長（日高 望君）

中の利用につきましては、利用可能でございます。

全体的に足場を組みまして、中の部分については今回は全然触りませんので。足場を組んで、中の利用については可能だと思います。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題となっております承認第9号、令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）の専決処分事項報告承認についてから議案第69号、屋久島町総合福祉センター屋根改修工事請負契約の締結についてまでの2件は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

承認第9号、令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）の専決処分事項報告承認についてから議案第69号、屋久島町総合福祉センター屋根改修工事請負契約の締結についてまでの2件は委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第9号から議案第69号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、討論、採決を1件ずつ行います。

まず、承認第9号、令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）の専決処分事項報告承認について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第9号、令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）の専決処分事項報告承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定しました。

次に、議案第69号、屋久島町総合福祉センター屋根改修工事請負契約の締結について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第69号、屋久島町総合福祉センター屋根改修工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

- △ 日程第7 議案第70号 屋久島町議会議員及び屋久島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- △ 日程第8 議案第71号 屋久島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- △ 日程第9 議案第72号 屋久島町町営栗生診療所施設整備積立基金条例の廃止について
- △ 日程第10 議案第73号 屋久島町営旭牧場子牛育成センター条例の一部改正について
- △ 日程第11 議案第74号 屋久島町営長峰牧場条例の一部改正について
- △ 日程第12 議案第75号 屋久島町公営企業等の剰余金の処分等に関する条例の制定について
- △ 日程第13 議案第76号 令和3年度屋久島町上水道事業特別会計剰余金の処分について
- △ 日程第14 議案第77号 令和3年度屋久島町農業集落排水事業特別会計剰余金の処分について
- △ 日程第15 議案第78号 令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第5号）について
- △ 日程第16 議案第79号 令和4年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第17 議案第80号 令和4年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第18 議案第81号 令和4年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第19 議案第82号 令和4年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

- △ 日程第20 議案第83号 令和4年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第21 議案第84号 令和4年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第22 議案第85号 令和4年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第23 議案第86号 令和4年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第7、議案第70号、屋久島町議会議員及び屋久島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてから日程第23、議案第86号、令和4年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの17件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

次に、議案第70号から議案第86号について御説明いたします。

議案第70号、屋久島町議会議員及び屋久島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正につきましては、公職選挙法施行令の改正により、選挙運動費用に関する公費負担の上限額を改正しようとするものであります。

次に、議案第71号、屋久島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、令和4年10月1日から施行される人事院規則の改正により、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するため、改正しようとするものであります。

議案第72号、屋久島町町営栗生診療所施設整備積立基金条例の廃止につきましては、本基金は平成28年度に診療所特別会計に繰り入れられてから残高がなく、平成23年度以降基金積立てを実施していないなど今後も当該基金を運用する見込みがないため、本条例を廃止するものであります。

次に、議案第73号、屋久島町営旭牧場子牛育成センター条例の一部改正について及び議案第74号、屋久島町営長峰牧場条例の一部改正につきましては、近年の飼料の価格高騰等による経営維持のため、預託金の金額を変更するものであります。

議案第75号、屋久島町公営企業等の剰余金の処分等に関する条例の制定につきましては、地方公営企業法第32条第2項及び第3項の規定に基づき、毎事業年度生じた利益剰余金及び資本剰余金の処分または欠損の処理に関し、必要な事項を定めるものであります。また、屋久島町電気事業の設置等に関する条例で規定していた利益剰余金の処分を本条例と取扱いを統一するため、附則において改正を行うものであります。

議案第76号、令和3年度屋久島町上水道事業特別会計剰余金の処分につきましては、令和3年度決算における未処分利益剰余金の処分として減債積立金及び建設改良積立金に積み立てることについて地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第77号、令和3年度屋久島町農業集落排水事業特別会計剰余金の処分につきましては、令和3年度決算における未処分利益剰余金の処分として減債積立金に積み立てることについて地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第78号、令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳出予算について人事異動等による人件費の調整のほか、総務費では財政調整基金、公共施設整備基金積立て、新型コロナウイルス対策事業として各種農林水産業燃油助成補助金、キャッシュレス決済ポイント還元事業負担金、プレミアム付き商品券利用負担金などを、民生費では子育て支援センター整備に係る工事費及び備品購入費などを、衛生費ではワクチン接種及びコールセンター業務の増額、ごみ処理施設及びし尿処理施設の燃料費の増額などを、農林水産業費では町営牧場飼料費及び備品購入費の増額、原集落農業用排水水路整備費、松くい虫防除委託、林道補修費などを、商工費では湯向温泉整備工事の増額などを、土木費では平内集落側溝整備、安房線等の舗装工事などを、消防費では熊毛地区消防組合負担金の増額、一湊揚排水機場補修、口永良部島出張所防災無線移転に係る費用などを、教育費では学校消耗品及び備品購入費の増額などを計上いたしました。

地方交付税、国・県支出金、基金繰入金などで調整し、歳入歳出それぞれ6億7,159万7,000円を追加し、予算の総額を118億7,011万9,000円とする予算措置に併せ、地方債の追加及び限度額の変更を補正するものであります。

次に、議案第79号、令和4年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収入及び支出において人件費及び委託料の増額を一般会計補助金の増額などで調整するため、収入及び支出それぞれ1,751万3,000円を追加し、水道事業収益予算の総額を4億8,639万7,000円に、水道事業費用予算の総額を4億3,015万3,000円にするものであります。

また、資本的収入及び支出において宮之浦浄水場の送水ポンプ更新などを一般会計補助金で調整するため、収入及び支出それぞれ407万円を追加し、資本的収入予算の総額を2億407万5,000円に、資本的支出予算の総額を2億6,032万1,000円にするものであります。

次に、議案第80号、令和4年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、令和2年度口永良部島簡易水道施設整備工事の補助金返納に係る損害賠償金を一般会計に繰り出すなどのため、歳入歳出それぞれ1,679万2,000円を追加し、予

算の総額を6,692万5,000円にするものであります。

次に、議案第81号、令和4年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、国民健康保険基金積立て及び交付金等償還を前年度繰越金で調整するため、歳入歳出それぞれ2,597万7,000円を追加し、予算の総額を19億777万円にするものであります。

次に、議案第82号、令和4年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、介護給付費準備基金積立て及び各種償還の実施を繰越金などで調整し、歳入歳出それぞれ4,360万円を追加し、予算の総額を15億2,208万1,000円にするものであります。

次に、議案第83号、令和4年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、人件費及び備品購入に係る診療所間の調整を雑入で調整し、歳入歳出それぞれ12万8,000円を減額し、予算の総額を1億6,111万6,000円にするものであります。

次に、議案第84号、令和4年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入及び支出において修繕費の増加を一般会計補助金の増額で調整するため、収入及び支出それぞれ60万円を追加し、排水事業収益予算の総額を4,093万9,000円に、排水事業費用予算の総額を4,324万8,000円にするものであります。

また、資本的収入及び支出において公共樹設置工事などを一般会計補助金で調整するため、収入及び支出それぞれ48万8,000円を追加し、資本的収入予算の総額及び資本的支出予算の総額をそれぞれ2,746万5,000円にするものであります。

次に、議案第85号、令和4年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収入及び支出において動力費及び船舶検査費などの増額を自動車航送収益で調整するため、収入において4,879万6,000円を追加し、船舶事業収益的収支予算の総額を4億6,276万1,000円とし、支出においては6,078万円を追加し、船舶事業収益的支出予算の総額を4億6,276万1,000円にするものであります。

あわせて、令和5年度から7年度の代理店業務委託に係る経費を債務負担行為に設定するものであります。

次に、議案第86号、令和4年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入及び支出において電気資材倉庫設計に係る費用を予備費で調整し、総額は収入支出ともに変更なく、資本的収入及び支出において高所作業車用車庫増築工事請負費のため、220万円を追加し、資本的支出予算の総額を6,149万4,000円にするものであります。

なお、資本的収入額の不足額は当年度損益勘定留保資金を補正し、補填をするものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

す。

○議長（石田尾茂樹君）

これより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

○7番（岩山鶴美君）

所管外なので少し教えてください。

15ページの民生費です。

14番の工事請負費、子育て支援センター978万円、それから備品購入費が出ております。この内容が分かりましたらお願いをいたします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（寺田和寿君）

ただいまの御質問にお答えします。

まず、工事のほうですが、978万円をこれまで当初で622万円を予算で計上させていただいておりましたが、合わせて1,600万円になりますが、安房総合センターの2階海側に当たる部分になりますが、こちらの中の工事に関するものでございます。

内容につきましては、子育て支援センターの3歳未満児の親と子供と一緒に集まり、そこで時間を過ごすという場所でございます。そこに、保育士等の部屋とそれから相談コーナーなどの工事を行うところでございます。

それから、備品購入費についての735万9,000円につきましてはその内訳としまして子供が集うその場所の地域子育て支援拠点としてベビーロフト等60万円弱です。それから、絵本コーナーの本の購入等で67万9,000円。それから、そのほか拠点の中で使用する事務用備品、机、それから保育器具、保育遊具、電化製品等があります。600万円ほどございます。それを合わせて全部で735万9,000円となっております。

以上です。

○7番（岩山鶴美君）

ありがとうございます。

これ見たときに、今課長の説明受けましたが、もちろん新設でするわけですから備品は必要なものと思います。その今説明の中で、やはり子供が使う机とか椅子に関しては我が屋久島町は木育の事業もしております。やっぱりこう予算が許すのであれば地元の地杉を使ったり、人に優しいそういうのを配慮に入れてもらえればと思います。これは要望です。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑ありませんか。

○4番（中馬慎一郎君）

一般補正予算の中から16ページ、まず。2点ほどあるんですけど、16ページ、衛生費、山岳部保全対策費で修繕料80万円と記載されています。その内容を教えてください。

それと、今同僚議員からも木育のことで出たんですが、19ページ、農林水産業費で林業振興費に負担金34万6,000円。これが、屋久島町木育推進事業補助金とあります。これの内容を教えてください。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

ただいまの中馬議員の御質問にお答えいたします。

山岳部保全対策費の修繕料80万円の増額につきましては、小杉谷のバイオトイレの1基が攪拌機ギアの故障によりモーターに負荷がかかることから電源が遮断され、使用できない状況となっております。

当該攪拌機の納入業者であります株式会社大築のほうへ状況を報告いたしまして、修繕費用の確認を行ったところ、ギアモーターとその部材、制御盤補修が必要となったことから修繕料としまして今回80万円を計上したところであります。

○産業振興課長（鶴田洋治君）

屋久島町木育推進事業補助金について御説明をいたします。

皆さんも御存じかと思いますが、現在木育インストラクターが町内におりまして、その方たちをお願いをして新生児におもちゃ、食器等椅子とかそういったものを贈呈しております。これも木育の推進事業なんですけれども、それに加えて今回インストラクターの方たちがもっと地元材を活用した活動を行いたいということで、今現在学校とかそういったところでも木育の授業を、幼稚園・保育園も含めてやっておりますので、そういった普及活動に使っていただくための補助金となっております。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑ありませんか。

○15番（大角利成君）

2点ほどお尋ねいたします。

一般会計の10ページのところで、過疎対策事業債が3事業で今回2,800万円の減額になっております。確認なんですけど、起債対応できなかった財源につきましては一般財源ということで事業としては予定どおり実施をする予定なのかどうかというのがまず1点。

それから、25ページ、教育費でございます。

小学校費のところに備品購入費で空調機器宮浦小、八幡小の備品購入費が掲載されておりますが、設置する場所は今回どこの教室になるのかというのが1点と、あとまだ設置されていない特別教室等について今後の設置についてはどのような考えかなどをお聞かせください。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○政策推進課長（三角謙二君）

大角議員の御質問の過疎対策事業債であります。先般第1次の要望の査定がありまして、県のほうから減額の枠の調整がありまして、減額が来ております。そのことによりまして、3事業につきましてはだいすき基金へ財源を振り替えております。

滝之川大滝鑑賞道整備事業、千尋の滝頭首工管理歩道安全整備事業、あと学校施設整備事業の栗生小のプールブロック改修の3点につきまして財源更正を行っております。

あと、まだ財源的に足りない部分につきましては2次要望で出す予定にしております。以上です。

○教育総務課長（長 美佐子君）

先程の御質問にお答えいたします。

まず、備品購入につきましては宮浦小学校の職員室、あと八幡小学校のパソコン室の空調の更新を考えております。

先程ありました特別教室等の空調の更新につきましては、現在どのように進めていけばいいのか検討中であります。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はございませんか。

○14番（渡邊博之君）

議案第75号で1点だけお尋ねをしたいと思います。

この中で、定義の中に、いわゆる利益分を積立金あるいは建設、それから固定資産取得、こういうふうに分けていますが、現実には今の特別会計の中でこういうものを実現できる経営というのはどういうところがありますか。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○生活環境課長（計屋正人君）

ただいまの御質問ですけれども、この地方公営企業のこの定義で各積立てに充てると、財産処分を行うといったところは、一般的に地方公営企業の中では普通に出てくるころです。

それが、例えば第2条の第1項であれば企業債の償還の財源に翌年度充てますよ。第2項であれば、もし欠損金が出たときにはその欠損金に充てますよ。第3項であれば、次年度の建設改良の資金に充てますよというような考え方でこの第2条の5項を定義してございますので、特別会計という捉え方よりも地方公営企業ではこういう考え方が普通にあるというふうに考えていただければいいと思っております。

以上です。

○14番（渡邊博之君）

少し角度を変えますけれども、電気事業は比較的健全な経営になっているというふうに思うんですけれども、ただ屋久島町の電気事業というのは、いわゆる特異性があって、町全体を含む会計じゃないことはもう御承知のとおりですね。いわゆる長峰から志戸子までが屋久島町が運営する電気事業なんですよね。

そういう中で、利益の処分というところの第2項に、「前項の規定により積み立てた積立金を前条各項の目的以外の用途に使用しようとする場合においては議会の議決を得なければならない」とありますけれども、これは一般会計への繰入れも想定をしているというふうに理解していいのでしょうか。どうでしょうか。

○議長（石田尾茂樹君）

答弁を求めます。

○14番（渡邊博之君）

あり得るということなのかどうか。

○生活環境課長（計屋正人君）

質問のお答えになりますけれども、地方公営企業会計から、水道であったりとか電気会計から一般会計へ剰余金が出たので戻すといったところは考えてはおりません。

○14番（渡邊博之君）

合併したての頃は、電気事業の一部を、1億円ぐらいだったと思いますけれども、一般財源に繰り入れるということがあったんですね、現実に、過去において。それはないということですね。そう理解してよろしいですね。

この「前各項の目的以外」というのは何かが分かればほっとするんですけれども。「目的以外の用途」というのは。

○生活環境課長（計屋正人君）

例えば、第2条の第1項に減債積立金に積み立てます。そのルールの下、剰余金を処分をいたしました。ただ、次の年の当初予算の中で減債基金に積み立てたはずの金額を例えば第3項の建設改良積立金に使いたいとなったときには、その段階で議会の議決を、決算のときに処分した項目とは違うことに使うわけですので、建設改良積立金として当初予算に組み込む場合は当然議会の議決をその段階で必要とするものというような

考え方です。

したがって、各積立金で処分したものはその積立金から当初予算に組み込む。それ以外の用途をするときには、必ずその都度議会の議決を得ることが必要ですよというルールを定めるものでございます。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はございませんか。

○9番（榎 光徳君）

議案第78号の一般会計補正予算についてお尋ねをいたします。

21ページの商工費の工事請負費ですが、450万円ほど計上されております。湯向温泉ですね。

湯向温泉については、これまで設置場所に遺跡、遺構が出たということで発掘調査をしていたと思うんですが、その結果が出てこのように工事に至ったことになると思うんですけども、これはもう本体工事全て、附帯工事も含めての450万円ということですかね。

それと、現在の温泉の、男女それぞれありますが、湯船とか脱衣所を含めて規模的に今の温泉より大きくなるのか小さくなるのか同じぐらいなのか。そこら辺が分かりませんか。

一応2点だけ教えてください。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

榎議員の御質問にお答えいたします。

湯向温泉整備としましては、老朽化が著しく、倒壊の恐れがあることから隣地を購入の上、令和2年度から崖地対策の擁壁を整備いたしまして、令和3年度は本体工事に着工したところであります。

しかしながら、仮採掘で遺物が出土したことにより発掘調査を実施する必要があるため、工事のほうをこれまで一時中断をしておりましたが、社会教育課の協力により発掘調査のほうを終了したことから工事を再開するに当たりまして、物価上昇及び湧き水のための地盤改良に係る追加費用として今回450万円を増額しようとするものであります。

全体の工事費としましては、ヤクデン商事株式会社さんのほうと2,893万円で既に契約をしておりまして、それに係る物価上昇分としまして0.1%ほど289万3,000円、それから湧き水のための地盤改良費を167万円、合わせて450万円ということではしております。

後のほうの御質問の規模がどうであるかということにつきましては、ほぼ同じぐらいの規模であるというふうには見ております。

以上です。

○9番（榎 光徳君）

泉源についても、以前特別委員会で調査に行ったこともありましたが、現在の施設よりこう若干下がるわけですが、位置的にですね、その泉源確保等については別に問題ないわけですね。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

以前のおお、横のほうに泉源をそのまま確保しておりますので、その辺については問題ないものと思っております。

すみません、訂正いたします。

先程の規模につきましては、若干現行の分よりは小さめになるかと思っております。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに。

○1番（岩川卓誉君）

3点お伺いします。

1つ目が、議案第74号と73号の関連で町営牧場の関係なんですけれども、子牛の預託料20円の値上げと繁殖雌牛の150円の値上げということなんです、この値上げ、飼料代ということなんですけれども、根拠というものがあればお示し頂ければと思います。

あと、議案の第75号、先程の質問ともちょっと関連するのかもしれないんですけれども、上水道と農集排のほうは未処分利益剰余金があってそれぞれ建設改良積立金だったりとか減債積立金に積み立てたいということで議案がそれぞれ上がっているんですけれども、電気事業のほうはその議案がなくて、その未処分利益剰余金というものが電気事業のほうとかはなかったのかなということがちょっと気になって質問させていただきました。

最後1点は、一般会計補正予算のほうで18ページなんですけれども、農業総務費の乗用草刈り機を100万円で備品購入するという形になっているんですけれども、これどここの乗用草刈り機のことか教えていただけたらと思っております。安房とかだと結構使い回したりとか、学校とかでもこう借りて使ったりしているんですけど、尾之間って聞いてその尾之間周辺の草刈り機の運用というのがどうなっているのかというところをお伺いできればと思っています。

お願いします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○産業振興課長（鶴田洋治君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

旭牧場の、それから長峰牧場、子牛の預託料を上げております。それから、長峰牧場の繁殖雌牛、成牛のほうの預託料も上げておりますが、これにつきましては飼料それから水も飲みますし、電気も使います。それらのものを細かく積算をして1頭当たりどのくらいかかるのかということで計算をしております。

ただし、それで計算をしますとこの金額では収まりません。種子島のほうが大体子牛だと700円ぐらいの預託料になっております。それはなぜかということ、私たちのところは町有牛を保有しておりますして子牛の販売を行っておりますので、その赤字部分を子牛の販売で賄っているというような状況で今運営を行っております。

実際、そのじゃあ牧場全体がどうかということ、人件費まで加えとなかなか黒字には今ここ2年ぐらいになっておりませんが、それを目指して今運営を行っているところです。

ですから、今回の値上げにつきましては色々資材につきましても値上がりをしていきますので、その辺を捉えての値上げになっております。

それから、農業総務費の備品購入費、一応100万円計上させておりますが、入札等できるだけ抑えてこれ以下になることになると思うんですけども、これにつきましては尾之間のグラウンド、あそこが約1町歩近くありますので、1haですね。今尾之間のグラウンドゴルフ同好会の方たちに管理をお願いをしてやっているんですが、自走式の非常に重たいやつで機械が1台あるんですけども、それが大変だということで中身も古くなってきておりますので乗用型でさっと終わらせられるようにということで尾之間グラウンド用に購入する予定です。

以上です。

○電気課長（内田康法君）

ただいまの岩川議員の電気会計の剰余金はなかったのかという御質問ですが、令和3年度末未処分利益剰余金は電気会計は6,214万5,294円ありました。

ただし、建設改良積立金に6,200万円積むということで屋久島町電気事業の設置に関する条例第7条に規定されていますので、これは条例による処分ということで提案をしております。

以上です。

○1番（岩川卓誉君）

ありがとうございました。

1点ちょっと先程の一般会計のほうの草刈りの件だったんですけども、僕前々からその財産の関係をやっぱり一括で管理していくという方法を進めていくべきだなということをおっしゃって、その安房で使っているものを例えば尾之間で使えないのかとか、その運用日数とかも僕も調査しているわけではないんですけども、そういったと

ころも精査していただいて、総合的に御判断いただければなと思っておりますので、また委員会のほうでも話題にいただければなと思っています。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第70号、屋久島町議会議員及び屋久島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてから、議案第86号、令和4年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの17件については、お手元に配付してあります議案等の委員会付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

委員会審査の場所は、総務文教常任委員会は第1委員会室を、産業厚生常任委員会は第2委員会室をそれぞれ充てます。

△ 日程第24 同意第1号 屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任について

△ 日程第25 同意第2号 屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任について

△ 日程第26 同意第3号 屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任について

△ 日程第27 同意第4号 屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第24、同意第1号、屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任についてから、日程第27、同意第4号、屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの4件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

次に、同意案4件について御説明をいたします。

同意第1号から第4号、屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、本年9月30日で任期満了を迎えます中馬義彦委員、日高義正委員、鞆研三委員、日高正秀委員を引き続き固定資産評価審査委員会委員として選任するため、議会の同意をお願い

いするものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹君）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題となっております同意第1号、屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任についてから、同意第4号、屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの4件は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

お諮りします。

同意第1号、屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任についてから、同意第4号、屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの4件は委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、同意第1号から同意第4号までの4件は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論と採決を1件ずつ行います。

まず、同意第1号、屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任について討論を行います。

討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第1号、屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

この採決は電子採決によって行います。

本件に同意することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（石田尾茂樹君）

押し忘れ、間違いはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

これで締め切ります。

賛成多数です。したがって、本件は同意することに決定しました。

次に、同意第2号、屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第2号、屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。

本件に同意することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（石田尾茂樹君）

押し忘れ、間違いはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

これで締め切ります。

賛成多数です。したがって、本件は同意することに決定いたしました。

次に、同意第3号、屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第3号、屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決

いたします。

この採決は電子採決によって行います。

本件に同意することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（石田尾茂樹君）

押し忘れ、間違いはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

これで締め切ります。

賛成多数です。したがって、本件は同意することに決定しました。

次に、同意第4号、屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第4号、屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

この採決は電子採決によって行います。

本件に同意することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（石田尾茂樹君）

押し忘れ、間違いはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

これで締め切ります。

賛成多数です。したがって、本件は同意することに決定しました。

△ 日程第28 令和4年請願第2号 屋久島町総合図書館及び安
房図書室の創設の請願

○議長（石田尾茂樹君）

日程第28、令和4年請願第2号、屋久島町総合図書館及び安房図書室の創設の請願を議題とします。

この意見につきましては、会議規則92条第1項の規定により、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおり総務文教常任委員会に付託します。

審査の場所は議案審査と同じ場所であります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、9月9日午前10時から開きます。

日程は、町政に対する一般質問です。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午前11時39分

令和4年第3回屋久島町議会定例会

第 2 日

令和4年9月9日

令和4年第3回屋久島町議会定例会議事日程（第2号）

令和4年9月9日（金曜日）午前10時開議

○日程第1 町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手
15番 大角利成	<p>1. 町民すこやかふれあいセンター施設の維持管理について</p> <p>(1) 雨漏り防止策として屋根の補修について提言してきたが、どう考えているか。</p> <p>(2) 東側地表面に小石等が露出している状況にあるが、どう思っているか。</p> <p>2. 旧役場尾之間支所庁舎解体工事関連について</p> <p>(1) コンクリート破片で保健センター西側を埋め立てると聞くが、施工内容はどうなっているか。</p> <p>(2) 今後も同様のリサイクル工法を考えているのか。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>
4番 中馬慎一郎	<p>1. 消防団活動の取り組みについて</p> <p>(1) 多様な消防団活動が求められてきているが、それに向けた研修なども必要ではないか。</p> <p>(2) 有事の際の消防団の行動について。</p> <p>2. 海水浴場や砂浜の景観維持と管理について</p> <p>(1) 国体に向けた施設整備についての見解を問う。</p> <p>(2) 毎年砂入れを行う浜もあるが、ウミガメの産卵時期を外すなどの措置や産卵しやすい景観づくりが必要ではないか。</p> <p>3. 集落支援の取り組みについて</p> <p>(1) 各集落への集落担当制度が進まない原因や問題点はなにか。今後の方向性を問う。</p> <p>(2) 高齢者・障害者が日常生活や避難行動をしや</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>

	<p>すい集落内整備を町が率先して行うべきではないか。今後の見解を問う。</p>	
11番 高橋義友	<p>1. 矢筈公園内の施設整備について</p> <p>(1) 公園内道路の側溝の整備について</p> <p>(2) 東屋のベンチ周辺の整備について</p> <p>(3) 管理棟の今後の利活用について</p> <p>(4) 矢筈公園の今後の維持管理について</p> <p>2. 町内小・中学校の校内樹木点検について</p> <p>夏休みの期間中に曾於市の小学校で、芝刈り中の校長が、折れた枝の下敷きとなり死亡する事故が発生しました。町内の小中学校にも沢山の巨木があり、倒木や枝の落下等リスクの高い樹木は点検が必要だと思われるが、現時点での点検状況をお示してください。</p> <p>3. 町内の小学校の遊具施設について</p> <p>本年度各小学校に新しい遊具が導入されましたが、どのような経緯で更新されたのかお示してください。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>教 育 長</p> <p>教 育 長</p>
1番 岩川卓誉	<p>1. 環境文化村構想、屋久島憲章、世界自然遺産登録30周年に向けた町の取り組みについて</p> <p>(1) 屋久島は今年と来年で、環境文化村構想、屋久島憲章、世界自然遺産登録が、それぞれ30周年を迎える。次の進むべき道を展望し、町民の意識高揚を図るため、町民との対話を通じた30年の振り返りを行い、平成12年に開催された「世界自然遺産会議」のような国際会議を開催する考えはないか。</p> <p>(2) 世界自然遺産登録30周年を機に、自然環境保護及び観光振興の政策を推進する財源とするため、宿泊税を導入する考えはないか。</p> <p>2. 若年層への社会保障（子どものまちづくり政策）について</p> <p>前出の質問に関連して、宿泊税を導入した場合</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>

	<p>合、3億円程の法定外目的税が見込まれる。その財源をもって、2人目の保育料の無償化等、子どものまちづくり政策を進める余地は無いのか。</p> <p>3. 馬毛島の自衛隊施設整備に関する交付金の取扱いについて</p> <p>馬毛島の自衛隊施設の整備に際し、屋久島町が、再編交付金、民生安定助成事業補助金、特定防衛施設周辺整備調整交付金を受ける余地は無いのか。</p>	<p>町 長</p>
--	--	------------

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	岩川卓誉君	2番	内田正喜君
3番	小脇淳智郎君	4番	中馬慎一郎君
5番	眞邊真紀君	6番	相良健一郎君
7番	岩山鶴美君	8番	渡邊千護君
9番	榎光徳君	10番	緒方健太君
11番	高橋義友君	12番	日高好作君
13番	岩川俊広君	14番	渡邊博之君
15番	大角利成君	16番	石田尾茂樹君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	日高孝之君	議事調査係長	岩川さほり君
議事調査係	小池祐士君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長兼会計管理者	上釜裕一君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	岩川茂隆君	政策推進課長	三角謙二君
観光まちづくり課長	泊光秀君	町民課長兼地域住民課長	中村一久君
福祉支援課長兼福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	塚田賢次君
生活環境課長	計屋正人君	産業振興課長	鶴田洋治君
建設課長	日高望君	電気課長	内田康法君
教育総務課長	長美佐子君	社会教育課長	泊竜二君
産業振興課参事 （技術支援・農業委員会担当）	日高望君	監査委員事務局長	日高孝之君

△ 開 議 午前10時00分

○議長（石田尾茂樹君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

△ 日程第1 町政に対する一般質問

○議長（石田尾茂樹君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

順番に発言を許します。

始めに、15番、大角利成君に発言を許します。

○15番（大角利成君）

皆さん、おはようございます。

心配されました台風11号でございましたが、大した被害もなく、ほっとしているときに新たにまた12号が発生し、大変危惧をしているところでございます。

さて、これまで全国的にあるいはまた我が町も色々と防止対策を講じてきたものの、本町における新型コロナウイルス感染は増加している状況で1,600名を超すというような現況にあるようでございます。今なお後遺症で苦しんでいる方、あるいはまた現在療養中の皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。今後も、町民一丸となって引き続き、感染予防策を徹底していかねばなりません。

安倍元総理の事件あるいはまたこの夏、高温気象そして集中豪雨等による自然災害等大変暗いニュースが多かったわけでございますけれども、昨日は町長の行政報告の中でこの夏、文化活動面あるいはスポーツ活動面で活躍をされました本町児童生徒の紹介がありました。

明るいニュースでございますので、私も1件だけ付け加えて御紹介をしたいと思います。

御承知のように、四国地方で開催をされました全国高等学校の総合体育大会に鹿児島工業高校のソフトボールチームが参加をいたしました。選手の一員として岳南中学校出身の日高駿治君が出場し、同校は準決勝戦で優勝いたしました長崎県の大村工業高校に敗れはしたものの、鹿児島工業高校として初の全国3位入賞という結果でございました。日高駿治君は、3回戦でスリーランホームランを打つなどして3位入賞に大きく貢献した旨の新聞報道もされたところであります。おめでとうでございます。そして、お疲れさまでございました。

そして、この夏活躍されました未来の屋久島町を担っていく児童生徒、高校生の皆さま

んに改めて拍手を送り、今後ますますの活躍を期待するところでございます。

さて、私の今回の一般質問は町民すこやかふれあいセンターの施設の維持管理についてと、旧役場尾之間支所庁舎解体工事に関連する、この2点でございます。

1点目の、町民すこやかふれあいセンターの施設の維持管理についてお伺いをいたします。

御承知のとおり、同施設は高齢者から幼児まで幅広い年層の皆さんが雨天時はもちろん夏場の暑い日などに利用しております。そして、ときには行政や各種団体のイベント会場としても利用をされております。

数年前から雨漏り箇所が増える状況にあり、これまで担当課職員とは幾度となく現地において対応策を協議し、そしてこれまでも色々と改修に向けた工事等を行っていただきましたが、思うような結果に至っておりません。

町長も現状を把握していることと思いますが、現在のこの雨漏り防止対策についてどのように考えているかをまずはお伺いをいたします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

皆さん、おはようございます。

今朝エリザベス女王が死去との報道がありました。心から哀悼の意を表したいと思えます。

それでは、大角利成議員の質問にお答えをします。

これまで、議員の御指摘もあり、本年6月議会において御指摘の雨漏り箇所についての修繕に関する予算案を可決頂いたところですが、その際産業厚生委員会において明かり取り部分のトップライト部分全部を補修する必要があるのではとの指摘がなされたことから、現状について実態の調査をしたところであります。

これにより分かったことですが、金属板の屋根の全体の老朽化が進んでいるとの指摘がなされ、今後計画を立て、修繕が必要であるという判断をしているところです。

○15番（大角利成君）

今ありましたように、これまでお願いをし、部分的にやってまいりました。一向に雨漏りが収まらないということで、町長今ありましたように、先般産業厚生常任委員会で現地調査をした折に、明かり取りのスパンのところ、1スパンごとに改修したらどうかというような提案をしたところであります。

これまでは一部分をプラスチックを貼って補修をしたり、あるいはコーキングをしたりということでありましたから、なかなか思うような効果が出なかったんじゃないかと、このように私も思っております。担当課のほうも、そのような感じで私と今まで接して

きた経緯がございます。

通常、ゲートボールは別としましてグラウンドゴルフについては、大会の折に雨天の場合に急遽この会場に変更される場合が多いわけですが、これまでも大会当日に雨漏りがひどくて非常にお叱りを受けたこともありますし、また電話等でもお叱りを受けたことがございます。

私が思うに、以前はスレートの屋根でございました。それが古くなって、そしてそれが亀裂が入り、台風で飛ばされて周辺の住民の住宅に影響を与えたということで今の工法に変えた経緯がございます。

屋根つきがあることで、雨の色々なイベント、大会等ができるわけですがけれども、全体を替えるということになると、私が聞いた状況では五、六千万円はかかるのかなというふうなお話もありました。ぜひ、今町長がおっしゃったような方法で対応をしていただきたいんですが、目途としてはいつ頃を考えていらっしゃるのでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

今すぐ、来年やるという答えはどうもあれですけれども、予算も通っていますんで、取りあえず現状のやつをやります。雨漏りを止める。それで、次の質問とも少しあれがありますけれども、全体的に見直してそれを予算を立ててやっていく。近いうちにやろうという思いはあります。

○15番（大角利成君）

いずれにしても、調査にもお金がかかると思います。近いうちとおっしゃいますと早くて12月の議会での予算計上になるのでしょうか。ぜひ早めに調査をしていただいて、そしてその方向性を示していただきたいと、このように思います。できることであれば、来年度には何らかの形で事業実施ができるようなことで町民の皆様が安心してあの施設を使えると思う。ぜひ前向きに取り組んでいただきたい。

担当課の職員、課長は大変心配をして対応もよくやってくれていると思うんですが、なかなか職員が思った効果が出てきていないというのは実情であります。

全体的なことも少し聞きましたけれども、私はそのスパンごとに明かり取りのところをまずやるのが一番いいのかなと思うんですが、お金があつて全部やり直すことは、それはそれに越したことはありませんけれども、そこまではやる必要がないんじゃないかなという私素人の考えでありますけれども。ぜひ早めに専門に見ていただいてその対応をしていただいて、町民の皆さんが安心して、そして楽しく利活用できる施設にぜひしてほしいなと思いますが、今年度調査をして来年度ある程度の事業を実施するという考えはないのでしょうか。再度お尋ねします。

○町長（荒木耕治君）

先程も申しましたけれども、今年度設計して来年度やるという、今ここでそういう答

弁はできませんけれども、議員がおっしゃるとおり、1日も早くやろうという気持ちはありますので、きちんと調査をし、設計をし、どのぐらいの予算がかかるのか財政とも内部で協議をしながら早い時期にそういう、造ってかなりになりますから、そういう部分とすればもうやるのであればある程度そういうところまで含めてもうやったほうがいいのかなという個人的な思いもありますので、そういうふうに少し内部で協議をする時間を頂きたいと思います。

○15番（大角利成君）

御承知のように、今私はゲートボールとグラウンドゴルフを申し上げましたが、スポーツ少年団の雨天時の練習会場あるいはまた幼稚園等の夏場の運動、そしてまた運動会、もう今年も運動会の練習が始まっているようでございます。そして、また老人クラブ連合会のスポーツ大会と、そしてまた先程申し上げましたが、行政の色々なイベントにも活用される施設であります。ぜひ早め早めの対応で検討していただきますようお願いを申し上げます。

さて、雨漏りについてはそのようなことなのですが、あそこの場所は地形からして東の風が非常に強い場所であります。東からの雨が吹き込んで、そして東からの強い風に乗って、特に施設の東側の表土は風に乗って飛び、そして以前はなかった小石が顔を出してきております。

そんな中で、先程も申し上げましたが、今年もまた幼稚園の運動会の練習も始まりました。大変危ない状況にあるんじゃないかなというふうに私思っております。昨日も賠償の関係の報告がありましたが、交通事故があつてから、あるいは事故があつてから改修するのじゃなくて、やっばし未然にそれを防ぐというのは行政に課せられた仕事だろうと思います。

町長も現状は見ていると思いますが、この東側の小石等が露出している状況ですけど、この状況を今どのようにお考えでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

御指摘の東側地表面については、長期にわたり、台風などの強風により表面土壌が吹き飛ばされ、また雨水により流出し、石が露出しており、今後も風雨の影響を受け続けることとなりますので、対応は必要だというふうに考えております。

屋根全体と地表面との全体の工事となれば多額の予算を必要とすることから、本年度は屋根部分の一部雨漏りの部分のみを修繕していくこととし、今後は詳細を調査を行った上で計画を立てて年次的に補修をしていく必要があるというふうに考えております。

○15番（大角利成君）

一挙になかなかできないことは理解できますが、以前はああいう石は出ていても少なかったんですね。そして、これまで私も時々顔出しをするんですが、尾之間のグラウ

ンドゴルフの方々あるいはゲートボール愛好者の皆さんが砂を撒いたりして、そしてブラシをかけたりして手入れをしてまいりましたが、現状ではもうなかなか追いつかない状況であります。

ですから、私としては以前、私の記憶では全面的に表土の入替え作業をした記憶がございます。私の記憶に間違いがなければですね、1回だけ。

私は、現状を見ますと全部やり直す必要は今ないと思うんですが、先程申し上げました東側の約20mほどを主に小石が出ております。対応策としては、愛好者の皆さんがやってくればそれがいいんでしょうが、何か少しでもこう金づち等でたたけば、少し下に沈む石もあるのかなと思いつつ毎日見ているんですが、何らかの対応をしていただいて、そして少し大きいなというのを、こう上だけ石が見えている部分もありますから、そういうものは非常に厳しいのかもしれませんが、何らかの対応をして町としても安心なその施設整備のために気配りをしているんだということも見せていただきたい。

このことも、課長ともこれまでずっとお話してきたんですが、高齢者の方は私も頭の下がる思いで、私も高齢者の一員ですけど、みんな一生懸命にそういう感じで自分たちの使う施設だということやってくれてはいます。ですから、ぜひこの表土についても、全面的にやる必要は私はないと思っていますけど、部分的でもやれるような方法を考えていただきたいんですが、再度町長の考えをお願いします。

○町長（荒木耕治君）

行政、町がやる分にはやりますけれども、今議員おっしゃるように、使用されている方も今までやってきているけどどうにもならない部分もあるのであれば、使用されている方と町と一緒にそういう実情をまた調査をし、研究して取れるものは取る、入れるものは入れる、そういうことをやっていくように考えていきたいというふうに思います。

○15番（大角利成君）

コートの中ですから、自然的に下の石が上に出てきたということは私はないと思うんです。表土が飛んで出てきたと思うんです。ですから、専門的にこう勾配を取っていただくと分かるんでしょうが、恐らく東側のほうの表土は飛んで石が出てきたと思うんで、もしかしたら少し東が高くなるかもしれませんが、東側に表土を少し入れることである程度の解消もできるのかなというふうに個人的には思ったりもしておりますので、ぜひ検討をしていただきたいということをお願いを申し上げておきたいと思います。

2点目の質問に入ります。

旧役場尾之間支所庁舎の解体工事関連についてお伺いをいたします。

車庫、書庫、倉庫等の解体が終わり、いよいよ支所庁舎本体の解体工事が始まりました。私も四十数年間の公務員生活の中で、あの地で二十数年間、あの建物で仕事をさせ

ていただきましたので感慨深い思いで今日夜その作業を見ているところであります。

解体工事のコンクリート残骸で、いわゆる保健センターの西側駐車場、以前はここはテニスコートがありまして熊毛地区大会のテニス大会も開催をされた場所であります。その後、駐車場に用途変更をされてきたところでございますけれども、そこを埋め立てるというようなことをお聞きしましたが、施工の内容についてどのようになっているのか、まずはお伺いをいたします。

○町長（荒木耕治君）

旧尾之間支所庁舎は、鉄筋コンクリート造り4階建ての建物であることから、解体によることによってコンクリート殻で約2,700m³の建設副産物が生じる計算となっております。

現在解体工事中であります。解体設計・計画の段階において建設副産物を有効的に活用するために、発生するコンクリートを30cm程度まで敷地内において小割りにした上で、旧職員駐車場をかさ上げするための盛土材に再利用する計画としております。

旧職員駐車場は隣接する保健センターから1m程度地盤が下がっていることから、現在車両の乗入れができない状況であります。かさ上げすることによって今後の跡地利活用と関連した活用敷地として、現在の駐車場と一体的に利用することができるようになり、利用者の利便性の向上につながるものと考えております。

○15番（大角利成君）

確認です。

保健センターの高さと同じところまで埋め立てるということでよろしいのでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

その通りです。

○15番（大角利成君）

埋め立てる内容は、分かりました。

町長、今旧支所庁舎の跡地利活用等協議会を設置をしまして、これから本格的にその議論が始まろうとしているところだろうとっております。

この埋立てについては、土地利用の利活用等の方針が出てからでもいいのではないかというふうに今私は思っているんですが、この埋立てをすることについて、経費的なことも考慮してというお話がございましたが、これは町長自らがそういう思いで指示をしたのか。それとも、事務方からそういう提案があって今回このような埋立てをすることになったのかをお伺いします。

○町長（荒木耕治君）

旧宮之浦の役場も、かさ上げをするためにあそこでこの同じ工法でかさ上げをして、奥のほうまで一体的の高さにいたしました。

ですから、今度も今の駐車場を上げるときに経費の面、色々工法的なものもそれで行けるといふことでしたから、それは私がいいでしょうという決断をしたところです。

○15番（大角利成君）

30cm程度に小割りをして埋め立てるといふことで、行政がすることですから法的には問題はないでしょう。

しかし、先程も申し上げましたように、埋立ては、私個人の見解ですよ、考え方です、もう少し待ってもよかったんじゃないかな。それは、何でかといふと、あの地形をいかに有効活用して、あそこ周辺の施設整備をするか。土地をどう今後利活用するかといふのは、今からまさに検討されようとしているんじゃないかと思うんです。

そんな中で、私も50年近く尾之間に住んでいますけれども、尾之間で一番風の強いところです。残骸を埋めることは別として、かさ上げをすることについてはそれは色々あるのかもしれませんが。私は、あそこの土地をやっぱり有効活用しようとするのを考えたときに、町長がこれまで推進、申し上げてきた屋久島の地杉を使った木造構築物の推進、公共施設はそのような方針でいこうというようにことを度々言ってきております。

風の強いあそこであれば、もしあそこに木造の構築物等を建てることになるとすれば、むしろ私は今の地形のまま使ったほうがいいと思うし、また駐車場として使うのであれば、保健センター側からスロープで車が入れるようにして使えば問題はないというふうに思っております。

また、あの今回埋め立てようとしているところに構築物を、建物を建てようとするれば、駐車スペースのことを考えれば半地下方式、1階に駐車場、そして保健センターと同じレベルでその上に構築物を建てる。そんな方法も考えられるんじゃないかな、私はこう思うわけです。そして、本町の町有財産の中でも私は価値観の高い地域じゃないかなと。このように思っております。

例えばの話、あそこの土地にこういうものを建てるという、もう方針が決まってそのために例えば地下の強度のためにもうその前に埋立てをすとかという方針が出ておれば、これは私は別だと思うんですが、そうでない時期に埋立てするのはどうかなと。

私としては、あの一等の地に地下にコンクリートの残骸を現時点で埋めるということに非常に寂しいといひますか、やるべきじゃない。もう少し検討委員会の皆さん方の意見も聞いたその後にやるべきかなと。そして、さらに言わせていただくと、埋立てが必要といふことであれば、私は庁舎のコンクリートの残骸はちゃんと処理をし、そして再利用ができる形で利用をし、お金はかかるのかもしれませんが、埋立てをするとすれば土砂を持ち込んで、コンクリートの残骸じゃなくて埋めるべきじゃないかなと、こういうふうに思うんですが、町長の考えはいかがですか。

○町長（荒木耕治君）

議員のあの地で過ごした思いというのは私もよく分かります。そして、また尾之間という自分の住んでいる地域のこともよく分かります。

それぞれ、議員がおっしゃる、今何を建てるかというのもまだ決まっていないその状況で、例えば今議員がおっしゃるように、低ければ低いような設計をするかもしれない。高ければ高いような設計をすると思います。ですから、今やろうとしていること、今私も解体をしてその解体をしたものを、そういう方針を出していつている。

だから、私は議員の思いもよく分かりますけれども、それをじゃああえて今ここで別な方法でというようには今は思っておりません。

○15番（大角利成君）

町長の確認はできました。

解体の工事費の削減だけで今町長話されましたが、どうなのでしょう。私たちの町は、特に屋久島は環境保全の島として地表面だけではなくて、これまでも申し上げてきましたが、海中あるいはこの地中においてもしっかりと保全をしていく。このことが私は屋久島に求められているんだろうといつも思っております。

そんな中で、町長を始め、職員の皆さんが頑張っていて、去年は屋久島が好きでだいすき基金、ふるさと納税をしてくれた方々がたくさんいらっしゃいまして、5億円近い寄附金を頂いております。私は、財源のことを考えるとすれば、屋久島が好きでふるさと納税をしてくれた方々はいま私たちが進めようとしているこのような公共工事の在り方は大半の方が賛同してくれないんじゃないかと。少ないけれども自分たちがふるさと納税を収めたその財源を使って、将来のために地下であるといえどもちゃんとした工事をやってほしい。このように言っているような気がしてなりません。

聞くとところによりますと、屋久島における砕石等も新しい場所がなかなか許可も下りないというようなことも聞いておりますし、砕石自体は不足をし、場合によっては鹿児島島から搬入ということも考えられる。そのようなお話も以前聞いたことがあります。

私は、やはりお金はかかっても今回のような庁舎のこのコンクリート破片についてはちゃんとリサイクルができる施設で処理をし、そして新しい形で活用する。そのような工法こそが私たちに課せられた仕事であり、義務であるというふうに考えるわけですが、今町長からそういう考えはないというようなお話でございました。

私、予算のときに質問をすればよかったんですが、予算計上の折、私の凡人の頭の中には荒木町長はこれまでリサイクル、資源活用に同僚議員のこれまでのSDGsのことについても色々と答弁をしてきましたから、当然コンクリートは再生処理をしてそして利活用するというふうに思っておりましたので質問をいたしませんでした。

ここに来て、予算の計上のときに質問しなかったから町側は説明をしませんでしたということも耳に入ってきております。もう少し、私は宮之浦の支所跡の埋立てとは違う

と思う。あそこについては、これまでも浸水をした土地であると同時に、地震・津波等を考えると今後公共施設は建てるべきじゃない。だから、当分の間は公園とか、それから駐車場とか地域の方々の意見も聞いて、そういうふうに今考えているということでしたから私たちもそれに同意をした経緯があります。私は、尾之間とは少し違うと思うんです。町長は一緒だということなんだろうが、私はそう思います。

ただ、ここで考えの違いが出てきましたけれども、私のこの質問、そして町長の答弁を聞く町民の皆さんがどのような判断をするかというのはこれから先のことであります。私としては残念でなりません。

あそこの土地の利活用の方針が出ておりませんが、お聞きしますというと、このようにして行政が地中にコンクリート等を埋め込んで、その後いわゆる第三者に販売をした土地があり、そこを購入した方々から町が、行政が訴えられる、損害賠償を求められるという事件もあるようではありますが、本町においてはそのようなことはないんでしょうけれども、そういうことも頭に置いていただきたいと思うし、ぜひ今町長そういう方針を出しましたんでもうこれ以上のことは申し上げられませんが、果たしてそれがいいのか悪いのか。また、これは町民の皆さんの今後における荒木町長に対する判断の材料になるとは思っております。

確認ですが、今はそういう町長の方針が出ましたから、今後においてもこのような建築物等のコンクリート残骸が出た場合、町としては埋め立てることも想定をした公共工事を実施していくということでのいるのかどうか、確認をしたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

大角議員が、じゃあ公園はよくて今のところは駄目だというのは少しそれはおかしいんじゃないですか。それが駄目なら宮之浦も駄目だということに立たないと、そういう理論というのは成り立っていないんじゃないですか。

今、工法的にあれがおかしいと、できないんだというようなものを私が強引にやっているということであればそうですけれども。今それは工法的に認められていることを今やろうとしているわけですし、今後もう大きな建物は解体をする予定はありません。ですから、今後はそういうことはやめていこうというふうには思っております。今後は。

○15番（大角利成君）

誤解があったと思います。私が申し上げたのは、行政側から宮之浦の支所の後ろ側についてはこういうことで過去にも浸水した土地であると。そこについては地震等のこともあってなかなか公共の建物は建てるべきではない。そのこともあって分遣所の移転等も色々提案をされてきた。そういうことなので、あそこに残骸を埋めたいということでもございました。だから、私はそれに賛同したということです。

ただ、今回私が申し上げているところについては、方向性が決まっていなくてそれ

をするのはいささかどうかなという思いで、私は町長の確認の意味で今回は質問しているんです。

それは駄目とかというのは私は言っていません。個人的に私はすべきじゃないと思うんですが、駄目だとは言っておりません。ただ、今回そういう工法をし、あそこを埋め立てるということで、そのことをもって色々と評価するのは町民でありましょうから、そのことで確認の意味でお聞きをしたということです。

個人的に私はやめるべき、今からでも遅くない、変更設計でもしてやめるべきというふうに私は申し上げておきたいと思います。

以上で質問を終わります。（発言する者あり）

○政策推進課長（三角謙二君）

これまで、設計をする段階からコンプライアンスに十分配慮した形で行ってきております。平成30年4月1日に適用されております鹿児島県における再生資源活用工事实施要綱というのが定められております。その要綱を基にコンプライアンスの確認をしております。この要綱の中の目的が公共工事における建設副産物の再資源化、施設への搬出と再資源化の利用に関する基準を示し、資源の有効な利用を促進することを目的としております。

この中の3点目に、建設副産物、先程町長の答弁でありましたが、再使用ができるものについては再使用に努めることというふうに明確に定められていることから、町としましては設計段階の令和3年12月16日に鹿児島県の環境林務部廃棄物リサイクル対策課、それと土木部の技術管理室技術指導係のほうとも協議をしまして、適正なのか、違法性はないのかというところを確認しまして設計をしたところであります。

職員としまして、地方自治法の根幹にあります第2条で最小の経費で最大の効果を発するというやはり視点の下に事務をしまして、今回このような形の結論を出したところであります。

以上です。

○15番（大角利成君）

再三言っているように、私違法とは言っていないんです。違法だからやめなさいとは言っていないんです。そこは、町長、勘違いしないでください。

私の考えは、屋久島が環境文化村構想をしてから30年、自然遺産に登録されて来年で30年を迎え、こんな中で色々と町長は今までのことを精査すべきということによっております。

最小の財源で最大の効果を得る、これはもう当たり前のことなんです。ただ、屋久島としては30年前、29年前を考えると、多少のそういう財源投資は覚悟の上で、私は屋久島環境文化村構想に賛成し、そして世界自然遺産にも申請してきたんじゃないかなと思

うんです。

だから、最小をするなというんじゃない、最小をするのは当たり前です。そういうことを考えたときに、地下に埋めての最小じゃなくて、ちゃんと処理をして砕石として使用するべきということを私は考えているんだがどうですかということで問うているわけでございます。

ある程度の私は財源負担というのは、こういう方面ではもう本町にとっては致し方ない部分もあるのかなと思うものですから、今回このような質問をしたところです。何か答弁があれば。（発言する者あり）

以上で終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。11時から再開します。

休憩 午前10時44分

再開 午前11時00分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4番、中馬慎一郎君に発言を許します。

○4番（中馬慎一郎君）

お疲れさまです。4番、中馬慎一郎です。議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問のほうをさせていただきます。

本日の一般質問は消防団活動の取組について、そして海水浴場の砂浜の景観維持と管理、集落支援の取組についてお伺いします。

その前に、先月8月の末ごろに、ちょうどこの一般質問の通告を出した、そのころなのですが、消防の大先輩が亡くなるという悲しいことがありました。私も消防団に入って二十数年たつのですが、その先輩の後ろ姿を、ホースを持って走る後ろ姿というのを今でも鮮明に覚えています。後ろで語る、リーダーシップを取る、本当に貴重な人材だったなと思っています。この場を借りてお悔やみを申し上げたいと思っております。

まず最初の質問、消防団活動の取組についてであります。現在、屋久島町消防団、定員数380に対して男性326名、女性10名、昨年の令和3年4月の数ですけれども、聞いております。年々、全国的に見ても減少傾向が見られる消防団ですが、全国では女性消防団や、また機能別消防団などが少しずつ増えているという情報も入っております。

また、これまでの操法大会の見直しも各地で見られるようになり、審査基準のほうも年々変化してきています。

消防団活動の処遇改善として、今年4月に手当が改善され、団員の皆さんにとって喜

ばしいことであったと思いますが、地元への奉仕の精神で活動する消防団の対価というのは、決して報酬だけではないと思っています。地域の方の激励や感謝の気持ち、そういったものが消防団にとって最も大事な誇りにつながる、一番大事な対価だと私は思っています。そういう誇りを持つ消防団を育成していくため、町が今後どんな研修をしていくのか、お尋ねしたいと思っています。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

中馬慎一郎議員の質問にお答えします。

消防団は状況に応じて多様な活動が求められており、本町でも消防団員の皆さんには消火活動を始め、水防活動や避難誘導、搜索、救助活動、各種警戒活動など、多岐にわたり活動をしていただいております。

本町では入団時の新入団員研修や各階級別の県消防学校への研修派遣、熊毛地区消防組合による消防操法支部研修等により、消防団としての心構えや火災時の消火活動等に係る基本動作などについての知識、技術の習得に努めていただいております。また、山岳搜索隊では、分遣所及び屋久島警察署と合同でヘリコプターを使用した搜索、救助訓練等、水難救助隊では口永良部島における潜水訓練を行っており、事案発生時に迅速な対応ができるよう実践的な訓練を実施していただいております。

来年度にかけて、武力攻撃事態を想定し、島外避難を目的とした国民保護訓練が計画をされており、令和5年1月に図上訓練、令和6年1月には実動訓練が予定をされております。訓練内容については、現在協議を進めているところですが、訓練実施に当たり、集落や社会福祉施設、医療機関、公共交通機関等に加え、消防団も含めて協議を進めているところです。

今年度、図上訓練を行うに当たり、避難行動要支援者の把握方法や、要支援者を含む避難誘導の方法など、想定される新たな課題の洗い出しを行い、対策を講ずることとしております。

これらの協議により、今年度、避難実施要項を作成いたしますので、情報伝達、避難誘導、要配慮者への対応など、マニュアル化できるものと考えており、消防団員や関係機関の皆様と情報を共有し、今後の消防活動に活用してまいります。

また、今回の取組で得られた知見を活用した研修の実施も併せて検討してまいります。

○4番（中馬慎一郎君）

私が2番目に聞こうとした有事の際の消防団についての回答もいただきました。その前に、少し戻りまして、私の質問の消防団活動の研修についてですが、今、全国的に女性消防団も増えているという中で、特に避難所での女性消防団の活躍、動きというのが

注目されている経緯でもあります。ここで女性消防団をもっと増やすとか、そういう話ではなくて、一番大事なのは、やはり女性消防団、女性特有の目を持つ消防団活動ができなければいけないなと思っています。そのための消防団研修、災害時の高齢者や避難誘導、要介護者、そういった方々をどうやって安全に安心して誘導できるかというのを消防団も学んでいかなければいけないのかなと思っていますので、そういった研修も、団長会などで話が出た際には積極的に取り入れてやっていただければと思います。

そしてまた、大型災害時には、やはり消防団の2次災害というのも各地で発生しております。これをなくすためには、政治の力、普段から町や県、そういったものがしっかり指導指針、マニュアルなどを作成して、消防団もしくは避難誘導者の2次災害を絶対に起こしてはならないという強い心構えで当たっていただきたいと思ひますし、消防団にもそういう被害、犠牲にならないような研修や勉強会も取っていただくように強く求めます。

次の(2)の有事の際の消防団行動について、今、町長からも答弁がありました、私が気になったのは、今年の4月と7月、屋久島近海を中国の調査船が通過するというニュース、報道がありました。まず、町長はその情報をニュースや報道で知る前に知ることがあったのか、その辺をお聞かせください。

○町長（荒木耕治君）

5回ともそういう情報は県とか国からはございません。

○4番（中馬慎一郎君）

こういう時代ですから、いつ何どき、どういったことが起きるか分かりません。特に、台湾、中国の緊張状態もあります。あまり想定したくないというか、あまりこういうことを考えたくはないのですけれども、やはりそういったことを考えると、こういう中国の調査船のようなものが屋久島近海を通ったというのは、住民にとっても非常に不安であります。そして、そういう情報を住民にすぐ流せというわけではないのですが、この町の危機管理体制が、町長がまずその情報を知らないことには始まらないと思うのです。やはりこれから先、こういった情報がニュースや報道で出る前に、町長が自ら県や国から情報をしっかり共有して、連携を取る必要があるんじゃないかなと思います。この辺も、多分、国民保護計画などでうたわれていることだと思ひますので、今後、改善されていくと思ひますが。

鹿児島県の国民保護計画が策定されて、来年の訓練になっていくという情報ですが、私がここで一般質問をして、こういう回答いただきましたが、もし、一般質問をしていなければ、この情報というか、こういうことをしますというのは、いつ、どういうタイミングとする予定でしたか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

御質問の国民保護訓練につきましては、今年4月から動きを始めまして、6月30日に第1回目のキックオフ会議をしております。その後、9月中には実施要項マニュアルの素案をつくる予定だったのですが、コロナの影響もありまして、なかなか人が集まり切らない、医療関係者もおりましたので、若干遅れております。ただ、広報的な周知については、ある程度、想定をする避難行動、要領マニュアルができた段階でお示しをしたいと思います。ただ、行政事務連絡会等においてもお知らせをする予定でしたが、7月の行政事務につきましては、コロナの影響で延期となっておりますので、今のところ、次の行政事務連絡会のほうで区長さん方にはお知らせをしていきたいと思っております。

○4番（中馬慎一郎君）

色々コロナの影響もあり、そういったことが遅れているのは重々承知していますが、ただやはり町もそうですが、集落の防災活動をしている消防団、そういったものにも何らかの情報を共有できる場が早くあればよかったなと思っております。

鹿児島県の国民保護計画においては、離島による避難というのは鹿児島県本土に避難するという文言も出ております。口永良部島、竹島、硫黄島、黒島、三島を含む離島のほうも鹿児島県ですけれども、この種子島、屋久島も各島から県本土に避難するという文言も出ています。避難するとしたら、ヘリコプター、もしくは船になるのですが、そういった場合の行動指針というの、集落ごとにまとまって動くのか、個々に港に行くのか、退避場所に行くのか、避難するならどこに行くのか、そういった細かいところまでの指針というのは、これからできていくと思うのですけれども、大体いつごろまでに、来年の6月には実地訓練をすると言いましたが、それまでにはできるということでしょうか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

この国民保護訓練につきましては、来年1月に図上訓練を行います。その図上訓練を行うに当たり、実施要領マニュアルというのを9月中には一応つくる予定になっております。その後、その図上訓練を基に令和6年1月に実動訓練ということで、今、想定されている状況が、口永良部島の全島避難、屋久島のほうに避難をされる。屋久島から島外、鹿児島県を含む本土のほうに避難をするという想定で訓練をする予定です。ただ、屋久島からの島外避難につきましては、想定という形で実動はならないと思います。ただ、そこにはバスであったりとか、大型船、船、そういう協会の方々もこのキックオフ会議に入っていていただいておりますので、そういう民間の方々の協力を得ながら島外への脱出をするということを、今、想定して進めているところでございます。

○4番（中馬慎一郎君）

丁寧な御回答ありがとうございます。できれば町長もしくは県知事から、そういった

避難指示が出ないことを、まずは祈っております。消防団がそういったことに犠牲にならないように、また島民も犠牲にならないように願っております。

続きまして、2つ目の質問に移ります。海水浴場や砂浜の景観維持と管理についてということであります。まず、教育長にお尋ねします。来年9月18日に3年越しの国体が屋久島一湊海水浴場でオープンウォータースイミング競技が行われますが、その整備について、今の現状はどうなっているか、来年に向けて何か不備はないか、お尋ねします。

○教育長（塩川文博君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

競技会場になります一湊海水浴場の整備につきましては、既存のシャワーやトイレ、休憩所といった施設の改修や、新たな施設の整備をする予定は今のところございません。一昨年度のプレ大会の際に、大会関係者や日本水連の方とも確認をしまして、既存の施設で対応できるという確認をしておりますので、そのような対応をしたいと考えております。

○4番（中馬慎一郎君）

この海水浴場、特に一湊海水浴場のシャワー室、毎年、7月から8月、海水浴期間が終わるころ、8月の終わりぐらいになると、いつも砂が詰まったりして排水が悪くなったり、そういったことがあるのですけれども、そういった情報というのは観光まちづくり課のほうと共有、情報が入ったりはしていますか。

○社会教育課長（泊 竜二君）

そういった情報共有については、観光まちづくり課のほうと共有をしております。

○4番（中馬慎一郎君）

せっかくの国体です。全国からたくさんの選手が集まってきます。もし、そういう不備があった場合には、速やかに改修していただき、選手に気持ちいい、快い気持ちで大会運営ができるように、御配慮を、課をまたぐ大会になると思いますけれども、お願いをしたいと思います。

その中で、引き続き、一湊海水浴場なのですが、町長、担当課長にお尋ねします。今年、一湊海水浴場では9,200の方が来場されました。春田浜が4,200人、栗生が約2,300人と聞いております。コロナ前からすると1割ぐらい少ないのかなという感じではありますが、ただ、それでもたくさんの方に来ていただきました。

これに、近くでダイビングをする方、シュノーケリングをする方が、大体、私の個人的な調査によると4,000人から4,500人くらいでした。7月8月だけです。ですから、一湊海水浴場の界限には、今シーズン夏だけで1万3,000から4,000くらいの方々が来られて、あの海水浴場の施設も、もちろん利用しているし、休憩室も利用しているし。

これは屋久島の観光施設の中でも特に多いほうだと思うのです。一番ではないと思

ますが、恐らく縄文杉よりも多いと思います。その辺の数字は調べていないので分からないのですが、そういった施設、国体で使う施設なのですが、こういう大きな大会で使う施設というのは、大会が終わった後になかなか利用価値がないということで、すごく問題にもなっていますが、この一湊の場合は、利用価値がすごくあると思うのです。このダイバーやシュノーケリングという方々は、9月、10月ごろまで来られます。大体3月から10月ごろまではたくさん来られていると思います。そういったことを考えたりすると、これを機に、やはり改修をしていただければなと思ったのですが、なかなか改修の機会がないということで、先送りになるかと思いますが、ただ、私個人的には、これはやはり改修して、町の貴重な観光資源、もしくは、これは海水浴場ですから、島民も利用しますので、島民の福祉向上のためにも、ぜひ改修・改善に向けて取り組んでいくべきだなと思っておりますが、今の町長もしくは担当課長のお気持ちをお聞かせください。

○町長（荒木耕治君）

今の議員と同じ気持ちであります。あの界限、先般も行きましたが、ボートダイビングが八幡様とこっちと2か所でやっているし、元浦にはシュノーケリングの方たちがいっぱいいます。先々日、矢筈嶽の灯台まで歩いてきました。あそこら辺を本当に海水浴場として、今、議員が言われるように、これを機に整備をするというか、直すところはきちんと直して、その後、使い勝手がいいようなものにしていくことは大事なことだろうなと思います。この間行って気がついたのは、屋久電さんが砂でブロックを積んでいて、切ってもらったですね。砂が出ていて、あそこも切ってもらって、きれいに見栄えのいい、ただ雨が降ると残念ながら下に水がたまるのです。大会中に雨が降らなければいいですけども。ですから、これはまた社会教育課にも指示をしましたけれども、あの水たまりを何とか、あれは敷地は屋久電さんですから、それを使わせてもらうような形になるので、あそこを何とか水はけがいいようにしてもらえたらいいなというふうに思っております。

そして、海水浴だけじゃなくて、海水浴に来た方が灯台まで散策をするといいますか、あの道を私が行ったときも八幡様の鳥居のところ20人くらいまして、びっくりしました。灯台へ行ったときも、灯台にも若い人が歩いて行っていた。ですから、あのエリアというのは、夏場だけではなくて、今、ウォーキングやら、あそこを散策され、結構外国人さんたちって歩きますので、インバウンドに向けて、そういうことではいい機会ですから、オープンウォーターの機会に、あそこら辺の、今、議員が言われる側溝だとか何だとか、そういうところはできるところはきちんと整備をして、使い勝手のいいようなものにしていきたいというふうに思います。

○4番（中馬慎一郎君）

非常に前向きな答弁いただきましてありがとうございます。町長が言われるように、一湊海水浴場から、一湊の矢筈嶽の公園に向かって歩いたり、あと、時にはランニングをして汗をかいた方が海水浴場で泳いで、シャワーを浴びて帰ると、そういう島民の方も見受けられました。また、ダイビングやシュノーケル以外にも、釣りとか、隣の日ノ出橋、あそこではサーフィンをする方もいます。非常に多様な海のレジャー、遊びを始め、体を動かして体験できるもの、要素が詰まっている場所だと思いますので、その拠点になるべく一湊海浴場を利活用していただければと思います。この話は、すぐすぐになかなかできないかもしれませんが、私もできるだけそこには力を注いでいきたいと思っていますので、担当課を始めよろしく申し上げます。

次に、海水浴場への砂入れのことについてお伺いします。一湊も、ここ何年か、毎年のように5月か6月に浜へ砂入れをしております。この砂入れの時期とウミガメの産卵時期が重なっているのですが、調査をしたことはないのですが、どれぐらいのウミガメの卵がそこに今年埋まっていたかは分かりませんが、そのような時期と重なっているのは間違いないです。やはりこれは産卵時期を外して砂入れをするべきではないのかなと思うのですが、これは町議会で聞くのではなくて、もしかしたら県に訴えなければいけないことなのかなと思いましたが、その事業の実態が分からないものですから、詳しく説明をしていただければと思います。

○町長（荒木耕治君）

浜の砂入れは、砂入れを目的としたものではなく、県が実施をします河川等防災工事による搬出された砂を近くの砂浜へ搬入しているというものであります。河川等防災工事は、河川の洪水等による災害発生の防止、流水の正常な機能の維持を図るために、例年、梅雨時期を前に実施されております。

県に確認しましたところ、本年は永田川、一湊川、中間川から砂を搬出し、近くの砂浜へ搬入したとのことであります。近年、ゲリラ豪雨や集中豪雨等の記録的な降雨が頻発し、全国でも大きな水害が起きております。特に雨が多い本町においては、河川における災害を未然に防止するためには、適切な時期に実施をする必要があります。

一方で、永田浜を始めとする本町の砂浜は、日本でも有数のウミガメの産卵地となっております。本県においては、ウミガメ保護条例を制定をしており、本町においても持続的にウミガメが上陸できる環境の維持と、ウミガメを守る取組を推進をしてきております。このようなことから、防災とウミガメ保護の両立を図っていく必要がありますので、県に対して工事の実施時期を検討してもらうよう要望を行ってまいります。

また、搬入後の砂が崖状になっていたということも伺っておりますので、ウミガメが産卵しやすい、景観が維持されるように、ならし作業を含めた工事とするよう、県にも連携を図ってまいりたいというふうに思っております。

○4番（中馬慎一郎君）

中間でも同じように砂浜が断崖絶壁になって、ウミガメにとっては非常に条件の悪い砂浜になったなど今年を感じていますが、鹿児島県がやっている事業ということで、県に強く訴えてほしいのですが、やはり鹿児島県はウミガメ保護条例を制定して、私たち島民にもその条例を守るように言っています。永田の浜はやはりラムサール条約とか、そういったところで、しっかりそういう配慮をやっているのかと思いますが、一湊海水浴場や中間浜というのは置き去りにされているような、県の配慮が足りないなど感じております。

ウミガメ保護条例で、卵を取って捕まったら、大体、罰金が50万円以下と聞いています。それを県に言うわけではないのですけれども、それぐらいの罰金が科せられるということで、以前、島民も何人か捕まったということがありました。やはりその大元の県が、そういった配慮がない、自然環境に対しての配慮が少ないと思うのです。世界遺産とかラムサールとか、そういったところだけ守ればいいのか、そういう問題ではないので、本当に強く町長、担当課から県に言ってほしいと思います。

ちなみに、今年も、一湊海水浴場のビーチで、たまたま砂浜の上を歩いて帰る子ガメに出会いました。ちょうど海水浴のお客様、子供たちとかがいる前で、子ガメが昼間に帰っていく姿を見て、非常に喜ばれるし、こういう海で泳げるんだという、すごく幸せそうな顔を見ると、本当にこれを徹底してやらなければいけないのかなと、それが屋久島の大事な価値観だと思っております。よろしくお祈りします。

続きまして、3つ目の集落支援の取組についてお伺いします。私がこれを聞いたのは、3年ほど前、集落担当制度というのを町長のほうから聞いたときに、これがどういうふうに進むのかなと非常に興味を持って聞いておりましたが、なかなか進まないという答弁が3月にもありました。その原因や問題点は何かということをお聞きします。

○町長（荒木耕治君）

集落担当職員の配置につきましては、令和3年度から協議を進めておりますが、実態として、既に職員が居住する集落の役員となり、集落の意向把握や、町の情報提供を積極的に行っているため、新たに配置する必要がない集落がある一方、職員が居住しておらず、情報格差が生じている集落があります。このこともあり、さきに各区長にお願いした制度化に向けたアンケートにおいても、制度導入に期待をする意見と、職員負担を懸念し、不要とする意見が見られました。

この制度は、集落の課題等の把握を行い、必要な地域支援を共に模索し、集落と町が協働するまちづくりを推進することを目的としていることから、集落の意向を尊重しておりますが、確かに職員が通常の業務を行いながら、この業務を兼ねることの負担増の問題や、かえって集落の自主性を損ない、行政頼りの運営になってしまう可能性、集落

ごとに濃淡がない公平な集落支援の在り方の検討など、さらに内容を深める必要があると考えております。

これらのことから、できることから進めて、内容を充実することとし、災害時の避難所における対応及び対策本部との連絡調整業務を先行して実施することとしました。

また、今後の展望といたしましては、令和5年度から職員の定年が段階的に引き上げられ、令和14年度には65歳となります。60歳を超えた経験豊富な職員を集落担当職員として対応することも含めて検討をしてみたいと思います。多くの御意見をいただき、ニーズに沿ったよりよい制度を構築してみたいというふうに考えております。

○4番（中馬慎一郎君）

今の答弁で、少しまたお聞きしたいのですが、制度化に向けた各集落へのアンケートで、不要だと言った集落というのは、大体どれぐらいあったものですか。何割ぐらいか。もし分かれば教えていただきたいと思います。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

不要といいますか、先程町長の答弁にもありましたように、職員の負担増を懸念するところから、必要はないという回答されているところもあります。ただ、設置をする際に、どうしてもスキル、経験等の豊富な方々を希望するところが多いことから、そういうふうな回答になっていると思われまます。

○4番（中馬慎一郎君）

集落も、今年、新年度になりまして、結構区長さんたちが入れ替わりました。自分たちの集落も代わったのですが、区長さんによっては、どこに相談していいのか、何を、どんな課に頼めばいいのかとか、なかなか分からない方もいて、特に1年目は大変苦労すると聞いております。前区長と引継ぎがうまくできればいいのですけれども、なかなかそうならないところもあるみたいで、要は集落支援制度ができる、できないに関わらず、集落に寄り添った行政運営をしていただければと思っております。

その中で、2番目に高齢者や障害者の避難行動をしやすい集落内整備を町が率先してやるべきではないかという質問に移ります。これは具体的に言うと、ある集落、非常に坂道の多い集落の方からお話を聞きました。その集落は非常に人口も少なく、若手が少ない、高齢者が多いという集落です。その中で、日ごろ墓参りに行くにも、坂道が多くて、なかなか難儀するということでした。

私なりにそういうことを深掘りしていくと、普段から集落の中を歩くのがおっくうなお年寄りなどが、だんだん家から出なくなるということは、やはり災害時の避難行動にもつながると思うのです。いざというときに、そういう小さい集落こそ、御高齢の方や介護者が自力で避難しなくちゃいけない場面が出てくると想定しています。若手のほとんどが大きな集落に出ているために、その集落に若者がいない、援助する人がいない、

そういった集落が屋久島でかなりあると思うのです。そういった方々に、本当に酷な話なのですが、自力で逃げてくださいとも言わざるを得ない集落が幾つか出てきていると思っています。それを町がどうやって守っていくのか。色々なやり方があると思うのですが、私は公共事業の一つとして、町の道路や公共施設、そういったところに手すりや、そういった方々が歩きやすいような町にする。高齢者目線というか、福祉目線のまちづくりを基本ベースにしたものを作っていきべきだと思っていますが、町長、今のお話で何かお考えをお願いします。

○町長（荒木耕治君）

高齢者や障害者の緊急避難経路につきましては、それぞれの集落においても御検討いただき、予算を伴うものについて、お互いに協議をしながら対応が進められてきていると認識をしております。特に、津波等の緊急時には要支援者リストの構築と個別計画により避難経路を定めておくことでスムーズな移動を促すことが求められていることから、全国的にも慎重な対応が求められているところです。

集落内の整備等についてでございますが、その緊急度、重要度において、町道、里道など、様々な事例が混在をし、これまで総務課、観光まちづくり課、建設課等においても、十分とは申しませんが、予算を確保しながら集落の要望により必要度に応じた対策を講じてきているところです。

御質問は今後の町内全体の整備としての考えですが、これにつきましては、その優先度を考える必要があり、全体を現段階で判断することは非常に複雑・困難でもあり、なおかつ事業規模の大小もあり、一律に優先順位ということにはなかなかならないというところもあります。今後も各集落からの意見を聞きながら、緊急度、重要度に応じながら整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

○4番（中馬慎一郎君）

優先度、各集落、自分たちが一番先にといい気持ちも、もちろんあるでしょうけれども、先程も言いましたが、宮之浦や安房、この空港周辺、そういったところから離れた地域、ここに働き手の何割以上、相当な数が集まっていると思うのです。やはりそこから離れた小さい集落、こういったところにどうやって支援をしていくかというのを、本当に真剣に考えていかなければいけない時代だと思っています。

ますます高齢化社会が進む中で、少しでも歩ける方は自力で避難してもらえようような町の整備、そういったものを少しでも遠く離れた集落というか、小さい集落からやっていくのが私は優先順位が高いのかなど。あとは南海トラフの津波による被害が早く来る地域、そういったところも、もちろん優先順位が高いと思っています。

その中で、福祉支援課ではこういう避難行動要支援者登録申請書というのを作って各集落に配付しております。もちろん町長も御存じだと思うのですが、こういう要支援者

を集落や地域の方々で共有することで、一人も取り残さないまちづくり、災害から守るまちづくりをしていくというのは非常にいいことなので、これを積極的に私たちも進めていかなければいけないのですが、これは人が人を守るという大事なことなのですが、ソフトの役割として非常に大きい問題です。災害対応というのは、あくまでもハード、インフラ整備、そういったものが絶対に必要になってきますので、今、いつ何どき、どんな災害が起こるか分かりませんが、そういった災害に対応すべく、そして先程の消防団の話にもつながりますけれども、消防団が避難誘導するときに、少しでも歩ける方が自分で動き出してくれていれば、消防団を始め、支援者の2次災害を防ぐことにもつながると思います。一日も早い、そういう高齢者に優しいまちづくりをして、皆が安心して暮らせる町をつくっていただきたいと思います。

最後に、ある団地の玄関の前なのですけれども、ちょっと分かりにくいですか。大きな砂利で敷き詰められているのです。この大きな砂利道が、結構動くものですから、車椅子もなかなか行動しにくい。つえをつく人も、こういう大きい道だと、つえをついて歩くと倒れやすい、転倒しやすい危険があります。公営住宅です。本当に細かいところなのですけれども、こういったところもしっかり住民の意見を聞いてやっていただければなと思うのですが、最後に町長、何かお願いします。

○町長（荒木耕治君）

行政でも目の届かない点は多々あると思います。だから、これは即やらせますので、場所と番地を後で教えてください。

○4番（中馬慎一郎君）

小さいことなので、どこの優先順位を高くするかということは難しいことなのですが、小さいことをこつこつ重ねて、住民福祉の向上につなげていただければと思います。今日はこれで終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。13時30分から再開します。

休憩 午前 11時44分

再開 午後 1時30分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、11番、高橋義友君に発言を許します。

○11番（高橋義友君）

皆さん、お疲れさまでございます。議長に発言許可を頂きましたので、第3回屋久島町議会定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

その前に、長い夏休みも終わりました、地域の小学校では子供たちの元気な声が聞こえるようになりました。猛暑の中での7月、8月、そして、コロナ禍の中での休みということで、計画してきた行事等もままならず大変御苦労された面もあったかとは思いますが。とりあえず、大きな事故等もなく、無事に2学期を迎えられましたこと、大変嬉しく思っております。そして、町内でも拡散してやまないコロナ感染拡大の一日でも早い収束を願ひまして、通告に従ひまして、荒木町長、塩川教育長に質問させていただきます。

質問内容は3点、1問目は一湊矢筈公園内の施設整備について、2点目が町内各小・中学校の校内の樹木の点検について、3点目が町内小学校の遊具施設についての3点です。

初めに、一湊矢筈公園内の施設の整備についてお伺いします。

この地域は、屋久島唯一の半島でもあり、そして、矢筈神社の神域でもあります。昔は、一湊小学校の学有林地でもあったそうです。特にトビウオ漁や大敷網漁に深く関係のある魚つき林として祖先代々、この地を大事に保護し、活用して今日に至っております。

その間、第2次林業構造改善事業として、昭和55年頃、矢筈森林総合利用施設として管理棟やらキャンプ場、アスレチック、園内道路などが順次整備され、この施設全体を矢筈公園と位置づけられ、既に42年が経過した今日、施設は経年劣化が進み、管理棟は閉ざされたままで、アスレチックは腐食のため撤去されております。

一湊校区では、村おこしの一環として矢筈展望所をつくったり、旧トイレの修繕を行うなどして矢筈公園の観光客の集客に力を入れております。

そこで、町としても、今まで以上に屋久島町の公園にふさわしい矢筈公園の整備に寄与していただけないか、以下4点についてお伺いします。

まず1点目です。公園内道路、林道矢筈線の側溝整備について。

公園内の林道矢筈線は延長が約1 kmぐらいですが、アスファルト道路で側溝もついていて、公園内の道路としては広くて申し分ないのですが、水脇の側溝が9割ぐらい石ころや倒木で塞がれており、全く機能しておりません。大雨のときは側溝を乗り越えて道路沿いに流れ込み、土面や山肌がえぐり取られております。また、この場所は鹿児島県の鳥獣保護区にも指定されており、鹿の影響も大分あるとは思いますが、年次的計画で側溝蓋やグレーチング等で側溝を覆ってもらえると車も通りやすくなるし、土面や山肌も守られると思ひますが、町長の考えを伺ひます。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

高橋義友議員の質問にお答えをします。

矢筈地区は昭和53年度から55年度までの3か年をかけて林業構造改善事業を活用し、林道660m、林間歩道2,000m、管理棟、トイレ、東屋、炊事棟、アスレチック施設等を整備をしました。

町民の憩いの場として、また、学校の遠足地として活用されてきましたが、経年劣化により施設が休止しております。平成28年3月に策定した屋久島町公共施設等総合管理計画及び令和3年3月に策定した屋久島町公共施設個別計画では、評価点も100点満点中24点となっており、令和7年から10年にかけて構造物等については解体することとなっております。

そうした中、昨年、一湊集落から矢筈岳の遊歩道整備に伴い、観光客が増えて、どうしてもトイレが必要である。集落としては、矢筈地区を集落活性化の拠点にしたいとの申入れがあり、町の方針も伝えながら集落と協議を行い、町で行う整備と集落で行う整備を調整しながら実施をしてまいりました。

具体的には、管理棟の隣にあるトイレの修繕と手洗い用としての給水施設の復旧を町費で行い、その他の施設整備及び維持管理については集落が行っていくといった内容で協議が整っています。よって、屋久島町公共施設等総合管理計画及び屋久島町公共施設個別計画にのっとり、今後、町としては、矢筈地区について公費を用いた施設整備は予定しておりませんが、集落が施設を活用するのであれば、集落活力アップ事業等を利用していただいて、集落の活性化につなげていただきたいというふうに思っております。

○11番（高橋義友君）

今、町長の答弁を聞いておりますと、私の質問に出した1から4番目をまとめて答弁されたように思うんですけども、私が今1問目で質問したのは、公園内道路の矢筈線の側溝の整備はできないのかということで私は問題提起しておりますので、そこはどうか。

○産業振興課長（鶴田洋治君）

議員から御質問があった後、私も台風の前にちょうど大雨も降っていましたので、雨の中、側溝も見を確認をしてきました。現在、横断溝の中でグレーチングが壊れているところがあって、それはもう建設課のほうで対応していただいて、新しいグレーチングが入っております。

おっしゃられるとおり、もう何十年も側溝上げをしていませんので、木の葉やら石等が側溝に入って水が道路にあふれている状態でありました。それが通行にそのときは支障が出るような感じではありませんでしたけれども、その後、建設課とも協議をしまして、側溝については臨時的に、一遍にはなかなか難しい、距離がありますので難しいかもしれませんが、産業振興課と建設課のほうで協議をしながら、側溝上げをして

いこうということで協議をしております。

以上です。

○11番（高橋義友君）

今、担当課のほうに側溝をするようにと答弁があったんですけど、いつ頃からそういう計画をしてやるつもりですか。

○産業振興課長（鶴田洋治君）

具体的にいつからというところまでまだ詰めておりませんが、早いうちに協議をして、現場の作業員の方たちの都合もありますので、そこら辺も調整しながら実施をしていきたいと思っております。

○11番（高橋義友君）

今、矢筈公園は、里の観光地としては物すごく観光客も増えているんですね。先程、同僚議員の質問でも、一湊浜に約1万3,000か4,000名の方が訪れると。その半分を取っても、矢筈にやっぱり七、八千人の方が随時、車か何かで見学には来ているんです。そういう車社会の中で、やっぱり道路に側溝の蓋がないというのはちょっと危険なような気がしますので、随時、計画的に今年はここからここまでとか、予算を立てて側溝蓋をしていただきたいと私は思うんですが、再度、その答弁はどうですか。

○産業振興課長（鶴田洋治君）

建設当初からあそこに側溝蓋はありませんでしたので、そんなに頻繁に車がかなり通るといってところではないと考えております。そこら辺も状況を見ながら、側溝の蓋が必要であれば今後検討していきたいと思っておりますけれども、現状は必要ないと思っておりますので、とりあえず、側溝の泥上げのほうを先に進めたいと思っております。

以上です。

○11番（高橋義友君）

現状は側溝蓋は必要ないということですが、要するに、現況の8割から9割はもう石ころで塞がれていますよね、倒木で。水路の役割を全然果たしていないんじゃないですか。私も何遍も矢筈に行って確認をしておりますけれども、当然、鹿の害によって石ころが崩れているのは私も分かっておりますけれども、あとは倒木とかそれで水が側溝を流れないで山肌に行っているんです、道路を隔てて。そうしたら、もう環境も壊しますよ、今のままいったら。そこら辺りはやっぱり前向きに捉えていただきたい。どうですか。

○町長（荒木耕治君）

課長はやらないと言っているわけじゃありませんので。私も一昨日、永田の灯台、永田のいなか浜、そして、一湊の海水浴場、矢筈公園、ここを見てまいりました。というのは、今、永田の灯台が文化財になって非常に車が行くようになって、これ、あそこも

側溝蓋入っていない。なかったんですよ。それで、そういうことで側溝蓋を早急に入れようということで、これも今、3か年計画でやっています。今、3分の1ぐらい側溝蓋を入れました。かなり走りやすくなっていました。それで、離合帯がないですから、離合帯を何か所かつくって離合ができるようにということで行きました。あそこは文化財になってからかなり、今、私は分からないですが、インスタ映えとか何とかそういうのするという、そういうポイントになっている。星もきれいみたいですけれども、そういうことで多くなって、そうやって今整備をしていっているところなので、ですから、矢筈公園も今、私が一湊区の皆さんと話をしてもう一遍整備をやらうと言ったら、地元の人もウォーキングとか何とかでよく行く。それと、旅人ってのは東西南北ってのが興味あるんですよ。私はそう思っている。私も北海道へ行ったときは宗谷岬、北の果てに行きたいってやっぱり心理として思うんですよ。ですから、屋久島に来て、これから東西南北ってのは非常に一つの契機として何か考えていきたいなというのがあって、一湊、北の一番、灯台は、ですから、駐車場までは整備をしました。草払いもしてきれいになっています。ただ、側溝は上がっていません。だから、それはします。ですから、その先に、灯台前までの道が草刈りをやっていなくて、全然。せつかく車のところまでは行けますけど、そこから先は歩いていくわけですから、駐車場を下りて。そういうところを今順次、そこも草払いを指示をして、職員が3人行って草払いを済ませてきています。そういうことで、今、少しずつ増えていって、これからはインバウンドに向けて非常に歩く方が多く見受けられますよ、外国人さんたち。だから、議員が言われる車のこともよく承知をしますけれども、やはりそういうことに向けて整備をなかなか一気にできればいいですけど、予算的な都合もありますので、それは前向きに行く。まず、側溝を上げて、その後に蓋をかぶせていくという作業は進めていきたいというふうに思います。

○11番（高橋義友君）

町長から前向きな答弁を頂いたんですけども、まさしくその答弁を私は課長から聞きたかったんですけど、随時、やっぱり計画的に予算を立てて少しずつ。一遍にやるのは難しいですから、区切って今年はどこからどこ、どこからどこという腹案を決めて整備していただきたいと。そういうことを思っているところでございます。できるだけ早くお願いはしておきます。

2点目の質問に入ります。東屋とベンチ周辺の整備について伺います。

矢筈公園内に鉄筋コンクリートの3棟の東屋とベンチがあるんですが、町長、これは誰が寄贈したのか御存じですか。

○町長（荒木耕治君）

恵命我神散だと思います。

○11番（高橋義友君）

まさしくそのとおりです。私も全然そこは知らなかったんですけども、実はある知人の話で、昭和50年頃に同恵命堂の社長が寄贈したそうです。町にしたのか、一湊区にしたのかは経緯は分かりませんが、年に数回、同恵命堂の社員が仕事の合間に東屋のベンチ周辺の草払いに来ていたそうです。それが今につながっているんですが、町長も御存じのとおり、一湊区は近い将来、里づくりのスポットとして、冒頭にも申し上げましたが、今年度はこの周辺に町の補助も頂きながら矢筈展望台をつくったり、そして、トイレの補修をしたり、トイレの色塗りをしたりして観光客の誘致に努めてまいったところでございます。町長を始め、担当課長さんには一湊区の要望を真摯に受け止めてくださいまして、まずはありがとうございます。お礼を申し上げておきます。そして、新しく出来上がった矢筈展望台にも、町長を始め、副町長、議長、そのほか関係課長さんたちも展望台に視察に行かれたそうですけれども、町長、代表して感想はどうだったでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

いや、かなりきつかったです。20分か20分ちょっとだったと思いますけれども。しかし、上がればすばらしいロケーションですよ。ただ、気になったのは、2本のマストが残ってしまっていて、あれはもう使用されていない。あれをやめたときに何で倒さなかったのかなというふうには思っています。ですから、あれも行く行くは、今、ここで来月やるとかということとは言えませんが、あれもやっぱり取っていかなければ、倒していかなければいけない。

私は常々、つくったものを返す、自然に返すのもいいだろうと。また、つくっているから、それが駄目になったからまたつくるといふんじゃなくて、もうそういう時代を過ぎたらやっぱり壊して元の姿に返していくというのも一つの方法なのかなというふうに常々思っておりますが、登った限りはいいところだったんですけど、ちょっと70を過ぎると無理かもしれません。

○11番（高橋義友君）

町長の感想はきつかったと。それは登ったのでそれぞれ言うのは考えがあると思いません、もう。はっきり言って私も登りましたけれども、きつかったです。でも、やっぱりそこに5分、10分おってずっと見ていたら、やっぱりすばらしいところですよ。四方八方、パノラマが広がって、屋久島でもここでも引かないぐらいのスポットですよ、あそこは。ですから、若い人、矢筈に来た人たち、若い人たちはほとんどの方がそこへ登られると思います。

そこで、矢筈に来た人たちが憩いになる場所、休憩の場所にして、矢筈公園内ではメインになる施設だと思いますけれども、東屋やベンチ周辺に芝生を設けて、観光客が安心してくつろげる施設・公園にできないのかと、そこら辺りをお伺いします。

○町長（荒木耕治君）

一湊区と東屋のあそこは、もうとにかく東屋があるのかないのか分からんぐらいのやぶでした。それを払って、ちょっとその先の木も少し切って海が見えるようにしたり、非常にしております。それで、一湊区との協議の中では、ここはそのままに年に三、四回、草刈りをすれば、芝を張ってまでという話にはそのときはいっていませんでした。それで、矢筈岳を、矢筈公園をもう一度、脚光が浴びるよという思いは非常に集落の人たちの熱い思いがあったから私もしたわけで、今はもともともうあそこは釣りのメッカだったじゃないですか。あの入り江、イカ釣りのときに、あそこにイカ釣りたくて行ったんです。だから、もう釣りの道路みたいな時期だった頃も一時期あったと思うんですよね。ですが、今はやっぱり時がたっていくと色んな形で変わっていきますから、それに応じてやりたい。だから、今、議員がおっしゃることも分かりますけれども、まずは今のあのままで、あの恵命堂のあの施設も大事にしながらやっていきたいというふうに思います。

○11番（高橋義友君）

私も幾度となくあそこに足を運んでいるんですけども、子供たちもたくさん来ますよ。幼児学級の子供たちも、ましてや高齢者の方もよく見えますよ。それで、駐車場から東屋までこういうちょっとした傾斜もございますよね。その中で、草刈りしてきれいにはしていると申しますが、木の根っこがあったりして、蛇が出るんじゃないかとか色々な不安はありますよ、そこに行ったら。ですから、そういう不安を避けるためにも、きれいに整地して芝生を植えたら安心して子供たちも高齢者の皆様方もくつろげるんじゃないかということで私は今聞いているところです。どうですか。

○町長（荒木耕治君）

安心・安全に配慮する。私は屋久島の子供はたくましく育ててほしいと常々言っていますけど、転んで根っこに引っかかって転ぶとか、虫が出るとか。実は孫も虫を触れない。屋久島に生まれて虫が触れない、虫が怖いってどういうことって申しますが、それはそうやって安全なところに安全なところに追い込んでいった親、私の子供ですけども、そういうのは、屋久島だからもうちょっとやらせればって申します。ですから、今、議員の気持ちはよく分かります。ただ、私は一方では、屋久島でしかできないような経験をさせるのもまた教育なのかなという思いも少しあります。そこら辺はまた議員と色々話をして進めていければというふうに思います。

○11番（高橋義友君）

我々の時代は、それでよかったのかも分からないんですよ。転んでも別にどうってことねえと。しかし、今やったら損害賠償ですよ、ちょっと転んでしたら。町の施設の中でけがしたらすぐ損害賠償、すぐに発展するんじゃないですか。そういうことがあるも

んですから、できたら安心・安全にやっていけるそういう施設にしてもらえないですかということですので、今後ともよくお願いしておきます。

それでは、3点目の質問に入ります。管理棟の今後の利活用について。

鉄筋コンクリートの耐用年数は約47年ですよね。昭和50年頃に建てられた管理棟ですから、今現在約42年が経過しております。外から見ると、まだ立派だなと言われるとは思いますが、取り壊すような声を聞いているんですが、町長、どうなっているんですか、そこら辺りは。説明をお願いします。

○町長（荒木耕治君）

現時点では、あれは雨漏りもしています、実際、中に入ると。私も中に入って見えましたけど。ですから、何か用途がない限り、先程も言いましたけれども、もうここは要するに公共施設の個別計画で解体をするようにこの建物はなっている。ですから、特別なそういうことがない限り、近い将来には解体をあそこはしたいというふうに思っています。

○11番（高橋義友君）

近い将来解体をするということで、令和7年ですか、解体の大体の計画は。令和7年から10年にかけて。今、令和4年です。3年から四、五年、時間はあるんですが、もしも再利用の計画が区からかほかのところから出てきたら、そこら辺りは要望には乗ってもらえますか。どうですか。

○町長（荒木耕治君）

そのときは再度協議をしたいと思います。

○11番（高橋義友君）

まだ私からするともったいないような気がするものですから、町、いい話があったときはまたの御相談に乗っていただきたいと思います。

最後の質問です。矢筈公園全体の今後の維持管理について。

公園全体は少しずつであります、以前よりかは里の観光地にふさわしい施設になりつつあります。そこで、今後の維持管理としましてどこが主体性を持ってやっていくのか御答弁をお願いいたします。

○町長（荒木耕治君）

基本的には、一湊集落にお願いをしたいというふうに思っています。

○11番（高橋義友君）

町長は、基本的には一湊集落にお願いしたいということですが、どこの施設ですか、これは。矢筈公園は。町の施設じゃないんですか。一湊の施設ですか。どちらですか。

○町長（荒木耕治君）

先程も申しましたけれども、ここはもう施設は閉園をする。要するに閉園をするということ。むしろ、要するに町としてやらないという。そこで、一湊の人たちが一緒になってやろうとしたわけですから、それは町がつくったものはつくったものですが、それはうちはもうそれを壊す。もうそれはそのままいこうという。ですから、今、一湊区と協議をして、一湊区の皆さんにもお願いをし、そして町でできるもの、一湊の集落でできるもの、そういうことをして、だから、全面的に町がやりますよとか、そういうふうにはなっていないんじゃないかなというふうに思っております。

○11番（高橋義友君）

これは私の個人的な、町長、考えですけれども、私は屋久島町が公園の整備をしないから一湊区が代わって里の観光のスポットとして手を入れたと、そういうふうには私は解釈をしているんですけれども、町がやれば別に一湊区がやる必要はないですよ。町がやらないから里の観光のスポットとして一湊区は少しでも観光客を集めようということ。自分たちが率先してやっているわけですよ。それは今後の維持管理はどこがするということになれば、一湊区に任せたというのは、僕はそれはちょっとおかしいんじゃないかと。町がそういうのは率先して里の観光のスポットとしてこうしたほうがいいんじゃないかという、やっぱりそういうプランを持って一湊区にどうですかとプッシュするのが本当だと思いますけれども、逆のようにして、一湊区がやるのが本当みたいなふうに聞こえるんですが、そうすると、そこら辺りはどう。私の考えが間違っていますか。どうですか。

○町長（荒木耕治君）

いや、そうではなくて、じゃあつくれば、トイレにしても何にしても全て町が管理して、全て町がつくってくれという要望が出てきます。ですから、私が言っているのは、民間主導でやっていただけないかということなんです。町でやるものは今たくさんやっていますから、それをクローズしようとしたところを今一湊区の皆さんと。それは確かにそうですけど、じゃあ、一湊区でこの公園を立派な公園につくり上げるというのも、それは一湊区の皆さんの努力だろうというふうに思っています。ですから、町に、じゃあいいや、これだけしたから、じゃああとは町にしてくださいとか、そういうのじゃなくて、そこまでやったなら、それから先も集落でやってもらえれば、ほかの集落だって色んなこともまたできていくんじゃないのかなと。これは私の思いです。

○11番（高橋義友君）

一湊区も東京都みたいにお金がありや町には頼りませんよ。地域活性化交付金のお金をもらいつつ、そこに入れているわけですから、一湊区も。そやから、そこら辺りは町が音頭を取って、地域と一緒に頑張っていこうじゃないかという、やっぱりそういう前向きな僕は姿勢がほしいんです。一湊区に投げつけるんじゃないかと、町もやるから一湊

区も一緒にやっていって、町の観光のスポットにしようじゃねえかと、そういう僕は力強い言葉が欲しいんですけども。

それともう一つは、ここの施設整備は林務のほうでやられたということで、今後は商工観光課にそういう権限を移譲して、観光の面でスポットを当てて、観光の面で観光まちづくり課のほうを担当する、担うようなことは、町長、考えていないですか。

○町長（荒木耕治君）

先程も申しましたけれども、要するに、人的な応援をするのか、予算的な応援をするのかって。今、いわば集落活力アップ事業、これ、観光まちですから、ここの事業を使いながらそこをやっていくという、そういうスタイルをこれからは、いや、議員がおっしゃるようにそういうスタイルを取っていきたいというふうに思っています。

○11番（高橋義友君）

あくまでも町の施設ですので、いい方向に行くようにまた御指導を願います。

そして、2点目の質問に入ります。大きい項目の2番です。町内小・中学校の校内樹木点検について、塩川教育長にお伺いします。

その前に、3月の第1回議会定例会において、私の一般質問で、宮之浦陸上競技場の階段の手すりの設置について、高齢者の方々から階段が急で危ないから手すりをつけてもらえないですかという質問に対し、いち早くスピード感を持って階段に手すりを設置していただきました。教育長、ありがとうございます。やればできるじゃないですか、スピード感を持って。

それでは、夏休み期間中に曾於市の小学校で、芝刈り中の校長が折れた枝の下敷きになり死亡するという大変悲しい事故が発生いたしました。町内の小中学校においても、多くの古木や老木があり、倒木や枝の落下等、リスクの高い樹木は点検が必要だと思われるが、今回の事故を受け、県の教育委員会は16日までに校内の樹木点検を高齢化や巨木化で倒木や枝の落下といったリスクの高い樹木の点検結果を報告するよう通知があったかとは思いますが、巨木がある屋久島町では、各学校でどのような点検をし、どのような結果で報告したのかお知らせください。よろしく申し上げます。

○教育長（塩川文博君）

高橋義友議員の御質問にお答えいたします。

まずは、曾於市で発生しました事故に関しまして、お亡くなりになった高岡小学校の校長先生に対しまして、心よりお悔やみを申し上げたいと思います。

さて、御質問のお答えですけれども、このたびの発生した事故を受けまして、本町では8月18日の日に教育総務課職員で屋久島町内全小・中学校の点検をいたしました。金岳小・中学校におきましては、電話で校長に敷地内に危険樹木がないことを確認をいたしました。点検の結果、神山小学校及び岳南中学校で枝の落下のおそれのある樹木が確

認をされております。神山小学校におきましては、事務局職員で対応いたしました。岳南中学校においては、業者に依頼をいたしまして伐採等の対応を行いました。

点検につきましては、これまで毎学期ごとに学校職員が安全点検ということを行っておりまして、建物、遊具、それらの学校施設を毎学期ごとに点検しておりますので、そのような点検の中で確認をするよう、各校長さんにもお願いをしたところでございます。

これまでも、伐採の要請等があった場合には、その都度対応してきておりまして、引き続き教職員の点検等による安全点検、今申し上げました安全点検に万全を期すよう、各学校と協力しながら取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○11番（高橋義友君）

ということは、今回の点検で2校ですか、要するに危険性のあった学校は。そういうことでよろしいんですか。分かりました。

私も、事故があってから各小・中学校を回ってみました。本当にどの学校もすばらしい巨木がありますよ。立派にそれぐらい大きなのがあって、初めて見る大きな木なんかもあったんですけども、その中で私が一番危ないなと思ったのは、私は地元が一湊ですけど、一湊のアコウの木がちょっと危ないかなと私は思ったんですよ。これ、大分老木ですけども、学校のシンボルでも、一湊のシンボルでもあるんですね。その中でも、近頃、木の表面がちょっと腐れてきて、中が空洞化になりつつあるんですよ。そして、教育長もご存知と思いますが、大分、中を見てもみますと傾いていますよね。そこら辺りの点検結果は何もお話はしていないですか。どうですか。

○教育長（塩川文博君）

一湊小学校の樹木に関しましては、先日、校長研修会を一湊小学校を会場で行いまして、校長とも樹木を見ながら確認をしたところでございます。校長さんに確認したところは、木の内部が空洞化しているとか、樹木自体が枝がちょっと揺れているとか、ひび割れているとか、そういった状況にはないですかと確認をしましたら、校長先生は「いや、大丈夫です」と。「ちょっと傾いておりますが、根っこがしっかりしているのでまだ大丈夫だと思います」という御返事でした。

○11番（高橋義友君）

一湊の小学生の校長に聞いたら大丈夫だと、そういうことであればそれでいいかも分かりませんが、樹木を入れて年1回ぐらいは屋久島町の小学校、点検すると。目視では本当に分からない箇所がたくさんありますよ。ですから、やっぱり専門家を入れて年に1回ぐらいはそういう点検、樹木の点検というのを町自体でしてほしいんですが、そこら辺りの考えはないですか。

○教育長（塩川文博君）

ないことはないんですけども、この後の遊具の御質問にもちょっと関連するんですけども、遊具に関しましては、先程申しましたように、毎学期ごとの職員の目視、それから触視、あとはたたいたりという点検で遊具関係も点検をしておりましたが、それだけではしっかりとした点検ができないということで、一昨年、専門業者による点検を一斉に行いました。樹木に関しましては、それと同じような感じで毎年というわけにいかないんですけども、何年か置きに樹木医による点検等を実施できればいいのかなと思っておりますので、今後の検討材料として考えさせていただきます。

○11番（高橋義友君）

ぜひとも、遊具のほうは毎年点検しているということですよ。樹木のほうもこれを機会にそういう専門家を入れた点検、そういうのをぜひともやっていただきたいんですが、文部省によると、樹木は学校保健法安全施行規則を始め、法的な点検対象にはなっていないということなんですが、町独自ではそういうことはできるんでしょう。どうですか。できます。できるんだったらぜひともそのように1回ぐらいは専門家を入れた点検をお願いしておきます。子供たちが安全にやっぱり学校生活をできるためにお願いしたいんですが、ぜひということよろしいですか。

○教育長（塩川文博君）

ここでやりますというお返事は確約はできませんが、先程申しましたように、遊具のほうも数年に1回やる予定でございます。地元で樹木医で点検のできる方がいらっしゃれば毎年でも可能なかもしれませんが、その辺のところも研究させていただいて、検討させていただきたいと思っております。

○11番（高橋義友君）

ぜひとも前向きに取り組んでいただきたいと思っております。

それでは、最後の質問に移ります。町内小学校の遊具施設について伺います。

本年度、各小学校に新しい遊具が導入されましたが、どのような経緯で更新されたのをお示しくください。

○教育長（塩川文博君）

遊具の導入の経緯についてお答えいたします。

小学校の遊具の導入につきましては、各小学校から遊具の経年劣化により使用できない遊具が増えているというような話を令和2年度に伺っております。

先程申しましたように、令和2年度に全小学校の遊具についての点検を鹿児島県の専門業者をお願いをいたしまして、一斉に行ったところでございます。その結果、経年劣化による危険遊具が多く発見されまして、確認されまして、遊具の更新や修繕が必要と判断されたことから、遊具の更新を行うことといたしました。

予算配分につきましては、まず、基本的には均等割、そして、それに児童数による案分率により配当をしております。その財源は、議員も御承知のとおり、野々村喜八・和子教育振興基金とだいすき基金を活用しました。

各小学校に設置します遊具につきましては、各小学校に優先順位をつけて希望調査を行いました。それに従いまして、令和3年度の予算におきまして、各学校にそれぞれ3基程度、遊具の新設を行ってきております。

以上です。

○11番（高橋義友君）

導入の一覧表は、教育委員会から各議員頂いたものがあります。そして、既設の要望も、設置場所とか、そういうのも説明会の資料の中で頂いたんですが、まず、栗生小学校を例に取って私が説明されてもらいますと、栗生小学校は要するに既設、既存の施設、既存の施設は13施設あるんですよ。13施設です。夏休み前までの既設の施設ですよ。ところが、夏休み後に全部撤去をされて、新しい施設が3つしかつくられていないんですよ。13あった施設が3つしかないんです。残っていないんだと。その13の施設は全て劣化して使用できなかつたのか。そこら辺りはどうですか。

○教育長（塩川文博君）

撤去する、撤去しない、残す、修理で使えるというものは、全て専門の業者の報告を基に学校と相談をして決めております。従いまして、栗生小学校の13の遊具等については、もう恐らく使えないという判断を校長とうちの担当がしたもの思っております。

○11番（高橋義友君）

そういうふうに学校の施設なんかは備品台帳か何かをつくってチェックをしているんですか。ありますか、備品台帳。そういうのはちゃんと各学校ごとに。今年、29の遊具を全部入れましたよね。そうしたら、学校ごとに全部、備品台帳ってつくって保管しているんですか。どうですか、そこら辺りは。

○教育長（塩川文博君）

施設台帳、それから備品台帳、全て完備しております。

○11番（高橋義友君）

大体は学校の遊具の耐用年数みたいなのが何年か分かりますか。

○教育長（塩川文博君）

1個1個は確認しておりませんが、各台帳に記載されておりますので、購入年月日、設置年月日等で確認ができると思います。

○11番（高橋義友君）

私も調べたんですけど、遊具に対しては耐用年数なんかは決められないそうですよ。やっぱり設置場所とか、色々な大きい学校とか小さい学校があって、消耗によって一概

にこの鉄棒は何年だ、耐用年数が何年だということを決められないそうです。だから、学校のほうではそういう備品台帳をつくっておって、栗生小学校だったら一遍に危険に達するほど、今までは何もそういう点検もなかったのか。子供たちが13あった施設が夏休み終わって来たら全部取り壊されて、新しいのが3つしかなかったと。それは子供たちはびっくりしますよ。それと、一番低学年に私は一番人気のある滑り台とブランコが栗生小学校には入っていないんですよ。そこら辺り、教育長はどう思いますか。

○教育長（塩川文博君）

先程申しましたように、何を入れるかは学校と相談をしております。そして、まず、全学校に共通して入れましたのは体育の授業に必要な低鉄棒、これはもう全学校、必要なところは新設で入れ替えております。栗生小学校は、低鉄棒のほかに、はんとう棒とうんていを学校のほうで希望しておりましたので、そちらを新設したという状況でございます。子供たちの残りの今まであった施設については、もう令和2年度、令和3年度、ほとんど使えない状態ではありましたので、子供たちの要望等に十分応えられるかどうかはまた別の問題として、学校との十分な協議の上での遊具の設置になっていると思っております。

○11番（高橋義友君）

学校と協議の上、遊具の選定をしたということですが、率直に教育長、学校にブランコ、滑り台、そういうのがない学校ってありますか。どうですか。今まで経験してきた学校で。

○教育長（塩川文博君）

申し訳ありません。私、中学校籍なもんで、小学校、あんまり存じ上げないんですが、学校の規模によっては、校庭の広さであるとか、そういったところによっては制限される学校もあるのではないかと思います。

○11番（高橋義友君）

僕は率直に教育長の気持ちを聞いたんですよ。小学校に低学年が好きなブランコとか滑り台がなくていいんですかということ、僕は率直な気持ちを聞いているんですけど、どうですか。

○教育長（塩川文博君）

あるに越したことはないですが、財政状況やら色んな状況で我慢しなきゃならないところもあるかなと思います。

○11番（高橋義友君）

私、個人の考えですよ。ずっとこの夏休みに学校を回って、今度、栗生小学校に行ったけど、びっくりしましたよ。3つしかないんだよ、あの広い校庭に。それで、そこにいる先生とも話しましたよ。それで「これはどういうことですか」、「これはもう町

が決めたことですから」と言っていましたけれどもね。今入ってくる1年生、また入ってくる1年生は鉄棒も滑り台も乗らなくて6年生まで行くんですよ、教育長。それは人間の身体能力、大分ある学校とない学校で差がついてきますよ。でも、多い学校は12から13の施設がありますよ。色んな施設がありますよ。今度私が回っただけでも、滑り台が2台、それから鉄棒が2つもある学校があったですよ、既存の分を含めて。ですから、今回の備品購入費が2,500万円ですよ、予算が。それで執行残が93万円ぐらい。総務課長、間違いはないですか。約、執行残が今のところ93万円ぐらい。

○教育総務課長（長 美佐子君）

予算額の2,500万円に対しまして、執行残は312万1,000円となっております。

○11番（高橋義友君）

そんなにありますか。2,500万円に対しまして、これは一覧表でどれくらいあった。金額の一覧表、2,100万円ですよ。それから、消費税なんかで。これは消費税込みですか。ここに載っている金額は消費税込み。込みだったら300万円以上不用額が出ますよね。だったら、この不用額があるんだったら、今、教育長おっしゃられたように、遊具の足りない学校にはやっぱり優先してこの執行残の中からやるべきではないかと思いますが、そこら辺りの考えはないですか。どうですか。

○教育長（塩川文博君）

遊具等も充実させたいのはやまやまなんですけれども、300万円で幾つの遊具が入るか、その辺のところは実際に遊具を確認してみなければ分からない部分でありますし、あそこの学校に入れて、ここの学校に入れないというのも、また公平さという面からではまた後々物議を醸す部分もありますので、恐らく、この執行残はもうこれ以上、各学校に均等に割り振りのできない金額だったんだろうと私は思っております。

○11番（高橋義友君）

この執行残は遊具のための執行残ですよ。遊具を買うための執行残ですよ。今言ったように、各学校、公平を取るんだったら、当然、栗生小学校には滑り台とかそういうのを置くべきではないんですか。屋久島町で滑り台とかあれがないのは栗生小学校だけなんですよ。ちょっとおかしくないですか、これは。執行残があるんだったら、ぜひとも前向きに僕はそろえてやるべきだと思いますけれどもね。

そして、先程、予算的なことを言っていますけれども、65万円ですよ、1台が。教育長、1台が65万円、300万円もあれば2台も3台も買えますよ、この執行残の中で。ブランコが78万円、全然余裕ありますよ、この中で買えれば。本当に子供たちのことを思うんだったら、僕はこれは前向きに教育長は考えてほしいと思いますけれども、それ以上のことを私は申し上げません。どうですか。

○教育長（塩川文博君）

先程申しましたように、予算配分がそれぞれ均等割で、例えば、各校とも100万円なら100万円と、それをベースに、あと児童の人数でプラスアルファをのつけた中で各学校の予算が決まってきました。さらに、その予算内で各学校が希望する遊具の順位をこちらのほうで調査をし、その予算の範囲内でできる範囲で遊具を設置していった状況がございます。ですから、先程20万円、30万円であるよとおっしゃいましたけれども、実際、それは販売価格であって、こちらに搬送する金額、それから設置する金額、プラスを入れますとなかなか思うようにはいかなかった状況がございます。ですから、これで遊具の設置が全てもう後しないよというわけではございませんので、また予算等を獲得しながら順次、それぞれの学校の遊具等も充実させていこうとは思っております。

○11番（高橋義友君）

最後に前向きな答弁は頂いたんですけども、ぜひ、今後に向けて遊具には取り組んでいってほしいと思います。

最後に、未来を担う子供たちのためにも、今後とも安全・安心な学習の環境づくりに努めていっていただきたいと思います。

以上です。終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。14時35分から再開します。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時35分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番、岩川卓誉君に発言を許します。

○1番（岩川卓誉君）

皆様、お疲れさまでございます。議長の許可を頂きましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。

私が本日一般質問をさせていただく内容は、1つ目が環境文化村構想、屋久島憲章、世界自然遺産登録30周年に向けた町の取組について、2つ目が若年層への社会保障（子どものまちづくり政策）について、そして、3つ目、馬毛島の自衛隊施設整備に関する交付金の取扱いについてになります。

まずは、1つ目の質問のほうになります。

屋久島は今年と来年で、環境文化村構想、屋久島憲章、世界自然遺産への登録がそれぞれ30周年を迎えます。それぞれの理念が30年前からこの島に息づいていることは、世界に比べても非常に先駆けていたことだと思えます。

この30年の間には、平成5年の屋久島山岳部利用対策協議会の発足、平成7年の環境基本条例の制定、平成8年、縄文杉デッキの設置、平成14年、国立公園への編入、平成16年、屋久島地区エコツーリズム推進協議会の発足、平成20年、屋久島山岳部保全募金の開始、平成21年、マイバッグ持参運動及びレジ袋有料化に関する協定の締結、平成23年、利用調整条例の町議会での否決、平成28年、ユネスコエコパークへの拡張登録、平成29年、入山協力金の実施等、本当に様々な動きがございました。そのような中で、町民の暮らしが変わったかと問われれば、年代や業種によって様々だとは思いますが、外からの見られ方というものは確実に変わってきた30年間だったのではないのでしょうか。

その中でも、とりわけ平成12年には世界自然遺産会議が開催され、アジア・太平洋地域から関係者が集まりました。その場には、当時の皇太子・皇太子妃両殿下もいらっしゃり、お言葉を述べられたと記録に残っており、会議の開催を通じて経験と教訓をお互いに共有できること、世界自然遺産の保全には地域の参加が重要であること、子供たちを含む地域住民への環境教育が必要であること等が表明されております。こういった流れを振り返るとき、これらを押し進めてきた先人の意思を感じずにはいられませんが、果たして今、屋久島町がどれほどの役割を果たしているのでしょうか。

このテーマに向き直るタイミングは、環境文化村構想、屋久島憲章、世界自然遺産の登録30周年の今、このときしかありません。これを逃すとまた10年先延ばしになってしまうことでしょう。屋久島の価値が町民にとってどのようなものなのかを問い直すことを通じて、環境文化村構想や屋久島憲章の理念をいま一度振り返り、その結果を国際会議の場で発表するといったことは非常に有意義であると考えます。

例えば、環境文化村構想や屋久島憲章の外国語版を町長に発表していただくことであったり、その次の30年を展望するような政策の発表等がなされたりすれば、町民にとってもまた屋久島の価値に向き直るきっかけとなり、そのことが屋久島の価値をさらに高めていくことにつながるのではないかと思います。

日本の世界自然遺産のトップランナーとしてこれまでのまちづくりの検証を行い、未来に向けたメッセージを発信するため、世界自然遺産会議のような国際会議を開催するタイミングは今しかないと思いますが、町長のお考えをお伺いします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

岩川卓誉議員の質問にお答えをします。

30年前、屋久島が世界遺産条約に基づく我が国初の世界自然遺産として登録され、国内外より屋久島の存在と価値が大きく評価されたことは、当時、とても誇らしく、大きな喜びを感じました。この世界遺産登録の前年には、鹿児島県において、屋久島環境文

化村構想が策定され、登録を契機に、この島で生きていく者としての決意を屋久島憲章として決めました。これら屋久島憲章や屋久島環境文化村構想は、今日も本町まちづくりの礎として揺るぎのないものとなっているはずです。

この30周年の節目を前に、当時、環境文化村懇談会に携わった方などを中心に、当時の思いやこの30年とこれからの30年についての思いなど、様々なお話を聞かせていただいております。これまでの30年を振り返るとともに、次の世代へ引き継ぐべきための道しるべとなるよう取りまとめてまいります。

国際会議につきまして、平成12年5月に開催されました世界自然遺産会議は、鹿児島県が主体となり、世界自然遺産の保全と世界遺産を生かした地域づくりの在り方について議論を深め、県民参加により豊かな自然を生かした循環と共生の地域づくりを促進することを目的に、屋久島及び鹿児島市において、皇太子殿下・妃殿下の御臨席を賜り、アジア・太平洋地域14か国の20自治体5政府の参加により開催をされました。このような規模の国際会議になりますと、鹿児島県を始め、国の関係機関やユネスコなどの国際機関など、多方面への働きかけや調整など、多くの時間を要することが想定をされ、早々に開催することは非常に厳しいと考えます。

ただし、我が国初の世界自然遺産登録地として、人と自然の共生による持続可能な地域づくりを国内外へ向け発信することは非常に重要なことであると認識をしております。

世界に発信するに恥じない地域づくりをこの30年を機に再度見つめ直し、町民と共有し、しかるべき時期にそのような場が設定できるように考えております。

○1番（岩川卓誉君）

まず、振り返りということで30年の話を聞かせていただいているという御答弁を頂きました。道しるべとして取りまとめていくというお言葉を頂いて、非常にそういったことが大事だなというふうに私も共感するところでございます。

環境文化村構想の中には、屋久島方式という言葉がございます。屋久島方式とは、計画策定から事業実施に至るまで、行政の1セクションだけでなく、地域ぐるみで関わり、さらに私たちの掲げる理念に共感する全ての人々を巻き込むダイナミズムを有することとされております。

先程、町長答弁いただいたように、私もいま一度、環境文化村構想や屋久島憲章の原点に立ち返るためには、町民を巻き込み、対話をしていくことが欠かせないというふうに考えております。

今、30年の話を聞かせていただいているということですがけれども、例えば、振り返る手法としてそれぞれの30年の取組に対するアンケートを行うだったりとか、町民にとっての30年がどのような時代であったかを調査する、観光、農業、林業、水産業など、各分野を担う町民にインタビューをして映像に残すであったりとか、そういった方法も考

えられるのではないかなというふうに思っておりますが、そういった方法についてはどのようにお考えになるでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

30年前に議員は何歳ですか。30年前に環境文化村、その前に、昨日「記者の目」を読みました。これ、全てじゃないですか、書いていること。なかなか。もっと言いますと、30年前、その前に旧町時代、上屋久町時代に林地活用計画というの、御存じでしょう。これ、壮大な計画で、今、屋久島総合自然公園のあの辺り、ほんの一部分で終わってしまいましたけれども、そこが原点だと私は思っております、この世界自然遺産。その時代に議論をした方々、もう大半は亡くなっています。そして、その当時、そういう事務方でそこに携わった役場の方もほとんど退職をしています。ですから、どういう経緯・経過で自然遺産に登録をされるに至ったのかという、まず原点に戻りたいというのが今、私の思いです。それをなくして向こう30年のこと、あるいは、そういうことを言っても、中身がないものになってしまうんじゃないかというのを思っています。

実は私は20周年をやりました。これ、屋久島からのメッセージっていうのを私がつくりました。5つのことを書いてあります。議員ももう手元に持っているでしょうけど、これですらできていることとできていないことが、私も非常に責任は感じております。ただ、この中で言った今の屋久島を訪れる青少年というのは、今、教育旅行に非常に来てもらって、この島をオープン・フィールド・ミュージアムという、この屋久島を感じていただいています。そして、もう一方では、世界自然遺産ネットワーク協議会というのを4つの自治体と一緒に今つくって、今、色んな話合いもしております。そこでも、その土地、その島、その土地その土地で色んな悩みもあります。ですから、今、議員がおっしゃるように、一遍ここで、30年で立ち止まって今までの検証もそうですけれども、いや、原点がどうだったのと。これ、観光のためにやった自然遺産登録ではないですからね。だから、私は自然遺産イコール観光ではないって常々思っていますし、そういう姿勢で臨んでいこうと思っています。だから、その当時はこれだけ当たるとは思っていなかったんです。自然遺産なんかって日本で初でしょう。要するに、そこでこれだけのものを、だから、この記事にも書いてある。何年か後にして世界自然遺産っていうのがメディアで取り上げられて、それから脚光を浴びてきた。ですから、今、取り留めのない話になっているかもしれない。今、30年を、だから向こう50年、100年のことをやるには、今のこの30年のこのままの状態でこれが積み上がったら潰れてしまうんじゃないかという心配をしているわけです、実は。ですから、ここで基礎、もう一遍きちんと基礎をつくってやっていかなければいけない。だから、この30年というのは外側に向くんじゃなくて、まずは内で、議員もおっしゃるように、地域の人たちが屋久島に住む我々がこの島をどうやってつくっていったって、共生と循環という大きなテーマに向かってやっ

ていくのかというね、そういう議論を深めていって、まず、ここに暮らす1万2,000人の意識というか、知識というか、そういうものをまず島の中でやっていく。そのためには、色んな民間の人たちとも話をしようという機会を。今、役場の職員にしても、色んなその当時の方からそういうものを。それは、皆さんは記録を読めば分かるのかもしれませんが、物で感じるのとはやっぱり生で聞くというのは全然伝わり方が違うと思います。

今はそういうことで、実務については色々副町長、あるいは、中心になってやってもらって、そこら辺はちょっと副町長に補足で話はさせていただきます。

○1番（岩川卓誉君）

町長のそういった思いが聞けて非常にうれしく思います。私もやはり内、屋久島の中でそういった振り返りをしていくということがまず第一、必要だというふうには思っております。

先程、町長もおっしゃいましたが、20周年記念事業の際に、屋久島からのメッセージとして、世界自然遺産登録地域の保全と活用について、この島に関わる全ての団体や個人がそれぞれの立場で参加協力する屋久島独自の仕組みを確立しますというふうに述べていらっしゃると思います。町長もできていることとできていないことがあったというふうにお振り返りになったと思うんですけれども、私、やっぱりここがすごくこの10年だったりとか、なかった部分なのかなというふうに思っています。町民と対話を続けていくような何か仕組みというものができれば、この30周年を機にできればというふうに思っておりますので、そこらの辺りはぜひお願いしたいと思います。

また、環境基本条例の件なんですけれども、環境基本条例の中で、第5条では、環境施策に関する基本指針等の策定に努めるというふうなうたわれております。少なくとも5年に1回、環境審議会の意見を聞いて、基本指針を及び基本計画について再検討をするというふうになっているんですけれども、このことも町民を巻き込んだ議論につながっていくのではないかなというふうに思っています。今の時点で環境基本条例の現在の立ち位置といいますか、こういった5年に1回の見直しだったりとか、そういったことをされているということがあるかどうか、お答えをお願いします。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

ただいまの環境基本条例の件につきましては、こちらのほうで確認をしましたところ、法的なものではなく任意となるんですけれども、合併以降、先程、議員がおっしゃいました少なくとも5年ごとの指針及び計画の検討といいますか、議論がこれまでは交わされたことがないようであります。当然、審議会等も開かれていないようでございますので、このタイミングを機にまた今後色々と考えていきたいとは思っております。

○1番（岩川卓誉君）

ぜひそのようにお願いしたいと思います。屋久島町の特色、やはり環境にあって、私、環境政策課が解体されたときに非常に残念に思ったんです。前回の機構改革案が提示されたときも、環境政策は観光まちづくり課の一部というふうになって、担うという形になっていたと思うので、屋久島町の生きる道といいますか、進むべき道というのはやはり環境にあるというふうに思っています。重点的に町として進めていっていただければと考えております。

町の中に、そういった屋久島憲章だったりとか、環境文化構想、町長が今お話しする中ですごく理念を持っていらっしゃるなというふうに思うんですけれども、そういう人材を育てていくということが非常に重要であると思うんですけれども、そういった意識を持っている職員というのがどのくらいいるというふうに考えていらっしゃるでしょうか。町長、お願いします。

○町長（荒木耕治君）

それは私より議員のほうがよく身近にいた関係もあって分かっているかもしれませんが、誰がというより、職員は全てそういう意識を持って日常の仕事をやってもらわないといけないというふうには思っております。私も屋久島の町長として何を大事にやっていくかという、山岳振興であったり、この島に畏敬の念を持つ、そういうことを常々ずっと思いつながら自分は政治をやっているつもりですから、当然、職員も屋久島憲章というそういうものもあって、そういうものは常日頃から自分の体の中に置いておくべきだというふうに思います。

○1番（岩川卓誉君）

ぜひ、職員、そのように私も思います。町長の思いをぜひ語っていただいて、職員にもですね、そういった研修もたくさんしてあげてください。ぜひお願いしたいと思います。

ここまで質疑してきたようなことでも、こういったことを町民の中、職員の中もそうなんですけど、しっかりと議論を行った上で、中をしっかりと固めて、その上で国際会議を実施し、国内外に屋久島町の立ち位置を再度示すということは非常に有意義になるのではないかなというふうに考えております。答弁の中でもそのように答えていただいていると思っておりますけれども、これまで実施してきたインバウンド政策を飛躍させる場としても効果があると思いますし、自発的に国際会議を実施できるような潜在能力を持つ自治体というのは県内を見ても非常に少ないのでは、多くはないんじゃないかなというふうに思います。町だけがもちろん、もちろん町だけが苦勞するようなイベントではなく、各種団体や民間と協力して実行委員会をつくって、4月から30周年イヤーみたいな感じで年間を通したイベントだったりとか、そういうのを通じて最終的に国際会議というふうに持っていければなというふうに思っているんですけれども、そうすること

で町民も一緒に盛り上がって、環境文化村構想でいうところの屋久島方式というところにもつながるのではというふうに思いますけれども、そういった方法で進めていくということについて、町長はどのようにお考えになるでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

基本的にはそういうことだと思いますけど、タイムスケジュール的に来年それを発表ができるかといったら、それは当然無理じゃないですか、スケジュール的に。ですから、その先に35年というのがあるのか知りませんが、そういう35年でやるとか、そういう節目のときにそういうことでないと、それは、さっきも言いましたけれども、色んな外国の方を呼ぶにはそれなりのものがあります。うちがうちだけでやるのであれば、そういう会場とかそういうものが、国際会議をやる、どこでやるのかという、そういうものもあると思います。ですから、そういうものをやることからきちんとやっていって、ゴールはそこだと思いますので、私は。

○1番（岩川卓誉君）

ゴールがそこだというふうにおっしゃっていただいたと受け止めさせていただいております。何かのタイミングに合わせていくということが非常に大事だなと思うんですけど、2025年に大阪万博というふうなものもございしますが、そこに向けたそういった国際会議の足がかり的なイベントにできたらというふうに思いますけれども、今後のそういった観光の戦略も見据えて、30周年との関連性というのを考えていらっしゃるかどうかというのを伺います。

○副町長（日高 豊君）

実務のところ町長から指示を受けております。今、議員が言われるところに対して少し矛盾を感じています。先程、町長は、観光のための自然遺産だったり地域づくりだったりではないと。ですが、今、議員はそういうことは観光につながるというような御発言をされるので、そこは少し違和感があるんですが、振り返りしたときに、私が思うのは、一番矛盾があるのは、理念と実践のところ非常に乖離をしまっているんじゃないのか。例えば、自然環境の話でいけば、これまでも町民から除草剤の使用の禁止について陳情があったりしました。議会の中では色々と議論をされたかもしれませんが、それがじゃあ町民の中で実際にそれを使って経済活動してる方と、そういうものは使わないほうがいいんだからという人たちが本当に腹を割って話をする。それはけんかになってもいいと思います。そういうものの積み重ねが、本当に屋久島がどのレベルで環境保全でいえば方向性を持っていくのかというのが出てくると思うんです。そうしないと、理念は理念、実践は実践みたいな話では、議員が言われる国際会議開いて、私たちはこう考えます、こうやっていますという意思表示をするには少し説得力がないのかな、そういう形になってしまうんじゃないのかなというふうに思っています。

ですので、非常に理念は高邁です。それに向かっていくのは当然なんですよ。けれども、現実にはそれに向かって行きたいけれども、行けない現実もありますよね。だから、そこをどう埋めるのかというのが多分、私たち人間、人類が持っている英知をそこにどう集約していくのかということだと思えます。そういうものができるのが多分、屋久島の土壌としてあるんじゃないのかと。

先程、町長のほうからオープン・フィールド・ミュージアムの話もありましたけれども、実際には、イメージとしては様々あるかもしれません。今の状況でいくと、多分にこのミュージアムというのは生態系とかそういった方向に行くのかなというふうに、これは分かりませんが、なんかそういうふうな方向性が強く打ち出されるんじゃないのかなと思ってしまいますが、実際に釜石のオープン・フィールド・ミュージアムは、地域の産業であったり、生活であったり、そういうものを観光資源、あるいは、地域資源として地域づくりに使っています。ですので、私たちも里での経済活動も含めて、どういうふうな持続可能な島づくり、地域づくりをするのか。それには、今ある自然環境をどう活用させていただくのかということも含めて議論をしていかないと、どうしても表層の部分、経済の話でいけばお客が来る来ないとか、そういう話じゃなくて、もう少しここに住む人の誇りとか享受とかというようなものが島外に対して示されるような会議をするのであれば、そういうものになっていかないとなかなか難しいというか、その成果として実施ができないんじゃないのかなというふうに思っておりますので、今回、この30年はそのスタートの部分じゃないのかなと。これは1年で多分結果はないですよ。ですので、前回、議員とお話しさせていただいたときにも言いましたが、30年ではそういうのをやって、10年後、20年後に私たちはこうしました、こうできました、世界の皆さんこうですよと言えるぐらいのところで、僕は国際会議は初めて意味のあるものになるんじゃないのかなというふうに思っています。

町長もできれば、できれば早い時点でその結果を示して、地域が持続可能になることが一番大事だと思いますけど、そんなに簡単にはいかないのかなというふうに思いますので、その出発点にこの30周年というのはなっていくべきじゃないかなというふうに思っています。

以上です。

○1番（岩川卓誉君）

私も何も来年しましょうというふうに、必ずしましょうということではもちろんないです。しっかりと町の中でそういったものを固めて、そういうふうに進めていく議論を30周年を機にできればという思いで今回一般質問させていただいておりますので、何とぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

時間のほうも、もっと本当は議論したいところなんですけれども、私、以前に時間を

オーバーしたことがありますので、時間のほうもあります。次に移りたいと思います。

次の質問ですが、30周年を機に自然環境保護及び観光振興の政策を推進する財源とするため、宿泊税を導入する考えはないかという質問です。

今の入山協力金の制度なんですけれども、こちらも平成26年度から令和2年度の7年平均で年に約2,700万円の赤字が出ています。こういったものについても、一般会計から出しているというふうな現状があります。出血が続くこの部分には、何かしら抜本的な措置が必要だというふうに考えております。

また、屋久島町のほうは離島になりますので、観光や仕事で訪れた方々が日帰りしにくいという特徴があります。そういった方々も町民と同じように公共の道路、トイレ、看板を頼りに、道路やトイレを使って看板を頼りに道を進んだりするわけです。あらゆる観光地と比べても、屋久島町では駐車場代も取られることがほとんどありませんし、その割には自然が摩耗されていく、搾取されていく形になってしまっているのではないかなというふうに危惧しております。

そこでお伺いしたいのは、環境・観光両面の課題を解決するための宿泊税の導入ということになります。現在、全国約7か所の自治体で宿泊税が導入されております。京都市の例を取ると、宿泊税導入後に旅行者が減ったというデータはなく、むしろ1.5倍ほどに増加しておりました。これは、宿泊税を財源とした各種観光設備の整備や誘致の施策がうまくいったからだというふうに考えています。

宿泊税の税率、100円から1,000円と幅があるんですけれども、仮に屋久島町で1,000円の税率とした場合には、年間で3億円以上の税収が見込まれることになります。宿泊税のよいところ、町民からは徴収しなくて済みますし、法定外目的税になるので、使い道も自然保護や観光政策に限定でき、基準財政収入額には組み込まれず、普通交付税に影響を与えることがないというところになります。

3億円以上の自主財源が確保できる可能性があるこの宿泊税を導入することで、屋久島憲章のいつでもどこでもおいしい水を飲めるという理念につながるような屋久島町らしい政策を実施する費用も捻出できるかもしれません。また、浮いた財源も子育て支援や高齢者福祉等の他の政策に回すことも可能となるというふうに考えますが、宿泊税を導入するおつもりはないか、町長のお考えをお伺いします。

○町長（荒木耕治君）

宿泊税を導入するつもりはありません。

○1番（岩川卓誉君）

宿泊税を導入するつもりはないというふうなお答えですけれども、そうなりますと、現行の山岳部に係っている年間の赤字、先程、私が申し上げました2,000万円から3,000万円というふうなものがありますが、こういったものに対応するためにどういったこと

を考えていらっしゃるでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

10年前に世界自然遺産地域ネットワークをつくりました。この大きなテーマは、国にもうちょっと金を出してもらおうということです。要するに、今、私は思っています。山岳部の利用なんかを取らずに、全てこの島でそういうものを取らない観光地づくりってできないのかと思っています。それは国立公園、あるいは、そういうものを海外でまだ国が、これは国が批准したんですよ。だから、国が応分のものを見ないで、こんな財政の逼迫したところにやれというほうがおかしいじゃないですか。ですから、今、国に要するにそういう部分ではですね。だって、これ、8割は国有地ですよ、この島も。ですから、一般財源から持ち出すようなそういう心配をしなくてもいいように今から。それで、ある意味、精神的なものがないといい島はつくれないと思っています。今まで、一時期、心の豊かさより物の豊かさ、私たちの若い頃はそういう方向に走っていきました。確かに物は豊かになったけれども、失われたものは精神的なものじゃないですか。それはやっぱり寂しいものです。ですから、この島は、この島のマスタープランにもありますけど、屋久島ルールというのをつくろうというなら、それはほかの島がこうだから、ほかの地域がこうだからというんじゃないで、屋久島は今屋久島に住んでいる1万2,000人が知恵を出して、責任を持ってこれからをどうやって生きていくのかということ、だから、みんなで考えて、みんなでやらないと、いいものはできていかないんじゃないのかなというふうに今思っているから、突然そういうことを今言ったわけです。

○1番（岩川卓誉君）

町長のお考えで協力金なんかを取らなくても済むような島、それは宿泊税も取らなくて済むような島というお考えだということだと思えますけれども、その分、国に負担を求めていく。私も思いは同じところがございます。世界自然遺産も国立公園も国が指定しておりますので、そこで発生するものについてはしっかりと処理していただきたいというふうに思います。

ただ、以前、町長とお話しさせていただいたときも、国とか県とかというところはなかなか動きが遅いところだよというふうに直接、私に言っていただいたことがありました。町長の政治の中でそういったところを1つずつ壊していってくださるというふうには思うんですけれども、具体的に何かどういうふうにそういう要望をかけていくだったりとか、この法律を使ってだったりとか、そういったお考えがあるでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

今、今度、11月に私どもは4地域で、東京で全国町村会議というのがありまして、皆さん、首長は東京に集まりますので、その前日の日に今4地域、ここで要するにどうするかということをお話をします。そして、今度、奄美、沖縄が登録をされましたので、

ここを今一緒に、だから5地域でネットワーク協議会を今つくろうとって各首長さんには案内をして、もうほぼ事務方のほうではほぼ了解をされた。だけど、一堂にはまだ会したことがありませんから、そこでそういう話を。だから、何のためにこのネットワーク協議会を10年前につくったかというのは、そういうことがあったときにきちんと、1人で言うより5つの地域でそういうふうに国に堂々と正面切ってやっていこうということを、今度、11月にそういう話をしたいなというふうに思っております。

○議長（石田尾茂樹君）

すいません、傍聴者、マスクをしっかりとください。

○1番（岩川卓誉君）

その4地域、世界遺産地域の4地域ですか。5地域ですね。みんなで要望をしていってという形になるということですね。分かりました。ぜひ、宿泊税は、僕は宿泊税がいいなと思って、自分たちで島の中から話が出していけるかなと思いますし、議論にもできると思うので、あとスピード感も考えてというふうに考えたんですけども、町長がその5地域で要望をかけていくというお考えであれば、それもまた町民のほうにもぜひお話として出していただいて、広めていっていただければと思っております。よろしくお願ひいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。2つ目が若年層への社会保障（子どものまちづくり政策）についてということになります。

これ、書き方が前出の質問に関連してというふうに書いているんですけども、宿泊税を導入するしないでも、そういった環境関連の予算がもし国が認めてくださって、いいというふうになった場合にはというふうに考えていただければ、そういった財源をもって2人目の保育料の無償化と子どものまちづくり政策を進める余地はないかという趣旨の質問になります。

まず、保育料についてです。現行の保育料は、所得によって金額に差はあるものの、1人目が約1万6,000円から約8万8,000円、2人目がその半額、3人目以降の保育料は無償となるという形になっています。さらに、3歳児以降は無償ですので、実質、保護者が保育料を負担しているのは1人目と2人目の2歳児までということになります。ところが、ここには各自治体によって差がございます。ほかの自治体では、2人目のゼロ歳から2歳児についても保育料を無料としている自治体がありますが、そういった自治体が2人目にフォーカスして支援する狙いは出生率にございます。出生率が2ポイントを超えると、人口の自然減の抑制に歯止めがかかる可能性が出てきます。2人目以降を産んでもらえなければ、人口減少に歯止めがかかることはありません。

令和3年の屋久島町の出生率が1.72ですから、人口を維持するために2人目の出産をしやすい体制をつくるということは必須課題のはずですが、残念ながら、屋久島町の子

育て支援政策は他の先進的な自治体に比べるとどうしても劣ってしまうため、移住を考えるとときにどうしても比較され、結果として選ばれないといったことも起こり得るのだと思っております。

今、子育て政策の中で起こっていることは、一言で言うと、納税をする中間層に手厚くないということではないでしょうか。低所得者層や独り親世帯に対しては1人目の保育料も半額になったりする等、手厚い支援が施されていますが、人並みに税金を払いながら所得に応じて保育料が上がる中間層で保育料の問題が一番影響してくるのではないかと考えております。

屋久島町の所得推計は年間平均240万円ほどですが、この層の数が一番多く、税金も払い、保育料も当たり前払いながらにして、多くは物を言わないという、まさにサイレントマジョリティーなのだと思っております。

町は、子育てに係る費用負担の多い、こういった層の現状を正しく分析し、税金を配分するべきではないでしょうか。町が人口減少に歯止めをかけたいと考えているのであれば、子育ての経済的負担の軽減を本気で行うべきです。大多数の中間層にメリットのない所得制限策では政策効果は生まれませんと思います。

財源的な問題がきつと出てくることではあると思っております。先程、町長からおっしゃっていただいたような要望をぜひ早期に実現していただいて、こういったことに回せる財源をぜひ確保していただきたいと思っております。町長の見解を伺います。

○町長（荒木耕治君）

保育料無償化につきましては、令和元年10月より、制度改正により開始され、3歳以上の子供全員と3歳未満児の非課税世帯のみの無償化を実施をしているところです。それ以外の3歳未満児については、国の基準額より幾分か減額を行うなど軽減されているものの、完全無償化とは至っておりません。全国では、自治体の考え方で自主財源により先行して完全無償化を実施をしているところもあり、本町でもさらなる検討が必要であると考えております。

現在のところ、出生率が大きく下がっている状況もあり、また、全国的に何らかの方策を検討しているのは承知をしているところですが、財源との兼ね合いもあることから、御指摘の町単独実施については、新たな施策の検討も含め、財政的な観点からも慎重な研究・検討が必要と考えております。

これまでも子供の施策については、昨年度4月から旧乳幼児医療費助成制度を改め、子ども医療費助成制度として高校生までの完全無償化を実現させてきた状況もあり、議員の御指摘を真摯に受け止めて、可能な限り各種施策の実現に向けて対応していきたいというふうに考えております。

出生率の向上は本町においても重要な課題であることから、計画中的子育て支援セン

ターの整備を始め、あらゆる観点から子育て世代をサポートしていく、そういった視点での検討も必要であるというふうに考えているところです。

○1番（岩川卓誉君）

国が実施する子育て世帯に対する現金給付の制度なんかも今よく行われていると思うんですけども、現金給付の制度は実際に子育てに使われているかどうかというところが把握できないという問題点があるというふうに皆さん思っているんじゃないかなと思います。同じ予算を使うにしても、最初から保育料に充当することで、確実に子育て支援に使うというふうなことになりますので、町の子育て政策に関する姿勢をしっかりと打ち出せるということになるんじゃないかなと思います。

2人目に対する保育料無償化、担当課に伺ったところ、2,500万円程度の財源があれば可能ではないかというふうな試算でした。年間1億円から2億円、財政調整基金のほうにも積み立てていっておりますし、先程の町長がおっしゃったような政策も早期に実現していただくような形で、ぜひ前向きに御検討いただければというふうに考えておりますけれども、2人目にフォーカスした支援策ということについて今後どのように考えていらっしゃるかというのを再度お願いいたします。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（寺田和寿君）

ただいまの御指摘につきまして、2人目ということもありますが、保育につきましては、無償化という考え方を、ただに越したことはないという非常にシンプルな考え方がございます。ただであれば、それはそれで子育てするのに楽ですから、3子目、4子目、非常に出生率の向上に対しては向いていくんですが、ただ、今現在、乳幼児、特に1歳、2歳までの保育料の総額というか、支出、支弁している額は大体、乳幼児20万円、1人20万円かかっています。各事業所への配布、配当というか、1歳、2歳児で十二、三万円から14万円かかっております。3歳児で8万円。ちっちゃい施設、少ないところでしたら10万円を超える、十二、三万円までかかるんですけど、具体的に数字を見ると、実際、その金額を親が払っているわけではないので、決して、先程、町長が申し上げましたが、国の基準額にもありますけど、多くを補助を行っているのが実態です。ですから、今現在支払っていただいている、今、先程申し上げましたが、2,000万円ぐらいの議員がおっしゃった額につきましては、親が自分の手元から出すお金をそれだけ2,000万円くらい払っているけれども、実際はほとんどは国・県・町で補助をしているというのが実情なんです。さらに、その2,000万円ぐらいの額を非課税世帯と課税世帯とが不平等感があるというふうなニュアンスで御発言をされているのではないかなと思うんですが、ここについては、子供を育てる中で、私の個人的な考え方も少しありますが、3歳未満に当たる子の部分までについては、非課税世帯の御家族は大変でしょうから、無償化ということになったんだらうかなと。それ以外のお子様方は、家族で3歳までは面倒を育

てるといふようなイメージもあったのかもしれないというような感じで取っていました、少し質問から回答がずれますが、決して補助がちっちゃいというわけではなくて、非常に大きな補助はされているという中で、あと、この2,000万円ぐらいのお金を、そこまで頑張っただけで町が出せるかという議論については、その他の色々な施策がありますので、そちらも兼ね合いを考えながら支援をしていくということで先程御回答を差し上げた次第です。回答になりましたかどうか。

以上です。

○1番（岩川卓誉君）

今御説明いただきました国・県・町が負担しているということももちろん分かっております。ただ、各中間層の世帯では、その2,500万円がきついなと思うんですよ。だから、そこに光を当てていただきたいということです。そういうことを言えない方たちが多くいらっしゃるの、しっかりと調査をされて対応していただきたい。そこをやりまますよというふうに町が言うことによって、本気で子供を育てていってくれる町なんだということが伝わるというふうに思いますので、ぜひ前向きに御検討いただければと考えております。

さらに、保育料に関連しまして、各園に係る副食費であったりですとか、1歳になるまでのおむつ代というものを支援しているというふうな自治体もあります。本気で子供を産んでくださいというふうに言っている自治体はここまでやっているということですよ。本当に産んで、生まれてきてもらいたいというふうに思えば、こういった議論も必要になってくるというふうに思うんですけれども、屋久島町においてもそういった支援をしていくために、同様の政策を実施していくというふうなお考えはないでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

そういう議論をすることは、何もやぶさかではないというふうに思っております。

○1番（岩川卓誉君）

前向きな御検討いただいたというふうに受け止めさせていただきます。ぜひ早くそういった検討の結果が出していただけるように進めていただければと思います。

もう一点、ごめんなさい、あと、子供のことを考える上で、障害を持つ子の家庭なんですけれども、親がつきっきりになる場面というのがどうしても多くあるというふうに思います。重い障害のある子は、自分で歩いて登校することもできなかつたりしますから、親がつきっきりで送り迎えをしているところもございます。そういった家庭に対して、現状の町の政策で安心して子育てしていただきたいということが言えるだろうかということです。6月の議会で陳情もありましたけれども、今困っているそういった家庭のために、町が人を雇用して、登校や地域の交流のためになるような政策を考えていく必要がある、人を雇用して送り迎えをしてあげるとか、そういった細かい政策を考えていく

必要があると思いますが、この点についてはどのように考えるでしょうか。

○副町長（日高 豊君）

議員の言われることは十分理解できます。本当に福祉政策についてはやっただけいいことは山ほどあります。その中でやれることが何なのか、あともう一つは、この一般質問を受けて課長とも話したのは、福祉を考えたときに全体が平均というか、普通としたときに、本当にまだ落ちているところ、ぼこっとなっているところはほかはないのか、まず、そこを平準化した上でプラスアルファというのは考えるべきじゃないのかなというのも一つの考え方だと思います。ですので、まず、本当に今言われる障害のある方のケアとかというところのどこまでやれるか分かりませんが、そこが本当に多少なりとも手落ちがあるとすれば、それを基準と言ったら変なんですけど、普通というかな、このぐらいであればということまでまず上げること、その上でできることを探していかないと、どうしても今度はじゃあ何であそこなの、こちらはどうなんですかという話になると思うんですね。それは議員が言われる非課税世帯はよくて、そのちょっと上は駄目じゃんというのと同じことの繰り返しになってくると思いますので、それは先程町長が言われたように、やっぱり議論した上で本当にどこが必要なのかというのは取捨選択して熟慮をしていく必要があるかなというふうに思います。

○1番（岩川卓誉君）

私の考えになってしまいますけれども、予算配分に目を向けると、児童福祉費というのが7.5%ぐらいで、もう6年間ぐらいずっと動いていないような形です。それって何もほぼほぼ変わっていないというか、町が町の姿勢として子供にそういうことをしていくんだということが出てきていないということなんだと思うんです。今、副町長おっしゃるように、まだ埋まっていない部分とか、ここを突出してやりたいという部分があると思うんですけど、全部やっていいと思います。全部やって、福祉のところというのは必要ですし、先程申し上げましたみたいに、財政調整基金だったりとかいうのを毎年積み立てている状況ですので、ぜひ、ほかの財源等も精査していただいて、前向きに進めていただければ、前向きに進めていただけるという回答であったと思いますが、ぜひお願いしたいと思います。

それでは、最後の質問に移ります。最後が馬毛島の自衛隊施設整備に関する交付金の取扱いについてということです。

西之表市の馬毛島に関して、国はこれまで計8回の西之表市の協議、環境影響評価準備書の公告等を行い、着々と整備に向けて進んでいるように感じます。西之表市はまだ賛否を明らかにしていませんが、9月8日の南日本新聞によると、反対派の切り札とされていた馬毛島小・中学校の跡地の売却を西之表市が検討していると報道されていたり、中種子町でも9月7日の町議会定例会において、自衛隊基地整備計画の中で練成訓練施

設や物流倉庫の建設が予定される町有地を売却する議案を全会一致で可決しております。鹿児島県議会でも、6月7日の県議会代表質問で自民党県議団が賛意を表明する中で、種子島ではコンビニが増えたりといった、そういった馬毛島景気のようなことも起きていると聞きます。

屋久島町は賛否を明らかにしているわけではなく、町長もそぐわないという御発言にとどめていらっしゃるものと理解してはおりますが、この件について、町民の中には、屋久島町には交付金はないのかといった、そういった声も聞かれます。

沖縄の例を見てみますと、日米地位協定がある以上、もしこのまま馬毛島の自衛隊施設の整備が進めば、私は米軍機が屋久島や口永良部島の上空を飛ぶこともあるのではないかと思いますし、屋久島空港や宮之浦港、安房港を緊急着陸接岸等で使用することもあるのではないかと思います。少なくとも、屋久島町に対する影響が全くないとする町民は少ないのではないのでしょうか。

そういったことが想定される以上、屋久島町が再編交付金や民生安定助成事業補助金、特定防衛施設周辺整備調整交付金を受ける可能性はあるのか、また、そういった交渉を行うおつもりがないか、町長のお考えをお伺いします。

○町長（荒木耕治君）

再編交付金は、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第6条において、同法第5条に基づき指定される再編関連特定周辺市町村に対し交付するものと明記をされています。再編関連特定周辺市町村の範囲については、同法施行令第1条第1号で、再編関連特定防衛施設が所在する市町村、第2号、再編関連特定防衛施設に係る駐留軍等の再編が航空機を保有する駐留軍または自衛隊の部隊または機関の再編、配置または運用の対応の変更である場合にあっては、前号の市町村に隣接する市町村及び当該隣接する市町村に隣接する市町村と規定をされており、第2号の要件を規定する同法施行規則第1条のいずれの騒音状況等にも該当しないことが想定されるため、本町は再編関連特定周辺市町村に指定されることはないと思われま。

他方、民生安定助成事業補助金は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第8条の規定に基づき、防衛施設の周辺地域の住民の生活または事業活動の阻害が認められる場合、その障害を緩和するため、地方公共団体が行う施設の整備に対して助成を行うものであり、基地の設置や運用等によって障害が発生していると認められることが要件となっております。

また、特定防衛施設周辺整備交付金は、同法第9条の規定に基づき、防衛施設の設置・運用により生じる影響の程度等を考慮し、市町村が行う公共用の施設の整備などに特に配慮する必要があると認められる場合に、特定防衛施設関連市町村の指定を受け、交付されるものと承知をしておりますが、環境影響評価の結果を見ると、本町が特定防

衛施設関連市町村に指定される可能性は限りなく低いと感じております。

なお、再編交付金については、調査・検討段階から交付可能であり、本年度予算化しているとのことですが、後段の交付金等は施設の運用開始以降の交付となるようです。

交付金・補助金の議論も重要だとは思いますが、まずは国の責任において住民の不安の払拭に努めていただきたいというふうに思っております。

○議長（石田尾茂樹君）

岩川卓誉君、時間がありません。まとめてください。

○1番（岩川卓誉君）

はい。今、お答えあった中で、再編交付金だったりとか、民生安定助成事業補助金、特定防衛施設周辺整備調整交付金、それぞれお答えいただいたと思います。所在する市町村でもないし、隣接もしないということで、限りなく可能性は低いということなんですけれども、それぞれ対象になることはないと思われるだったりとか、阻害が認められる場合に当たるかどうかというところがまだ分からない、正式に来ていないということでしたので、正式に回答、協議して回答をもらったというわけではないというふうに理解しています。住民の不安をこれから防衛省なんかにも説明していただいて払拭していく中で、こういったことについてもぜひ町長のほうには取り組んでいただければというふうに思っておりますので、お願いをしておきたいと思えます。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石田尾茂樹君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、9月12日午前10時から開きます。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午後 3時35分

令和4年第3回屋久島町議会定例会

第 3 日

令和4年9月12日

	<p>2. 政治姿勢について</p> <p>(1) 岸田政権は安倍元総理の国葬を閣議決定しています。現時点で国葬について、政府から何らかの通達が来ているかどうか、あればどんな内容かお示してください。また、町としてどう対応しようとしているか。お聞かせください。</p> <p>(2) 何も理解していない子供たちへの国葬の強制はあってはならず、学校現場へ国葬の影響が及ぶことはならないと考えるが、教育長はどう考えているか。見解をお伺いしたい。</p> <p>3. 生活環境について</p> <p>(1) 住民参加のクリーン作業で、コンクリート蓋は重く以前のように側溝の清掃が困難になっているという声があった。強い要望がある所については、適切な間隔で取り外しが容易なグレーチングに置き換えることで、この声に応えることができるのではないか。</p> <p>(2) 自宅や周辺の除草に、環境や健康に良くないとわかっていながら、止む無く除草剤を使用する傾向が増えているように思われる。この問題をどう考えるか。対応策を検討する必要があるのではないか。</p>	<p>町 長</p> <p>教 育 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>
<p>9 番 榎 光徳</p>	<p>1. コロナウイルス感染防止対策について</p> <p>(1) 令和2年のコロナ発生以降、町内においてさまざまな感染防止対策が講じられてきた中、公共施設等の利用について、どのような利用制限がなされ、現状はどうなっているかお示してください。</p> <p>(2) 町民からの不満の声やトラブルは生じていないか。</p> <p>2. コロナ禍における本町のスポーツ振興策について</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p>

	<p>(1) 3年に渡り町民体育祭や町駅伝大会が中止を余儀なくされ、スポーツ愛好者やアスリート関係者の心情を察するに余りありますが、町長はどのように感じているか。</p> <p>(2) 今後の大会運営等について判断基準を含めどのように考えているか。</p> <p>(3) 学校行事においても、さまざまな制限が行われていると思うが、運動会・体育祭・部活動等のあり方について、どのような対策を講じているか。</p> <p>(4) 9/29開催予定の熊毛地区中体連駅伝大会のコース変更の理由は。</p>	町 長
		町 長
		教 育 長
		教 育 長
8 番 渡邊千護	<p>1. 口永良部島簡易水道工事に係る虚偽申請について</p> <p>(1) 工事完了が遅延した請負業者への賠償請求をしているとのことであるが、その進捗状況をお聞かせください。</p> <p>(2) 担当職員の懲罰等、処分の有無等状況をお聞かせください。</p>	町 長
		町 長

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	岩川卓誉君	2番	内田正喜君
3番	小脇淳智郎君	4番	中馬慎一郎君
5番	眞邊真紀君	6番	相良健一郎君
7番	岩山鶴美君	8番	渡邊千護君
9番	榎光徳君	10番	緒方健太君
11番	高橋義友君	12番	日高好作君
13番	岩川俊広君	14番	渡邊博之君
15番	大角利成君	16番	石田尾茂樹君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	日高孝之君	議事調査係長	岩川さほり君
議事調査係	小池祐士君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長兼会計管理者	上釜裕一君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	岩川茂隆君	政策推進課長	三角謙二君
観光まちづくり課長	泊光秀君	町民課長兼地域住民課長	中村一久君
福祉支援課長兼福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	塚田賢次君
生活環境課長	計屋正人君	産業振興課長	鶴田洋治君
建設課長	日高望君	電気課長	内田康法君
教育総務課長	長美佐子君	社会教育課長	泊竜二君
産業振興課参事 （技術支援・農業委員会担当）	日高望君	監査委員事務局長	日高孝之君
総務課統括係長	木原幸治君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（石田尾茂樹君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりです。

△ 日程第1 町政に対する一般質問

○議長（石田尾茂樹君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

2番、内田正喜君に発言を許します。

○2番（内田正喜君）

皆さんおはようございます。2番、内田正喜です。初めての一般質問でございます。大変緊張しております。皆さん温かい目で見守っていただければ幸いです。よろしくお願いたします。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

本日の質問事項は観光振興についてと地域間交流事業についてです。

まず最初に、今年は久々の行動制限の伴わない夏でございました。町長、議長、教育長も御参加いただき、無事ご神山祭りも開催することができました。ありがとうございます。昨年、一昨年と比べると観光客も大分戻ってきたように思います。このシルバーウィークもかなりの観光客が屋久島に来ていただいています。そこで質問です。

観光事業者や観光客の安心安全確保のため、観光従事者への優先的な4回目のワクチン接種の取組はできないか、お伺いたします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。内田正喜議員の質問にお答えをします。

新型コロナウイルスワクチンの4回目接種については、60歳以上の方と60歳未満で基礎疾患がある方で3回目接種から5か月経過した方が対象となり、町内各医療機関において7月から随時接種を行っているところです。また、7月28日からは対象者に高齢者施設の従事者や医療従事者を加えることとされ、8月から合わせて接種を行っており、4回目接種対象者数4,706名に対し、8月末まで3,527人が接種を終えている状況です。現在、政府は2回のワクチン接種を終えた方を対象として、オミクロン株に対応したワクチンの接種を、早ければ9月中から開始すると発表をしております。屋久島町としましては、既存のワクチンによる9月の接種枠について、1回目から4回目並びに子供ワ

クチンの1回目、2回目の予約を受け付けておりますので、複数のワクチンが混在することにより、接種体制の混乱やワクチン違いによる誤接種を防止するためにも、オミクロン株に対応したワクチン接種については、10月以降の接種を予定し、準備を進めているところです。

議員おっしゃる観光従事者に対する優先的な接種につきましては、60歳未満の基礎疾患のない方は現在のところ4回目接種の対象となっておりますので、オミクロン株対応ワクチンでの対象になると思われませんが、優先的な接種については、個人の接種間隔がそれぞれ異なることから、一般の方と同様にコールセンターや町ホームページ、またはLINEなどの予約によるワクチン接種をお願いしたいと考えております。

○2番（内田正喜君）

そのオミクロン対応のワクチンが国の政策で10月からやるということなんですけども、それに関しては、観光従事者関係なく随時申し込みでできるということでしょうか。

○健康長寿課長（塚田賢次君）

ただいまの質問にお答えします。

オミクロン株対応のワクチン接種につきましては、60歳未満の方につきましては対象となっておりますので、オミクロン株対応の接種となりますが、ただこれはワクチン接種を2回以上受けた方じゃないと対象になりません。ですので、まずは2回以上接種をしている方で最終の接種日が5か月たないと接種ができないということで、それを超えてしまうと接種ができますので、町としましては、10月以降に60歳以下の方も対象としまして接種券を発送して、実施したいと考えております。

○2番（内田正喜君）

分かりました。観光従事者、前回職域接種でやっていますので、その方々はできるということよろしいですね。分かりました。

では、次の質問に移ります。

商工会が8月1日より発券しているがんばろう屋久島商品券、大変好評で、共通で使えるプレミア率20%の券に関しましては、先週金曜日で完売となりました。飲食店用プレミア率30%は、コロナ禍で外食を控えているせいか、あと3分の1ほどまだ残っております。皆さんもまだお買い求めでない方は、ぜひ商工会に行ってください。どちらにしても、町民事業者にとっては好評価であり、ネット販売や通販等に流れていたものが町内にとどめられているのではないかと考えています。大変有意義であります。そこで、コロナで疲弊している観光業への助成として、観光客向けプレミアム商品券の発行は実施できないかという質問でございます。

○町長（荒木耕治君）

新型コロナウイルス感染症の変異株の台頭ごとに起こる感染の波に翻弄される中、本

町では、新型コロナウイルス感染症の対策として、御質問のありました観光消費型プレミアム付き商品券の発行を始め、観光関連事業者支援給付金の支給など、観光産業の下支えとなる支援を実施をしております。これまで6度の大きな感染の波を経験をし、そのたびに何らかの行動制限が求められてきましたが、第7波では、政府は感染症対策と社会経済活動の両立を図るとして、新たな行動制限は求めておりません。そのようなこともあり、本町への6月末時点での入込み客数は、昨年度と比較しますと約1万7,000人多い、5万人程度となっております。また、7月以降においても、多くの観光客が見られておりますので、観光産業も回復基調にあると推測をされます。

その一方で、8月以降には、町内での新型コロナの新規感染者が50人を超える日があるなど、感染が拡大をしております。今後は、感染拡大防止を図りながら、社会生活や経済活動を支える支援策が必要となります。

また、これまで実施をいたしました商品券事業における実績傾向としましては、地域的な偏り、業種の偏りなどの課題も生じたところであります。このような状況踏まえ、アフターコロナに対応した観光客への消費喚起策として、商品券の発行ではなく、町内の事業所においてキャッシュレス決済を利用した人に利用額に応じたポイントを還元する事業を考えております。キャッシュレス決済は国が示す新たな生活様式の一つであり、直接紙幣や硬貨の受け渡しを行わないため、感染リスクを回避しながら、観光産業の回復に向けた取り組みにつながるものと考えております。また、ポイント還元事業を実施することは、町内でキャッシュレス決済の推進を図ることにもつながり、新たな生活様式の定着とともに、その先にあるインバウンド対応のもとにもつながるものと考えております。

○2番（内田正喜君）

ありがとうございます。観光客向けも含めてキャッシュレス決済等、お考えになっているということですが、この議会でもP a y どんをやるという方向で予算が上がってきていますけども、P a y どんにしてみれば、実際鹿児島県限定というところがあります。もしよろしければ、関東、大阪からの観光客も使えるようなP a y P a y とか、とかdポイントd払い、a u P A Y等使えるような考えはないかお尋ねいたします。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

ただいまの御質問に答えいたします。

議員おっしゃるように、産業振興課のほうでは、P a y どんのほうを推奨してやっているというふうに聞いておりますが、今回のキャッシュレス決済事業につきましては、まだこれから決済業者のほうを決めるところでありますので、全国での普及率なども考慮しまして、どこがいいのかというのを見極めながらやっていきたいと思っております。今回は観光客向けだけでなく、町民も使えるというふうになっておりますので、その辺も含

めて検討してまいりたいと思います。

○2番（内田正喜君）

ありがとうございます。ぜひ、前回東京に空港延伸の陳情に行ったときに、JALさんのほうから言われました、屋久島は通常は十分観光客が来る魅力ある能力のある島であると。しかしながら、閑散期、12、1、2、この3か月間の観光の取り込みを努力してくださいという言葉いただきましたので、ぜひその12、1、2、3か月間だけでいいと思います。ほか、観光客結構いらっしゃいますので、その間だけでも使えるようなキャッシュレス決済等、考えていただければ幸いです。よろしく願いいたします。

続きまして、次の質問にいきます。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時18分

○議長（石田尾茂樹君）

それでは再開します。

○2番（内田正喜君）

屋久島の観光の付加価値を高めるためにも、環境先進地としての取組を強化し、自他共に認める先端環境自治体を目指すべきではないかという質問でございます。去年くらいからかなり修学旅行、多分コロナで外国に行けないとことかも屋久島を選んでいただいて、結構屋久島に修学旅行で来ていただいています。今月に入ってからも何件か屋久島に修学旅行で来ていただいています。その教育旅行というところをもっと今のうちに深堀していったほうがいいのではないかということで、こういう質問をさせていただきました。よろしく願いします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

世界自然遺産に登録をされている屋久島は、年間発電量の約99.6%の電力が水力発電で補われており、特性を有しております。県地球温暖化対策推進条例におきましても、低炭素社会の先進的な地域となるよう、地球温暖化対策を積極的に推進するとうたわれていることから、屋久島CO₂フリーの島づくりとして、先進的な地域づくりを推進しており、本町における屋久島観光基本条例、屋久島町まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、CO₂フリーの島づくりに取り組むものとしております。こういった取

組が、議員が言われる環境先進地ということにあると認識をしておりますが、町としての取組といった部分においては、再生可能エネルギー導入や電気燃料電池自動車等の導入について目標を達成に至っていないのが現状であります。2050年カーボンニュートラルを実現するためには、国や地域、そして地域のあらゆる主体が参画することが重要であります。

昨年から県屋久島事務所、屋久島町、屋久島電工により屋久島の脱炭素に向けた取り組みに係る検討を行っており、2050年カーボンニュートラルに向け脱炭素に向かう地球特性等に応じた先行的な取組実施の道筋をつけ2030年度までに実行する脱炭素先行地域として、少なくとも100か所が採択される予定であります。1回目の応募において、26か所が採択をされ、2回目の応募が既に8月末で終了しましたことから、3回目において採択されるべく申請に向け協議を進めております。

また、屋久島唯一のダムであります尾立ダムにつきまして、屋久島電工より一般開放も可能であるとの話も伺っており、実現できれば、観光資源として大いに期待できるものであります。水力発電にしましても、世間一般的にはそれほど知られていないように思われますので、脱炭素先行地域として、それらを前面に出して取り組むことで、屋久島観光の付加価値がさらに高められ、観光振興へつながるものと考えているところであります。

○2番（内田正喜君）

その応募に第3回目の応募に受かるように、全力で取り組んでいただきたいと思います。屋久島は何もしなくても既に水力発電、生ごみ処理地力センター、あれも多分かなりいい取組だと思っております。そうした、もう今現在あるCO₂フリー、SDGs等に既にある、もうこれから何かしなくてもいい素材は十分にある島であります。そういったものを前面に出してダムの見学、水力発電の見学、7月に議員全員で屋久電さんからお招きをいただいて、水力発電の見学に行っていました。とても素晴らしい観光素材だと思っております。もしよろしければ、その辺も深掘りしていただいて、夏場の観光は自然を取り組んでもらって、冬の閑散期に向けてその環境に特化した観光をしていただくという方向でいただければ、この閑散期に対しての課題を克服できるのではないかと思います。

次の質問に参ります。行政が主体となって交流を続けてきた菊陽町については、非常にうまく交流が進んでいるように感じますが、子供たちの交換ホームステイを出発点として民間が主体となって取り組んできた、青森市浪岡との交流は受け皿となる民間団体の弱体化により瀕死の状態となっております行政としての支援、テコ入れの考えはないか伺います。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

本事業につきましては、気候風土の異なる北と南の交換ホームステイを通じて次代を担う中学生の生活体験と視野を広め、幅広い相互交流によって郷土愛と友愛、リーダーシップを養うことを目的とし、平成3年度より交流を重ね、お互いの地域の活性化と新しい時代のまちづくりに貢献をすることを目指し、活動が推進されてきたところであり、民間主体の交流が行政を動かし、両町間で友好盟約が締結をされ、それぞれ合併後も盟約を結び直し、交流が続いているところであります。ここ数年は、コロナの影響もあり中断しておりましたが、それ以前から議員御指摘のとおり民間団体による事務局の運営について体制を含め非常に厳しい状況だということは私のほうにも届いております。

昨年、議員より、町としても支援をしてもらいたいとの御相談があり、新たに町職員を事務局に入れ、以前の事務局メンバーにも協力をもらいながら再編するとお聞きをしておりましたので、町としましても、これまでどおりサポートをしたいと伝えたところでありましたが、今回の質問からしますと、やはり事務局の再編ができなかったというふうに捉えております。以前、事務局の中でも30年を区切りとして、一旦足を止めてはという協議があったというふうにも聞いております。この中学生交換ホームステイにつきましては、私もずっと関わってまいりましたので、思い入れも強いものがございます。この先、継続していくためにも一旦立ち止まることも大事ではないかと思うところであります。事務局の体制につきましては、以前相談を受けた際には民間には民間の良さがあり、外部評価委員会等からも町は補助金を出しているのに事務局を担うのはおかしいとの指摘を受け、これまでどおり民間でとお話をしたところでありますが、現事務局が実質解散状態にあること等を踏まえ、まずはこれまで事務局に携わってきた方々でしっかりと話し合いをされた上で、町を事務局とする方向性を含め協議してまいりたいふうに考えております。

○2番（内田正喜君）

なぜこの質問に至ったかという経緯、青森市のほうから、屋久島町はどうなっているんだと、問い合わせしても、分かりませんと言うばかりで、町と青森市と屋久島町同士のやりとりが全くできないということで、この質問に至ったわけです。もしよろしければ、民間で新しいホームステイ実行委員会をつくります。そこに町の職員が業務として1人担当が入っていただいて、そこで話し合われた結果と青森とやり取りができるような方向で進めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

30年前に始まったときは、浪岡も民間、旧上屋久町も民間でそもそも始まったものです。ですから、先も言いましたが民間には民間のよさがあるって、ずっとそれで盛んな交

流をしてきたと、この中の議員の中にもその当時は雪の青森へ行くのに、民間もありましたけれども、議会からも1人、団長として同行をしていた経緯があると思います。議員の中にもいらっしゃると思いますけど、そういう思いがあって、ですが屋久島町も2町が合併をしました。浪岡も青森市と合併をしました。町同士的时候にはそれぞれよかったです、向こうは市ですから、今度所帯が大きくなりました。そのときに浪岡が、そのときに民間から市と一緒に事務局が移ってるように思うんです。屋久島町はそのままだった。ですから、この間この落成のときにも、浪岡からねぶたを持ってきていただきましたけれども、そういうことで、向こうはそうですけれども、こちらの民間の事務局がどうもそういうものになかなかまとまりがなかったということで、今後今議員がおっしゃるように民間とやるのかそれともやるとすれば、もともとこのホームステイは、中学生の生徒を雪が里には降らない子供たちを冬休みに雪の浪岡へ行って、雪というものを、そうすると、青森の子供たちは逆に言うと台風を経験することはあまりない、夏の三十何℃というのも経験することもない、そういうものを未来を担う子どもたちに経験をさせようということで、そもそも始まったわけですから、そういうことでは非常にいいことだと思っております。だから、時代をちょっと超えていくとなかなか少子化で生徒も少なくなっていく。そしてやっぱりホームステイという在り方もなかなか個人で、もともと青森から来た子供を屋久島町の個人の家庭で受けて、何日間か個人で受けて、その受けた子供たちが今度は冬に青森に行っていたわけですよ。なかなかそういう個人で預かる、そういうものもだんだん少なくなってきた、だんだんとそういう形になっていったんだろうなというふうに思っております。ですから、ここで一遍議員がおっしゃるように、やるならやるできちっとした事務局の体制を整えるべきだというふうに私も思っております。

○2番（内田正喜君）

一からホームステイの実行委員会、また立ち上げて、皆さんに協力いただいてやろうと思っております。そのときにはまた町の職員、実際町の職員に関わっていただいておりますが、業務外ということで、業務外に仕事をして有休を取って接待とかしているのが現状でしたので、その辺も加味していただいて、業務としてできるようにしていただければと思います。

本日は、途中トラブルがありましたけれども、最初の一般質問としては、まあまあこんなもんかなというところで、以上とさせていただきます。本日はありがとうございました。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。10時50分から再開します。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時50分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、14番、渡邊博之君に発言を許します。

○14番（渡邊博之君）

御苦労さまです。渡邊博之でございます。

心配された台風11号は、屋久島にさほどの被害をもたらすことなく通り過ぎていきましたが、安堵もつかの間、12号の進路から今度は目が離せません。また、一時期はどうかと心配されたコロナ感染数が、ここ減少傾向にあることに、今度こそ収束をと強く念じています。これら息つく間もなく発生する問題への対応に、日夜奮闘している町長を始め、職員の皆さんに心からの敬意と慰労の念を申し上げます。

では、通告の内容で、町長及び教育長に質問してまいります。

まず、教育長に夜間中学についてお尋ねをし、次に安倍元総理の国葬について、本町はどう対応するのかを、町長と教育長に、最後人口減少と高齢化が進行する中で、地域活動に関連する2点で、町長に質問をしてまいります。

1番目の夜間中学についてです。

誰もが愛する寅さんでおなじみの、男はつらいよを手がけた山田洋次監督の作品に、学校シリーズ4部作があります。このうち、学校IVは、学校になじめない中学生が、一人屋久島に来て、雄大な自然の探訪や地元の人々との温かい交流を通じて成長していく姿を描いたものであります。そして、最初に送り出した作品の舞台となったのが夜間中学でした。先生役の西田敏行さん始め、まともに学校へ行けず、読み書きを勉強して運転免許証を取得することが目標の50代の生徒役の故田中邦衛さん、社会になかなかなじめない少し不良役の萩原聖人さん、不登校から再起して教師を目指し夜間中学に通う中学生を演じる中江有里さん、ほかに渥美清さんや竹下景子さんが花を添えている作品です。学校に集まる様々な境遇の人たちの交流を通して、生きる希望を伝える山田作品の名作の一つになっています。

寄り道が長くなりましたが、その夜間中学について、今年鹿児島県は夜間中学を県内に設置する可能性を探る調査を行っています。メインはアンケート調査で、本年6月、文部科学省は、夜間中学の設置等充実に向けた取組の促進の要請を受け実施したものです。全国でも、夜間中学は現在40校と少なく、鹿児島県には存在しません。その可能性を探ろうという今回の県の取組には、心から賛同し歓迎し協働したいと考えています。

そこで1点目の質問を行います。

県のこの調査について、町教育委員会はどう対応したか、まずお示してください。アン

ケート調査の実施は8月いっぱいまで締め切られています。それを前提に御回答いただきたいと思います。

以上で最初の質問を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

○教育長（塩川文博君）

ただいまの渡邊博之議員の夜間中学校に関するニーズ調査の対応についての御質問にお答えさせていただきます。

鹿児島県が、夜間中学校の設置に関するニーズ調査を令和4年の7月1日から8月19日までに行っていたことは承知しているところでございます。この調査に関しましては県内の様々な箇所で広報、周知され、調査回答は郵便はがきをはじめ、インターネット上でのWeb回答も行うことができたことと承知しております。

屋久島町におきましては、その調査に関しまして多くの方々に関心を持って調査を行っていただけますよう、役場の支所、本庁、宮之浦、栗生、尾之間、それから各公民館等での広報及び配布を行うなど、県と連携して取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

○14番（渡邊博之君）

今、姿勢をお聞きしました。今後、県が、こういう活動といいますか、動きを始めたのは、2020年度の国勢調査で、全国で見て最終卒業学校が小学校だという人が80万人というそういう結果を受けて、改めて全国の自治体に促進を呼びかけたという背景があります。80万というのは、本当にこうなんか考えても想定外といいますか、中学校を卒業していない、これが現実だということが政府にも分かったし、改めて光が当てられている部分であります。

今後、県は、この今回集めたアンケート調査を基に有識者会議を開いてその方向性を決めると、アンケートがどんな内容で、どんな中身かということは、県議会の開催中か、もしくは終了後ぐらいになりますということも回答がありました。

その夜間中学ですけれども、週5日、そして5時半に始まって、4時限の中で、給食時間も設けて、そういう内容も明らかになっております。そのほかには、遠足だとか、体育祭、文化祭それから修学旅行、学習内容も当然、今の中学生のカリキュラムの中で、同じですね、やると、そして教科書や授業料も免除と無料だということ、これは当然のことですけれども、そういう内容も明らかになっているわけですが、少し県が行ったアンケートの中身ですけれども、年齢それから出身国、最近では外国の方々の仕事に來たりとか、あるいは結婚して生まれると、そういう子供たちも、家族を持つというか、そういう方々が増えているというのが特徴だというふうに思うんですけれども、そして

夜間中学通いたいのですか、その理由を教えてください、そういう漢字に全部ルビを打って、大変分かりやすいといいますか、配慮した内容になっているというふうに思います。そういう中で、私は、私自身は夜間高校の出身なんですけれども、出てるんですけれども、当時あまり夜間中学というのは聞いたことがなかったんですね、当然義務教育ですから、行くのが当たり前ということとと思いますけれども、当時夜間高校はかなり多くありました。もちろん大学もありましたけれども、大方その背景には経済的理由、戦後、日本敗れて、経済的にも大きく損失を被った、そういう苦しい中での、背景にはあったと思うんですが、最近だとやはり少し事情が変わっている、まあアンケート調査見ないと分かりませんが、不登校という、このことが非常に大きいように私自身思うんですけれども、こういう現実を見て、教育長は夜間高校の本校への設置の可能性というのは、必要性というものは感じていらっしゃいますか。いかがですか。

○教育長（塩川文博君）

今、夜間高校の設置とおっしゃいましたけど、中学ではなくて。中学校ですね、はい。今、設置に関しまして、不登校の子供たちの話も出ておりましたけれども、現在不登校の子供たち、支援センターも設置しておりますし、最近ではICTの充実で、自宅でも色んな勉強や授業を受けられるという環境も、大分整ってきております。

ただ、色んな事情で学校に行けない子供たちが、本町でもいることは十分承知しておりますけれども、設置をするとなりますと、事業者をどうするかとか、そういった職員の配置の問題もあり、本町独自でやりますというところは、なかなか難しい部分もありますので、その辺のところは町内の実情やそういったものを十分把握しながら、県や国とも相談をしながら進めていくことになるのではないかと思います。

○14番（渡邊博之君）

主体を町がやるというのは本当に無理な話があるというふうに思うんですけれども、実はその必要性があるかどうかというふうにお尋ねしたんですけれども、鹿児島県は意欲的に取り組んではいますけれども、話をしますとやっぱり鹿児島の場合は離島が多いと、そういう困難性も、私に話をしてくれました。そういった意味での、前途はやっぱり大変なものがあるだろうと思うんですけれども、やはりこれが、大本にあるのは、教育の機会均等をうたった教育基本法の、そこに基づいているわけですよ。誰もが等しく教育を受ける権利があると、そういった大義を考えたら、やはり実現のために県が主体ですけれども、そういった意味での協力だったり、町としての工夫、恐らく設備としては、施設としてはもうあるわけですから、問題は今おっしゃられたように人員の配置、でもこれはもう鹿児島県がやるかどうかにかかっているというふうに思うのですね。このことでもう一つ、アンケートの調査の結果というのは、まだ報告はありませんか。ないですね。そういうことですね。

この点では、さっきも言いましたように、やはり人権の問題としてやっぱり正面から捉えて、困難はあっても、実現するという方向で、これは進めるべきだということを強調しておきたいと思います。

それでは、次に国葬問題で少しお尋ねをいたします。

参議院選挙の最中に安倍総理が凶弾に倒れて、亡くなるという痛ましい衝撃的な事件が起きたわけですが、これは、このことに関しては、どんな理由があっても暴力で人の命を奪う、これはもう絶対許されないということです。私も安倍元総理に対しては心から哀悼の意を捧げたいと思いますが、岸田政権がこの国葬をやると、物すごく早い段階で国葬を決めたんですね、閣議決定したんですね、これはやっぱり安倍総理が亡くなった、あの衝撃的な亡くなり方をしたことに對する国民のシンパシー、同情、こういうものに乗じて、国葬を決めたと、そういった意味での先走りみたいなものがあったというふうに、今はテレビでも言われてますけれども、そういう意味での今5割を超える国民が反対をしている、こういう背景を元に、岸田総理が国会であるいは記者会見で説明をしましたがけれども、そこから出てきたのは憲政史上最長の総理であったということとか、暴力から民主主義を守り抜くとか、こういうことを並べましたけれども、やはり合理的な根拠というのは何一つ聞かれなかったと、先に国葬ありきというそういう内容だったということ、本当私も思います。

では、なぜ国葬は駄目なのか、なぜ多くの国民が反対をしているのかというのは、やはり憲法違反だということであります。憲法14条は法の下での平等、これをうたってますけれども、なぜ安倍総理だけが国葬なのかということに、やっぱり違反するわけですね、それから憲法19条では、思想及び良心の自由の侵害、これに当たる、結局国を挙げてのこの国葬というのは、弔意を国民あるいは国全体に示す、表わすということでは、この19条に違反する、弔意の強制になる、こういう法的な判断が、憲法的な判断がやはり問題となっているわけであります。

それから2番目には、法的根拠、現在の法的根拠でも、国葬には根拠はないんだと、そのために、国民の税金、莫大な税金を使う、ここに大きな国民の批判が集まっているんだというふうに思います。安倍元総理の、このただ憲政史上最長だということだけではなくて、その中身もやはり検証する必要があるんじゃないか、安倍総理の下で、モリカケ問題、それから桜を見る会、憲法違反の安保法制などの強権政治、数の力を頼んで、強引に押し進める、こういう政治を行ってきました。そして今話題に、問題になっています統一教会では、やはりそのつながりの中では、中心的な人物だというふうにも言われているわけで、こういったことは本当に国葬、施政的な業績が、国葬に値するのかということも論評をされているわけです。それで、岸田総理は国民の批判が高まる中で、弔意の行為は各府省にとどめる。文部省だとか、国民には強制しない、ほかには強制し

ないということを明言してるわけですがけれども、ただ各府省も、やはり国民の一人であって、全く合理性がないということは言うておかなければなりません。

町長、お尋ねですが、現時点で政府からこの国葬について何らかの通知、そういったものがあるかどうかお聞かせください。あれば、どんな内容か。

○議長（石田尾茂樹君）

答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

国葬に関する国からの通達は来ておりません。現在のところはなく、情報としてもマスコミで紹介をされている内容のみとなっております。ただ、口永良部島新岳噴火の際に、慰問にお越しをいただいたことや、新岳の観測体制の整備にも御尽力をいただいたことから、本町として哀悼の意を表し、国葬に関する指示に従って具体的対応をこれから検討してまいりたいというふうに思っております。

○14番（渡邊博之君）

政府からは通達は来てないが、自主的に弔意を示すと、こういうことですがけれども、確かに口永良部に慰問にいらっしゃったところで、私ども承知してますし、それから離島割引もたしか彼が行ったというふうに思うんですが、離島割引はたしか彼でしたよ、彼が選挙のときにおっしゃってね、ただ、でもそれでも、町がやるということの合理性というのは、私、理解できないというふうに思うんですね。ほかの国会議員の方々も、色んなことで、屋久島町のためにもやってらっしゃいますし、共産党の議員も、何も差をつけたら別ですがけれども、国会議員が口永良部には直接は行ってませんけれども、やっぱりあのときには活躍してくれました。そういった意味で、なぜこう特別扱いするのかということが、大問題なんですね。そういうことのために、例えば税金を使うということは、やはり岸田政権の今の批判の的になっている内容と私は変わらないというふうに思います。町長と安倍総理のことで議論したことを、私今でも鮮明に覚えています。安倍政権が発足した当初、二次政権ですね、町長は、安倍政治の決める政治という言葉を使って、それに感銘を受けたということを議場でおっしゃいました。私はこれに対して、やはり強権政治だと、そういう政治は屋久島町には持ち込んでほしくないということを議論といいますか、質疑をしたこと、意見を言ったことを覚えているんですが、そういう意味で、町長自身は、個人でやる分はいいんですよ、でも町民を巻き込んでやるというのは、今国葬とほとんど変わらない形に、私はなるんじゃないか、やるとしたら、ではどんな方法を考えていらっしゃるのでしょうか、弔意を示すというのは。お示してください。

○町長（荒木耕治君）

税金を使ってやるつもりはありませんけれども、ただ、半旗を上げるとかですね、そ

ういう形で弔意を表したいと。

○14番（渡邊博之君）

お金は使わない、だけれども、弔旗を下げると、そういう、行われるということですね。ただ、やっぱりさっき申し上げたように、やはり根拠となるものをしっかりと示す必要がある、つかむ必要があるというふうに思うんですけれども、私はそのことになかなか納得しかねないということを申し上げておきたいと思います。

安倍総理の私的葬儀の際に、今度は教育長にお願いしたいんですが、私的葬儀の際に、幾つかの学校で、教育委員会が判断して、半旗を上げて、弔意を示す、そういうのも学校に持ち込んだという事例があるんですね、これももう当然先走りといいますか、忖度といいますか、そういう気持ちが働いてこういうことになったんだろうと思うんですけれども、戦後教育の出発というのは、やはり子供たちを、政府の押し付けを、そして戦場へ向かわせたと、だから戦後教育は、二度と子供たちを戦場に送らない、政府の教育への介入を拒否、ここが出発点だということは御存じだというふうに思いますけれども、何も知らない子供たち、そういう弔意に関する行為を学校現場ではどうするのか、教育長にお答えいただければと思います。

○教育長（塩川文博君）

渡邊議員おっしゃいますとおり、今回の国葬に関しましては、政府も強制するものではないとの見解を發表しておりますし、何も理解していない子供たちへの強制というものはあってはならないと、私自身も考えます。ですが、子供たちが何も理解していないからこそ、子供たちに、今回の国葬やそういったものについて学ぶよい機会でもあるのではないかと考えております。今回は、弔意の表わし方としては、個人の判断に任せることを原則に考えております。学校におきましては、様々な対応が出ることが予想されますけれども、国葬の意味でありますとか、半旗の意味、そしてなぜ今回この国葬が議論になっているのか、そういったところを、私がもし今現場に立つとしたら、ホームルームであるとか、色んな関係する教科の授業の中で、そういったものを触れながら、子供たち自身にも考えさせ、そして判断する材料を与えることが必要かなと思っております。各学校どのような対応するか分かりませんが、児童生徒の発達段階に応じた学びにつながるような対応を期待しておるところでございます。

以上です。

○14番（渡邊博之君）

教育長のそういう学ぶということはいいことですね、弔意については。だけど行為としてはやはり問題だと。現実にそういうことを表すことは、問題だということは、私は学校の経営者である、責任者である校長先生たちとも、ぜひ話し合っていたきたいというふうに思います。一応の教育長の答弁としては特別なことはしないということに理

解をしたいというふうに思います。

最後、町長、町長は私的に東京まで行きますか。

○町長（荒木耕治君）

行きません。

○14番（渡邊博之君）

間接的な問題ですけれども、ただ非常に大事な問題、憲法に関わる、あるいは民主主義に関わる、こういうことを一つ一つ許していたら、日本の政治そのもの、社会そのものは駄目になっていくと、そういう思いで、今回はこのことを質問をさせていただきました。

それでは、最後になります。あれ、どっかいった。たまたまこういうことあるんや。もう、すみません。あの覚えていますので、話を進めさせていただきます。

2点とも、町長には、いい回答が何か得られそうな予感がしますけれども、やはり人口減少があります、それから少子化問題があります。それから高齢化という中で、昨日も同僚議員からやはりそういう目で見たら、そこにこう求められるような質問もありました。私もこの問題は非常に今後大事な問題だということで、具体的には2つ例示を示して、お尋ねをすることになっています。

今回クリーン作戦が、また今年もコロナ禍の中でも住民の皆さん頑張ってどこでもやられましたけれども、そういう中で、側溝の掃除をしたいけれども、ずっとコンクリートで、蓋で、持ち上げることができないと、詰まったりもして、そういった意味では、中間に、そのことを考えてグレーチングを置いていただいたらありがたいという声をお聞きしました。で、よく見てみますと、そういうところは結構やっぱりあるんですね。ですからもう詰まってそこから草が生えてるといふ、そういう現象も見られますので、そういった意味では、全長全てをやるということはこれはもうできませんので、要望があったところが、その側溝の適切な間隔を置いて、グレーチングを敷いていただくと、そういう配慮が必要なのではないかということ、まず質問をしておきたいと思います。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

住民参加のクリーン作業を、あるいは農道等の切り払い作業等、公共環境の慣例の地域の皆様の御協力に対しまして、まずもって感謝を申し上げたいと思います。議員御指摘のコンクリート蓋につきましては、重量があり人力での取り外しはかなり困難だと考えます。

なお、側溝清掃作業については、コンクリート蓋を全て取り外す必要があることから、グレーチング蓋の部分的な置き換えだけでは住民の声に応えることは難しいと思います。

現在、側溝清掃につきましては、集落等からの要望、指摘等を受け、重機によりコンクリート蓋の取り外しを行い、堆積土砂等の除去作業を随時実施をしております。

人的、物的制約により十分に対応できていない場面もありますが、今後も集落等の御協力をいただきながら、側溝清掃等、排水処理施設の維持管理に努めてまいりたいというふうに思っております。

○14番（渡邊博之君）

質問の中身からすると、別な形での努力をされているということでしたけれども、このやり方というのは、いつやるんですか。住民の皆さんはクリーン作戦のときに、みんなが集まりますから、そういう意味での共同の作業がしやすいということなのですが、これは通常やってらっしゃるということになりますか、どうなるんですか。

○町長（荒木耕治君）

クリーン作戦のときに、一緒にやるんじゃなくて、その各地区で困っているところあると言えば、要望があれば、建設課の職員が行って、それ全部外して、住民の人たちでなくて、自分たちでやるということですね、今あの議員おっしゃるように、グレーチングを、3個か4個かおきにつけたらどうかという提案をいただいていますけど、これはつけてもあまり意味がない、要するに、入っているところは流れないっていうんですよ。

消防の、例えば掃除のときに、ホースで流しても、なかなか堆積したものは、取れないということです。ですから、今、議員も御承知のように、今側溝とかやってるのは、もうほとんど全部グレーチングをかぶして、コンクリート蓋を使わないような、そういうことで、こう今やっている状況はございます。

○14番（渡邊博之君）

一つは、私は地域活動との関係でね、いわゆるモチベーションをみんなが集まって美化をしようという一つの方策として、このグレーチングを提案したんですけれども、そういった形でやっているのであれば、ぜひ、もうちょっと調査をしていただいて、まだ現状は、私は、追いつくかなあという感じがするんですけれども、ぜひ、そういう回答を、要請を受けた、要望を受けた方々には伝えておきたいと思っておりますけれども、それは不満が残らない、順調にやっていただくことをお願いしたいと思います。場所は、後ほど。それから、屋久島町は、屋久島憲章の中でも、いわゆる水を大事にするということを高らかにうたってるわけですが、高齢化の中で、そしてそれを、ずっとかなり長い間、自然遺産になってからは守ってきたと、鹿児島県が安房でしたっけ、除草剤まこうとしたときに、大きな反対の声が上がって、これはやめさせたんですけれども、やはりあの長い間たつと風化といいますか意識が低下して、簡便な方法で除草するということになりがちなんです。本町は、自然遺産のときに、私も質問したりして、除草剤は一切使わないということ、行政も、それから町民にも、徹底的に呼びかけて、そう

いう世界をつくってきましてけれども、残念ながら、やはり高齢化、人口減少、背景にはこれがあると思いますね。私の知り合いも、今回それを分かっているけれども、もうどうしようもないという形での除草剤使用を周辺でやったという実例を受けてですね、しかし、これはやっぱりあってはならないことだと、屋久島町が、矜持としているここを崩してはいけない、そういった意味での、その守ると言いますか。そういうのを守っていくための行政の努力というの、あるいは地域の努力というの必要だというふうに思います。今の行政の中で、買物困難だとか、公共交通だとか、こういったいろんな形で、現実を見つめたそういうことの解決を図ろうと努力をしているわけですがけれども、ぜひもっともっといっぱいあると思いますので、そういうものを掘り起こして、先手でこの課題、全体の課題に取り組むようなそういう政治思想をぜひつくっていただきたいということをお願いして、今回の質問を終わらせていただきます。

○議長（石田尾茂樹君）

回答はいいんですか。回答は。

○14番（渡邊博之君）

答弁する。答弁。じゃお願いします。

ちょっと、ちょっとぐらい。

○議長（石田尾茂樹君）

すみません。答弁お願いします。お願いします。

○町長（荒木耕治君）

グリホサート成分を含む除草剤は、1970年に米国企業において開発をされ、日本では1980年に除草剤として登録認可をされております。開発から50年以上が経過をし、世界的に使用されている除草剤と言えますが、この間発がん性や毒性の指摘により使用を控える国がある一方で、がんや毒性との因果関係は結論づけておられず、日本においては適切に使用すれば、健康上も環境的にも問題はないとされており、本町においては特に公共エリアでの積極的な散布、使用については考えていませんが、町民が私有地等で利用することについては制限をなすものではありませんので、基本的には個人の判断と考えております。

日本においても登録から40年以上が経過をしますが、日本では2021年度から農薬の再評価制度が始まり、グリホサートは最初に再評価に着手をする農薬の一つとなっているようです。農薬メーカーが、新たな知見を含むデータを国に提出しており、今後食べる場合の安全性については、内閣府食品安全委員会と厚生労働省の審議会が、使用する農業者の安全については、農林水産省が、栽培での環境影響については、農水省と環境省が検討を進めるとされています。また、グリホサートの発がん性問題は、EU欧州連合において、グリホサートの使用承認期間が2022年12月に切れるため、その後の使用を認

めるかどうか、現在欧州食品安全機関と欧州化学品庁が、再評価を行っており、今後欧州食品安全機関等が最終的にどのような報告書をまとめるかが大きな焦点となっているようです。

このように、現在欧州や日本で、グリホサートの再評価を進めていますので、その結果と対応を注視する必要があるというふうに考えているところです。

○14番（渡邊博之君）

そんな詳しい答弁を用意してくれて、途中で打ち切って申し訳ありませんが、今お話しされた中で、個人の判断ですよ、それはもう間違いありません。ただ個人の判断がこれは悪いんだと分かっている、分かっているけれども、そういう高齢化とか、自分の状況の変化で悩んでいると、悩みながらも、その一線を越えているという、この現状をこれをどうするかというのを、今回はもうこれで終わりますけれども、そこが政治の課題として、しっかり位置づけてほしいということでもあります。

以上です。失礼しました。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。13時30分から再開します。

休憩 午前 11時31分

再開 午後 1時30分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、9番、榎光徳君に発言を許します。

○9番（榎 光徳君）

皆さん、こんにちは。議席番号9番、榎光徳でございます。貴重な一般質問の時間を与えていただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

少々眠たい時間帯でありますけれども、しばらくの間、お付き合いいただければ幸いです。

さて、私の今回の質問は、いまだ収束の兆しが見えないコロナウイルス感染が拡大している中、これまでの感染防止対策等で公共施設の制限等についてと、コロナ禍におけるスポーツ振興策の2点であります。

まず、1点目の公共施設等の利用について、これまでの経過と現状をお示してください。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

榎光徳議員の質問にお答えをします。

本庁舎関連施設に関しては、議員御承知のとおり、本庁舎は地域防災計画において災害対策本部の設置場所として指定をされており、防災拠点施設の役割も担っていることから他の公共施設よりも利用制限を厳しくしているところであり、フォーラム棟や屋久島ホール的一般貸出しについては、町内においてコロナウイルス感染症患者の発生が確認された日から3日間、貸出しを停止する措置を取っております。

また、社会教育施設等における利用制限については、令和2年4月に国の緊急事態宣言を受け、2週間ほど利用制限を実施して以降、町内の感染状況を踏まえ、1週間、3日間と利用制限期間を短縮しながら対応をしてまいりました。なお、現在は屋内施設、屋外施設と区分を分けて対応基準を設け、対応しております。

テニスコート、野球場、尾之間運動広場など屋外施設は、町の警戒レベルが5にならない限りは開放することとしており、体育館、図書室、総合センターなど屋内施設については、町の警戒レベルが4となり、クラスターと認定された場合に利用を3日間中止することとしておりますが、それ以外については通常どおり開放をしております。

○9番（榎 光徳君）

ここに、これ令和2年の議会だよりがあるんですが、コロナに負けるなという表題がっていましたけれども、実は私は令和2年の6月の第2回のこの議会のときに、コロナについて質問しました。そのときのがこれに載っているんですけども、依然として感染者の増減が繰り返される中で、第2波、第3波に備えた本町独自のガイドラインを策定すべきではないかというようなことで質問した経緯があるんですが、このときに担当課長から、国や県が基本的対処方針を打ち出し、段階的に社会経済活動レベルを引き上げることとしているので、これらの取組に沿った対応を行い、水際対策と感染防止対策を強化していきたいと、こういう答弁でした。

当時は、コロナが発生して、なかなか対応策も二転三転、定まっていない時期でもありましたし、たしかワクチンもまだ普及されていなかった当時だったと思います。しかしながら、ここに来てもう、このときは私は第2波、第3波に備えてということをやったんですが、2波、3波どころかもう7波まで来てしましまして、次はもう、国も第8波に向けたことを前提にしているんじゃないかと思うんですけども、こういう中で、この緊急事態宣言も発令されましたけれども、これもその後の状況によって、令和3年にこれはもう終了しました。そして、その後「まんぼう、まんぼう」と言っていましたけれども、まん延防止等重点措置等の対策も取られたわけですけども、これについても状況変化によって今年の2月でしたか、もう終了したわけです。

私は、今回のこの質問は、本来ならもうちょっと早くしておくべきだったのかなと思っていました。町も様々な対策を講じてきたわけですけども、この公共施設等の利用制限について、先程町長から答弁があったように、その推移を見ながらそれに対応

してきていたと思うんですけれども、最近のこの感染状況で、国も色々行動制限等についても打ち出してきております。

実は、9月9日付の南日本新聞で、療養期間のことも出ておりました。これについても、政府の基本的対処方針分科会が出したやつですけれども、新型コロナと共存に向けた移行策ということで、これはウィズコロナということになると思うんですけれども、これによって、もう皆さん御存じかと思うんですけれども、コロナ感染に発症した人の自宅療養期間を原則10日間から7日間に短縮。無症状者は検査で陰性を確認できれば、従来の7日間ではなく5日間の療養で解除できるということを打ち出しております。

こういったようなことで、国も様々な緩和措置を今、打ち出しているんですけれども、最近では医療機関の全数把握の問題等も話題になってきておりました。行動制限にしても、外国人の受入れが2万人から5万人に拡大されたというようなことで、これも、さっき町長からもありましたけれども、将来的にはこれはもう解除されていくんじゃないかというふうに言われています。

いずれにしても、政府はやっぱり国民の日常生活の回復とか、社会経済の安定、景気の回復、こういったことを念頭に打ち出した施策であろうと思うんですけれども、町長、本町に置き換えるとすれば、こういった町民に対しての様々な生活環境、それから経済、景気回復、こういったことを捉えてどのような感想をお持ちですか。

○町長（荒木耕治君）

まだ収束をしたわけじゃないですから、感想を途中で言われても非常に言いにくいことなんですけれども、今、町としては精いっぱいできることを担当課と一緒にやって対応してきている。

ですが、なかなか当初から、今、議員が言われたように令和2年に始まったときには色々分からないこと、ワクチン等々、たくさんありましたが、色んなことが解明されたり分かってきたりしたこともある。それに応じて、公共の建物も利用制限を緩和して行って、今現在に至っているというふうに思っております。

○9番（榎 光徳君）

先程申し上げましたけれども、町も色々な対策を講じてきました。私も今回、この公共施設に特化した質問でしたけれども、職員が発症したということであれば、庁舎をそういうふうにして消毒もしたりして、それも情報発信をしておりました。

屋内施設等で、例えば教育施設もあるんですけれども、この町民が利用する施設が屋内施設、屋外施設、たくさんあります。その中で、文化施設、公園等、それから総合センター等も含めて、たくさんあるわけなんですけれども、例えば総合センターについてはソーシャルディスタンスを取るために座席の間隔を空けたりとか、そういうことを色々やってきたと思うんです。

情報の行き違いか、そこら辺は分かりませんが、例えば屋外のグラウンドゴルフの大会をやる。南部の尾之間の運動広場でグラウンドゴルフをやっていた。ところが、北部の宮之浦陸上競技場は使用禁止になっていたというようなことで、町民からそれはどうなっているのかというような、そういうお尋ねもあつたりしたんですが、そこら辺の情報の伝達と、それからしっかりとした基準にのっとった利用制限というのはなされていたと、そこら辺を理解しておりますか。教育委員会のほうとも関連があると思うんです。

○社会教育課長（泊 竜二君）

議員の御質問にお答えいたします。

当初は、新型コロナウイルス、市内において感染者が確認されたのが、令和2年8月だったかと思えます。それ以降、12月にまた確認されて、その間までは統一した施設の休館に伴う基準というのを設けておりませんでした。

これを受けて、令和3年4月23日に社会教育施設を中心に関連施設等、今言われたとおり、町民すこやかふれあいセンターだったり総合センターだったり、尾之間の運動広場だったり、そういったところに統一的な基準を設けました。感染者が確認されて以降3日間、休館にするということを決めましたので、それ以降については統一的な対応を実施しているところでございます。

○9番（榎 光徳君）

段階的なそういう利用制限もしてきたということなんですが、これによって、今さっき言ったような町民からの苦情、不満とか、あるいはトラブル的なこと、そういったのはなかったのかどうか。そういう確認は別にされていないか。そこら辺、いかがでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

大きな不満やトラブルはなかったものというふうに承知しております。ささいなこと、やる側にしましたら突然やれなくなったりとか、そういうことはあるんで、そういうことはあつたかもしれませんが、そういった大きなトラブルはなかったというふうに思っている。

○9番（榎 光徳君）

分かりました。先程も申しましたように、ちょっと確認の意味で質問させていただきましたけれども、今後、まだ収束に向かえばありがたいんですが、まだまだ増えたり減ったりというような状況を繰り返しております。安心できない状況でありますけれども、やっぱり早期の収束を願うばかりなんですが、引き続き、医療機関を始め、感染防止対策に関わる皆さん、役場職員も含めてなんですけれども、大変だと思うんですけれども、引き続き、この情報共有とかそういうのも図りながら職務に当たっていただければ

ばありがたいと思っております。

では、この質問は終わりたいと思います。

次に、2点目に入りますけれども、コロナ禍における本町のスポーツ振興策についてであります。

去る5月18日、町民体育祭の実行委員会がありました。各代表者の方々が出席の中で、各チームの考え方をお聞きしたわけですが、これは事前に教育委員会のほうから文書を出しておきまして、そこら辺の考え方をお聞きしたわけですが、結果は中止ということになりました。それぞれのチーム事情とか、色々な取組の体制、そういったこともあったと思うんですが、第一の要因は町長も御存じのように、1チームでも参加しない地区があれば行わないという、そういう申合せというか、そういうのに基づくことでありましたので、中止ということになったんですけれども、このことについて、町長はどういう感想をまずはお持ちだったでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

町民体育祭や駅伝競走大会については、議員も御承知のとおり、実行委員会を組織し、協議内容等を検討し、実施してまいりました。

なお、この両大会が中止に至った経緯については、実行委員会において、コロナ禍における大会の判断基準を設けており、その基準に基づき中止となりました。先程、議員が申されたとおり、1チームでも欠場があれば大会は中止するということです。

この両大会が3年にわたり中止となっていることから、町内におけるスポーツ愛好者やアスリートの皆さんには、そのパフォーマンスを発揮する場がなくなり、また楽しみにしている町民の皆様にも心苦しい思いが、チーム関係者も大会の実施を判断する上で大変苦慮したと聞き及んでおりますので、大会会長として様々な意見があることは承知をしておりますが、その判断には御理解をいただきたいというふうに思っております。

○9番（榎 光徳君）

町長は、初日の本会議の行政報告の中で、色々スポーツ大会の成果等も報告がありました。

今、各種スポーツ大会のすばらしい成果を上げた人たちを称賛しておりましたけれども、町長、失礼ですけれども、町長は今はアスリートではないかもしれませんが、昔はアスリートでしたよね。そういう御自身の理解はどうですか。自分はアスリートと。

○町長（荒木耕治君）

今は観戦者のほうだと思っております。

○9番（榎 光徳君）

私は、5月18日の時点で中止を決定したんですけれども、私、個人の感想ではちょっと早かったんじゃないかと思っているわけです。

令和2年も3年も中止になりましたけれども、やっぱり感染拡大の中で色々な判断をしてそういうことに至ったわけですが、確かに実行委員会でそういう申合せの下に中止やむなしということになったわけですが、色々、中にはアンケートも取ったり、町の声を見ると、もう特に今年はやっていいんじゃないのと、何で早々と中止を決めたのという声もあちこちで聞かれました。

特に、最近行動制限がどんどん緩和されて、国際大会もそうですが、国内の大きな大会もどんどんやっている中で、特に駅伝大会ぐらいはできたんじゃないかということなんです。

結局、駅伝大会も町民大会に追随して中止を決定したわけですが、このことによって、さっき町長も申されておりましたけれども、アスリートの皆さん、それからやっぱりそういうことを望んで練習を積んできて、そういう大会の場で成果を発表したいという人たちが、やっぱりやる気を失っていくとか、そういうのがなくなっていくんじゃないかと思うんです。

今の状況では、どんどんこれが、行動制限にしてもそういうふうな兆候が見られておりますので、今後は相当やっぱり、大会基準にしても見直しが出てきて、そして色々な大会もどんどんさらにされていくんじゃないかなと思っておりますが、そこら辺のことを捉えて、今後、どういう基準でどういうふうにして大会に臨んでいこうとされているか。そこをお示しいただきたいと思っております。

○町長（荒木耕治君）

議員もアスリートですから、歯がゆい思いをしているのはよく分かります。先程、行政報告でも申し上げましたが、そういう環境の中でもやはり個人で努力し、そういう大きな大会で活躍をしたという、そういう時代を今、過ごしているんだろうなというふうに思っております。

町民大会あるいは駅伝に関しては、町民の総意ですから、アスリートの皆さんもそれはそういう気持ちであるのはそうだと思います。ですが、やはり取決めとして26集落、1つでもそういうのがあったら、やはり町内でそういうことでやる、やらないということで、色々なことが起こると、それは町としてはそういうのはよくないというふうに思っております。

ですから、皆さんが同じ方向でやろうというときに、やはり盛大に、そのときまでは皆、我慢をして、アスリートの皆さんはそれぞれ自分で、個々で、またほかの大会等もあると思っておりますから、そういうところで頑張ってもらえばいいかなというふうには思っております。

○9番（榎 光徳君）

町長のおっしゃることもよく分かります。理解できます。

町長は、実行委員会のときもそうですけれども、体育協会の会でも、結局は最高責任者というか、そこら辺は私、さっき言いましたけれども、もうちょっと幅を持たせた決断というか、もちろん基本的には1地区でも参加しないという地区があればやらないと、町民の親睦、融和を図るというのもうたってありますので、それは分かるんです。理解できるんです。

ですから、その当時、5月ですから、せめて7月か8月ぐらいまで、もうちょっと推移を見て、そして状況を判断してよかったのかなという、私は個人的にそういう思いがありますので、今年の場合はもうそれを今さら言っただけ、これは決まっていますので、どうしようもできないんですが、来年以降はそういうのをしっかりとやっぱり考慮していただければと思います。

ちょっと、健全な精神は健全な肉体に宿るといって、これはもう言い古された言葉があるんですけども、これ本当に色々な場でよく引用されます。

町体も3年もせんけりゃあ、もう忘れてしまうがよとか、色々、地区によっては、今から町体をやるっていう、またそういう体制ができるんだらうかということをする人もいっぱいいますけれども、やっぱりそういったのは、みんなですべて創意工夫をしてまた元のにぎわいを取り戻さなければいけないと思っているんですが、いずれにしてもスポーツを通じて、屋久島町の町民が子供から大人まで健全な精神を培い、コロナにも負けない強固な肉体をつくり上げていくというのを基本に据えて、結局は私はそのことが、ひいてはさっき言った町民の親睦、融和にもつながっていくし、そして健全な、健康な体力をつくっていくことによって、ひいては医療費の抑制とか、そういうのにもつながっていくんじゃないかなという思いがしております。

ですから、今から先、また色々な大会が出てきますけれども、状況判断にもよりますが、町長のひとつ英断でもって、そこら辺はぜひ判断をしていただきたいと思います。何か、最後にありますか。

○町長（荒木耕治君）

議員も私も、青年団時代は町民体育大会、駅伝は私、だめですけども、議員は駅伝もやりますけれども、そういうところでは選手選考は非常に楽な時代でした。今、町体のやるやらないとは別に、各集落で会議をやるときに問題になるのは、もう選手選考に非常に苦労している。

ですから、前は町民体育大会というのは記録を争う大会。タイムを争う大会でしたが、今はもう祭りみたいに、ある意味、レクリエーションみたいな競技が多くなってきて、そういうふうに変ってきているところもあります。

ですから、こういう少子高齢化の時代に、今の町体でいいのか、駅伝でいいのか。あるいは、もっと言うと合併を機に、もう町民体育大会をやめたという合併したところも

結構あります。

そういうものも含めて、今、議員がおっしゃるように、私も盛大にそれはやりたいという気持ちは本音の部分ではすごくありますけれども、やはりこういう時代ですから、もうちょっと次に向けてそういう話を、実行委員会があるわけですから、その中で色んな話合いをしてもらえればいいのかなというふうに思います。

○9番（榎 光徳君）

ひとつ、ぜひよろしくをお願いします。

それでは、次に入りたいと思います。次に、教育長にお尋ねをします。

先日、実は私、土曜日でしたか、4年ぶりに屋久島高校の体育祭を見学に言ってきました。ちょっと私的で、高校生の孫娘がおるものですから応援に行ったんですけども、先程からありましたように、色々行動制限、そういうのがされている中で、学校行事においても様々な制限がある中で、色々対策を講じてきたと思うんですけども、まずは小中学校の運動会とか体育祭、部活も含めた、そういうことの在り方について、どのような基準というか対策を講じてきているのかをお尋ねしたいと思います。

○教育長（塩川文博君）

学校におけるコロナ対策についての御質問にお答えいたします。

運動会や体育大会など、学校行事に関しましては、子供たちにとってはかけがえのない、貴重な思い出となる、大変有意義な活動でございます。

各学校におきましては、前回、申し上げましたとおり、学校の教育活動は止めないと、可能な限り止めないという基本的な考え方で、これらの学校行事の教育的意義や子供たちの心情を考慮した上で、これまでも中止とはせずに感染防止のために必要な措置を各学校で行った上で、半日開催であるとか、実施の方法などの工夫を講じた上で可能な限り実施してまいりました。

具体的には、先程も述べましたように、半日開催などの開催時間の縮小、それから全体練習の縮小、児童生徒を優先させるための外部種目の未実施、また開閉会式での児童生徒の整列であるとか、あとは応援の仕方、保護者、来賓等の参観の人数、昼食を取る場所等、様々なところに大人数が集まって人が密集しないような工夫を行いながら取り組んでまいりました。

当日も、手指消毒のコーナーを設置したり、参加する保護者の検温カードの提出を求めたり、競技で使用する道具の消毒など、感染対策を図ってまいりました。

部活動の実施に当たっても、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル及び各競技団体や文化芸術団体が作成するガイドラインに従いまして、感染症対策を徹底した上で、町の感染状況等に応じた実施内容や方法を工夫して、各学校実施しているところでございます。

○9番（榎 光徳君）

確かに、文科省も子供たちにとって運動会とか体育祭、こういったのはかけがえのない希少な体験であると、ですから、こういったのを一律に制限するものではないということをしてたしか言っています。

その中で、それはもうコロナの状況にもよるんですが、最終的には地元の教育委員会なり校長なりの判断になってくると思うんですけども、これから高校はさっき私が言いましたように体育祭が終わりました。今から、小学校・中学校、運動会・体育祭があると思うんですが、ここら辺の具体的な基準というか、例えば島内中学校、3校ありますけれども、半日開催ですとか、あるいは来賓はもう呼びません、保護者だけですとか、そういうのはもう既に打ち出されているんですか。

○教育長（塩川文博君）

統一した基準というのは設けておりません。しいて言えば、感染症対策を徹底すること。それから、学校の規模にもよりますので、その地域の感染状況であるとか、地域の保護者や地域の方々の声を参考にしながら校長が判断し、もし不安な場合は教育委員会と相談をしながら対処するというようなところが統一した対処と言えれば対処になると思います。

○9番（榎 光徳君）

今、ありましたけれども、確かに学校の規模にもよります。それこそ、3密を避けるため、ソーシャルディスタンスとかそういうのを考えると人数によって、そんなに密にならないという状況も想定できるんじゃないかと思うんですけども、具体的に、例えば今回は、前回ちょっと私、高校のほうを参考にしましたけれども、保護者はいいですよと、来賓は確かに規制があったようですけれども、保護者は規制がない。

ところが、保護者の規定というか、定義づけ。家族で、親子、兄弟、じいちゃん、ばあちゃん、色々あるわけですけども、どこまでがいいか。ちょっと、隣のじいちゃん、ばあちゃんも家族だよという定義になるのか。そこら辺のこととか、あるいは見について、チェック体制がありました。入場の際に確認しましたとか、そういったのはこれまでどうだった。してきているんですか。

○教育長（塩川文博君）

ある学校では、保護者等の人数制限をかけた学校もあります。そして、同時に学校に応援に来る際には、先程申しましたように1週間の体調管理を示した健康カードを提出してくださいと言って対応していた学校もございます。

○9番（榎 光徳君）

そこら辺のチェック体制もどこまでできるかというのは当然、これ大変なことだろうと思うんですが、やっぱりそういったものの報告とか、ある程度のそういうのはしっかり

確認しておくべきなのかなと思っております。

ところによっては、今までも人数制限はしていたんだけど、もう家族だけじゃなくて、色々あちこち人がいっぱい来ておったよと言っている人もいるわけです。そうすると、そういうのを聞けば、自分たちも行けばよかったなということも聞かれたり、色々そういうのもありますので、やっぱりこれから色々開催されていきますので、そこら辺は、幾らか学校側にも指導をしていって、そういった抜かりがないようにしていただきたいと思います。

少しずつでもコロナが減少していくであろうと、私も希望的観測を持っていますので、やっぱり運動会や体育祭に行って応援して、昔のようにわいわい、じいちゃん、ばあちゃんを含めてわいわい言いながらやっぱり応援をする。そういう風景がぜひ戻ってきてほしいなと思っておりますので、そういったことの対応方をよろしくお願いしてもらいたいと思います。

それでは、次に最後の質問になるかと思うんですが、今月の29日、本町で熊毛地区の中学校の駅伝競走大会が実施されるということを知っております。

この熊毛地区中学校駅伝競走大会、私も何度か応援に行ったこともあるんですが、これまでは宮之浦の自然公園のコースで行われていたわけですがけれども、今回は安房地区の健康の森公園の周辺コースということを知っております。

ここら辺の変更に至った経緯というか、そこら辺をまずは示していただきたいと思います。

○教育長（塩川文博君）

中体連の駅伝大会のコース変更についての御質問にお答えいたします。

コース変更に至りました理由は、昨年度まで使用しておりました宮之浦のコースにおいて、走路、コースの特に山側のほうにコケが張っておりまして、選手の転倒のおそれが大きく、実際に滑って危険な場面もあったと報告を受けております。

本年度も、校区危険箇所点検におきまして、宮之浦地区の路上のコケについて上がってきておりまして、関係各所との点検も行いました。

また、昨年度までの経緯といたしまして、コース周辺の整備のための人員の確保や重機等の導入の予算など、課題として上がっていたところではございました。

そこで、中体連とも相談をし、コースの変更案を出していただいたところではございます。昨年度のコースも含めまして3つのコース案が上がりましたが、色々検討した結果、選手の走りやすさ、トイレ、駐車場、そして女子の更衣場所の確保ができること、大会運営に関わる準備の軽減が認めるところから、コースの変更に至りました。

また、色々初めてのコースですので、実際行ってみますと色んな反省点も出てくるかと思っておりますが、それらを基によりよい大会運営につながるように今後とも検討は続けて

いきたいと思っております。

以上です。

○9番（榎 光徳君）

この地区大会の事務局というか、これは屋久島町の教育委員会に権限があるんですか。

○教育長（塩川文博君）

ございません。中体連の大会本部、今回はその駅伝大会の大会本部です。

○9番（榎 光徳君）

その大会本部の事務局はどこなんですか。

○教育長（塩川文博君）

今年は中央中学校です。

○9番（榎 光徳君）

今、教育長が色々話をされましたけれども、まず走路の転倒、これはどなたが言ってきたのか分かりませんが、私も二、三度行きました。自分で、実際に走ってもみました。全然、転倒するような感じじゃないんです。ただ、確かに雨上がりとか、そういったときは、ちょっと滑る可能性があると思います。これは、雨上がりというのはどこも、グラウンドなんかでもそうなんじゃないですか。グラウンドはスパイクを使いますからなんですけれども、そういったのは、本当に確認できたのかなということもあります。

それと、重機とか、そういう人員の配置とかというのは、人員の配置にしても、じゃあ健康の森公園のコースと自然公園のコースでどういうふうに人員の配置が違うのか私はよく分かりませんが、そういったようなこと。

それから、コースを3コース、これは調査をしたんですか。調査をした結果、そういうふうに決まったということなんですが、それは中体連の事務局から返事を受けたんですか。

○教育長（塩川文博君）

中体連の事務局からということではなく、一応、3つのコースが中体連のほうから提供されましたので、私どものほうで、屋久島町の中ですので、検討し、色んなところに確認、警察でありますとか関係施設に確認し、そして最終的には中体連のほうに報告し、中体連の了解を得たという形になります。

○9番（榎 光徳君）

これはもう主観ですけども、私は今の総合自然公園のコースが一番最適だと思います。幅も広いし、アップダウンもありません。交通の混雑もほとんどないです。今、湯川橋をストップしていますから、反対側から来る車もないわけですけども、交通安全上も非常にいいんじゃないかと思うんです。

その3つの案で上がってきたということなんですが、私が聞いたところ、総合自然公

園のコースで出したら、自然公園ありきということで没になったということを知ったんですが、そういう実態がありますか。

○教育長（塩川文博君）

私の知る限りではございません。それは何かの情報の錯綜ではないかと思えますけれども、私どもが一番最適なコースとして提案したのは、火ノ上山埠頭のコースでございました。ただこれは県の施設であるために県からの許可が下りずにそこが断念せざるを得ませんでした。そういったところの情報の錯綜がちょっとどっかにあったのではないかと思えます。

○9番（榎 光徳君）

火ノ上山埠頭の話も私も聞いております。今教育長がおっしゃったように、確かにそれは県の臨港道路ですから、そういった大会に使うようなところじゃないということで、これは許可が下りなかったということも聞いているんですが、例えばそれも、県のどこに、屋久島事務所なのか、県の港湾空港課なのか分かりませんが、今は色んな面でそういった施設を開放しようという流れがありますよ。例えば空港の滑走路で、長距離走やろうとか、国民、県民に親しまれるためにというような、そういうのもあるんですけれども、私はあそこの火ノ上山のコースをもう1回申請してダメだったからということにしたのかなと、そういったのはまた、今年はまだそれで決まっている、もうすぐですから、変更はできないと思うんですけれども、やっぱり、そこら辺の、私はさっき言った自然公園ありきということと言われたというのは、文書でもらったということなんです。本当にそれないんですか。

○教育長（塩川文博君）

自然公園ありきというような文書を出した覚えは、私どもはございません。宮之浦のコースも確かに議員おっしゃるように、片側一車線の幅の広い道ではございますけれども、ちょうど選手が帰ってくる、折り返し点を過ぎてからの山側の方には苔がかなり影の部分にはあります。一人で走るのではなく、これは競争の中で走りますので、場合によっては2人並走して走る場合もあります。そういったときに山側を走っている子供が今までその転倒の事実というのはございませんが、転倒の可能性も考えられるよねというような話であったのではないかと思っております。実際、私も毎年応援に行っておりますけれども、折り返しの時点で2名の選手が転倒した場面も見ておりますので、そういったところも含めながら、これからまた今の運動公園のコースが絶対だとは我々も思っておりませんので、色々また課題を検討しながら対応していきたいと考えます。

○9番（榎 光徳君）

確かに、折り返してからの山側の部分、ちょっと苔みたいなもの、それは私も確認しております。ただそこら辺は、やっぱり、その作業の段階で、あるいは何か克服できる部

分もあったりするんじゃないかなというのもあるんですが、それはもう今回、今さら言っても遅いんですけれども、その折り返しに転倒したとかというのは、やっぱりこれは走者のいろいろなそういうペースの問題とか技術の問題もあろうかと思うんですが、そこは責められないところなんですけれども、いずれにしても私がなぜこうかと言うと地区中体連のことですから、陸上の場合、記録会とこの駅伝とを分けていまして、教育長、御存じだと思うんですが、記録会的なことは種子島でやると。中種子町に立派なグラウンドがありますので、うちも健康の森も400の全天候ですけども器具類とかそういうのも雲泥の差があります。ですから、そこで中種子町に固定しているんでしょうけど、駅伝については屋久島町にということで今までされてきたわけです。ですから、コースがコロコロ変わるといってもなんですが、やっぱり屋久島のコースは走りにくいということを言われて、この駅伝もじゃあ種子島でということになっていきやせんかなという懸念もあるわけです。ですからそういったこともないようにぜひ、次期大会からはそういったことを十分に検討していただいて、私は安房のコースが駄目だと悪いということは言っているわけじゃないんですよ。それは決してまあ色々また対策を講じていただければいいと思うんですけれども、そういった対応を検討していただきたいと思います。

まあ最後になりますけれども、子は宝、昔から言い尽くされた言葉なんですけれども、これまでも色々同僚議員の質問なんかにもありましたけれども、屋久島町も人口減少とか色々住民生活の安定化、景気回復、産業経済回復の対策等、いろいろあるんですけれども、課題山積ですが、町長におきまして、間違いなく今後の屋久島町を担っていく、屋久島の未来を担っていく子供たちでありますので、今後とも気を抜くことなく、手抜きなくやっぱり子供たちが安心をして、安全な教育環境のもとでしっかり学ぶことができるような教育行政の推進に努めていただきたいと思います。

終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。14時35分から再開します。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時35分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8番、渡邊千護君に発言を許します。

○8番（渡邊千護君）

皆さんお疲れさまです。今日一番最後の一般質問となります。

8月の後半から9月に入り、大型の台風が多発しております。現在でも12号、13号、さらには台風の卵まで見えています。今のところ直接屋久島に被害はありませんが、屋久島近海の水温も高いままです。いつ台風が来てもおかしくない状況は、これからも続くと思います。台風の対策、防災の意識を高めて安全対策をしっかりしてほしいと思います。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

口永良部島の簡易水道工事に係る虚偽申請について。

1、工事完了が遅延した請負業者への賠償請求をしているとのことであるが、その進捗状況をお聞かせください。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

渡邊千護議員の質問にお答えをします。

令和4年7月11日、令和2年度口永良部島地区簡易水道等施設整備事業の工事遅延により生じた国庫補助金一部返還について、本町の今後の対応を関係事業者の説明する機会を設定し、当日6業者中、5業者が出席をしました。

会合では、国庫補助金一部返還は令和3年4月1日以後の工事遅延部分の交付が取り消され、補助金の一部1,513万8,000円と加算金153万9,534円が返還となり、この額が工事遅延により本町に生じた損害金であって、その損害金が生じた原因は令和3年3月31日までに工事が完了しなかったことにあると考えている旨を説明し、国庫補助金一部返還により本町に生じた損害金に対し、当該事業において工事が完成しなかった各請負業者の工区に応じた額の自主的な弁済をお願いいたしました。

これを受け、6業者中5業者が賠償に応じる意志を示し、うち4業者は既に金員を町に収めているところです。

○8番（渡邊千護君）

6者の業者に対し説明をし、この原因は遅延によることで完了しなかったことが原因と今町長言いました。そういうことで説明をし、その4者がその説明に応じたと今説明がありました。

各工区の損害賠償の内訳と、その算出の根拠をまず教えてください。その業者に対するですね。

○生活環境課長（計屋正人君）

お答えをいたします。

6業者、まず積算の在り方です。積算の在り方につきましては、町長の答弁にもございましたが、令和3年4月1日以降かかったところの工事に応じた金額の積算をいたし

ました。県、国と一緒に積算をしたわけなんですけど、その金額の総計は1,897万5,000円が認められなかったということになります。

ただ、これまでも説明してまいりましたが、7区及び9区におきまして、本来補助の対象ではなかった部分が新たに補助の対象として認められました。その部分が2つ、2工区合わせて383万7,000円となります。したがって、4月1日以降の1,897万5,000円から新たに補助事業として認められた383万7,000円を減額した1,513万8,000円がいわゆる工事における令和3年4月1日以降にかかった分として、取消しの金額となったところでございます。

あと加算金は、町長が答弁をした額となりますが、その1,897万5,000円プラス加算金から、新たに補助の対象となった金額383万7,000円を減額いたしてございます。

その減額の在り方は、各工区で4月1日以降生じた資材費等を対象として、比率で計算をいたしまして、その4月1日以降の額からそれぞれ計算した額を除いた額といたしてございます。その総計が返還金及び加算金加えて1,667万7,534円となっております。

あとそれぞれの金額ですが、最も高額な工区で1,464万8,212円、最も低額な工区で3万2,004円となっております。

以上でございます。

○8番（渡邊千護君）

今内訳を聞きました。じゃあ、今の段階で業者にじゃあもう弁済を求めているということでもあります。よろしいですか、それで。

○生活環境課長（計屋正人君）

はい、そのとおりでございます。ただいまのそれぞれの町長が答弁いたしましたそれぞれの工区に応じた金額、6業者さんにそれぞれ自主的に返還をお願いできないかということをお願いをして、同意を得て請求をいたしてございます。

以上です。

○8番（渡邊千護君）

今会議に提出されている議案第80号がございまして。簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）歳入のところ、弁償金1,667万7,000円が予算計上されています。これ必ず予算計上していますから、議決を取らなきゃいけないわけですよ。その前に、説明を求めてその後お金を、弁済を求めているというのは、これ法律上よろしいんですかね。議決を取ってから業者のほうへその弁済を求めるという形ではいけないんでしょうか。いいんですかね、それで。

○生活環境課長（計屋正人君）

はい、今回の流れで問題ないと思っております。

○8番（渡邊千護君）

繰越しの手続につきましては、繰越しの手続の期限がこの簡易水道事業国庫補助金の事務取扱要綱の規定がございまして、2月の20日までが期限になっております。その時期までに工事が遅延をするというような業者からの正式な依頼というものはございませんでした。

また、令和4年3月16日に、令和2年度簡易水道等施設整備費国庫補助金、離島振興事業費交付決定一部取消し通知書の中の記載につきましては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第11条第1項及び第14条の規定に違反したと認められることから、交付決定の一部が取り消されたので通知しますというふうに記載をしております。

その11条と14条の中には、不正手続をしたことということに記載はございませんということを我々は認識をしております。

以上です。

○8番（渡邊千護君）

町の言い分は、それはそういうふうには言うとは思っていません。ただ、これまで出てきた検査調書の中でも、契約図書に基づき良好に施工をされて合格と言って、町がしっかりと認めて検査完了したということで、国のほうには実際検査をしてないにもかかわらず、虚偽の報告をしたわけですよ。その責任はどうなるんですか。

業者だけに一方的に今支払いを命じたというふうに言うておりますが、この責任はどうするんですか、町長。

○町長（荒木耕治君）

この何日だったかな、7月11日、説明会を6業者に案内をして、出席をしたのは5業者が出席をしたと先程言いましたけれども、そこで返還を求めたということではなくて、業者にこういうことですよということを言って、求めたわけではないというふうに思っている。

○8番（渡邊千護君）

すると、そこに参加した業者に関して皆さん納得していただいたと思っておりますか。

○町長（荒木耕治君）

5業者の皆さんには、そういう理解をしていただけたというふうに思っております。

○8番（渡邊千護君）

今回弁済をした1業者の話は何っております。話を伺ったところ、訴訟を起こしても裁判費用のほうが高くつく。さらに、今後の仕事上の付き合いもあるので、支払いに応じたと答えています。私納得しているとは思えませんが、町長、これ業者の声ですけども、どう思いますか。

○町長（荒木耕治君）

議員にはそういうふうに申し上げたかもしれませんが、その場面ではそういう

発言はなかったというふうに思っております。

○8番（渡邊千護君）

やっぱりその業者としては、町から仕事が欲しいと、付き合いをしていかないといけないということで、私支払ったと思っているんです。

本心の中では、なぜ書類上国に虚偽の報告をしたのは町なのに、遅れたのはもちろん悪いけれどもって。けど、その返還分のお金を業者が払うというのは、やっぱり納得してないとは思っております。だから、こういう意見が出たと思います。

町長、もう一度本当に私はそう聞いた中で、この業者から何も言ってきていませんか。こういう意見はありませんか、全く。

○町長（荒木耕治君）

私は、私に報告では、そういう意見は聞いておりません。

○8番（渡邊千護君）

8月1日に、議会のほうからこれまでの経緯、経過、そして検証したかどうかと確認をするために、副町長から説明を頂きました。

結局、そのときに説明をしていただいたんですが、結果的に今までの検証をされているわけでもなく、これまでの施設整備事業の経過についてだけを我々議員は説明を受けました。

その中で、町は業者がやっぱり遅延によって原因があると言い続けてきたけれども、やっぱり検証をして何でこのようになったのかというのを、議会にもやっぱりもう一度しっかり説明をするべきだと、検証するべきだと私は思っていますけれども、その検証はその後されていますか。なぜこうなったのかって、もう一度一つ一つ。

検証というのは、なぜ町に虚偽の報告をした。その経緯はどうなって、誰がつくって話し合っただけなのか、そこ辺全て検証したのかどうかです。

○議長（石田尾茂樹君）

答弁を求めます。

○総務課統括係長（木原幸治君）

町としては、不正な請求をしたというふうには認識をしていないというふうに町長答弁で答弁をさせていただいております。検査員については、もう完成をしたという判断をいたしました。結果的に工事遅延になってしまって、その検査調書が工事内に終わらなかったという結果になってしまったということで認識をしております。

○8番（渡邊千護君）

検査調書がっていうのは、もともと検査調書には、もう合格って書いてあるじゃないですか、その19日に。この虚偽の申請をしたことは、なぜこういうことをしてしまったのかということを検証したんですかということですよ。実際出しているわけですが、全工

たので、損害賠償を町は業者に請求すると。けど、私が今回ずっと今までも言い続けてきましたが、思っているのは、この工事が終わってないにもかかわらず、やはり国に虚偽の報告をしたというのは、すごく重たいと思うんです、責任はですね。

あともう一つ、5月28日に工事が完了してない業者に対して、巨額のお金を支払っていると、これもあってはならない。

これは、補助金適正法違反ですよ。終わってない業者に対してお金を支払うと、あってはならないこと、法律違反です。こういうことを起こして、町が責任を取らないというのは、私はもってのほかだと思っていますが、町長、そこ辺どうでしょう。

○議長（石田尾茂樹君）

答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

今も、今1と2と少し混ざったような形で質問をされていると思うんで、議員がどのような今色々なことを言っていますけれども、虚偽の申請という言葉を用いられていることは、必ずしもさだかではありませんが、令和3年3月29日付の補助金残額7,194万円の支払い請求について、組織的、組織ぐるみで全ての工事が完了していないにもかかわらず、完了したのものとして申請したという意味で不正申請、あるいは不正請求と述べられているのだったら、町としてはそのような認識は一切ないので、そのようにして職員の処分等は全く考えておりません。

また、この令和3年3月29日付の補助金残額7,194万円の支払い請求が事実を十分に確認しないままになされた事実と反する申請という趣旨で虚偽の申請だということであっても、それによって今回の補助金交付決定の一部が取り消されたわけではなく、取り消されたのはあくまでも工事が未了だったため、当該部分の交付決定が取り消されたというのが町の認識、理解であります。

それに関わった処分の各行為が法的にどのように評価をされ、どのような意味を持つのか、さらには町に対して損害賠償責任を負担すべき行為なのかどうか、責任を負担すべき行為だとして、その範囲はどこまでなのかといった問題は、これから進められる訴訟手続の中で解明されることになると思われることなどから、私としては現時点でこの令和3年3月29日付の補助金残額7,194万円の支払い請求に関わった処分について判断するのは、時期尚早かというふうに考えているところです。

○8番（渡邊千護君）

今司法の話が出てきましたけれども、もう司法の以前の問題で、実際に終わっていない現場の業者にお金を払ってしまったのは事実ですよ。

その後、担当課が現場に行き、現場を見たところ終わってなかったと確認したわけですよ。それって、みないでお金を支払って大問題じゃないですか。町が責任ないって

町民は、やっぱりこのずさんな管理体制を不服としているという町民も、かなり声が上がってきています。やっぱり町としてどこかで責任、こうなった責任を認めるべきじゃないかと私は思うんですよ。町長も私の気持ちも分からんでもないと言ってくれていましたけど、やっぱり町民もそう思っていますよ。

だから、そこ辺は町長もう一回話し合いをして、何かの責任を取らなければやっぱりいけないと思います。

それともう一つ、2点目の懲罰についてどうだったのかという質問をしていますけれども、やっぱり地方自治法に関してどうしても支払いを、終わってない工業者に、工事が終わってないのに支払ったというのは、やっぱり地方自治法に違反している部分なので、そこに対しては何らかの懲罰委員会なりして、責任を取っていくと、開いてですね、しないと、どうも納得できないんですが、やっぱりこれはしては、あってはならない地方自治法違反ですよ。終わってない業者にお金を払ってしまったと。そこら辺はどうでしょう、何らかの責任を取る方法はないんですか。

○町長（荒木耕治君）

住民訴訟も出ております、この件に関して。だから、法的な手続の中でそれらの行為に関わった職員、あるいは責任がどこにあるかということは裁判で、裁判所の判断がなされた場合に、町としてはその判断に従って、損害賠償請求あるいは懲戒処分といったしかるべき対応を取ることというふうに考えております。

○8番（渡邊千護君）

訴状はまだ届いてないんですよ、訴状はですね。届いてないですね。今もずっと司法、司法と言いますが、司法じゃなくてやっぱりもう一度みんなで話し合っ、間違いなく町の責任でしょうと私は認めてもらいたい。

虚偽の申請をするなんて、仕事が終わっていない業者にお金を支払うなんて普通じゃ考えられませんよ。

町長も、この間の6月議会で言いました。家が15%しか終わってないのに、その建設、大工さんにお金を払えますかと、払えませんか。町も一緒ですよ。自分のお金だったら払えませんか。人の金だったら払うんですか。全くおかしい。

そこら辺はやっぱり反省して、やっていけないことをやってしまったんですから、懲罰委員会を開いて、これは町でしっかり責任を取っていかうという形を取っていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、9月13日午前10時から開きます。

本日は御苦労さまでした。

散会します。

散 会 午後 3時12分

令和4年第3回屋久島町議会定例会

第 4 日

令和4年9月13日

令和4年第3回屋久島町議会定例会議事日程（第4号）

令和4年9月13日（火曜日）午前10時開議

○日程第1 町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手
5番 眞邊真紀	<p>1. 町長等特別職の交際費、各課の交際費・食糧費について</p> <p>(1) 過去5年間の交際費、食糧費の支出状況について。区分ごとに件数、金額、支出先、理由を詳細にお示してください。</p> <p>(2) 交際費の支出は適切であると考えているかお聞かせください。</p> <p>(3) 贈答先からの返礼品のリストをお示してください。返礼品をどのように消費しているのかお示してください。</p> <p>2. スポーツ・文化遠征費補助金について</p> <p>(1) 屋久島町の小学校、中学校、高校から、スポーツ、文化関係で島外の大会に出場する際の遠征費補助制度を導入していただけないでしょうか。</p> <p>(2) これまで（過去5年間）、個別に補助等何らかの支出を行った例があれば内容を教えてください。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長 監 査 委 員</p> <p>町 長</p> <p>教 育 長</p> <p>教 育 長</p>
7番 岩山鶴美	<p>1. 屋久島町の平和教育について</p> <p>(1) 現状を伺います。</p> <p>(2) 今後の課題や展望について伺います。</p> <p>2. 屋久島高校の給食の導入について</p> <p>現状をどのように捉え、今後どのように考えるか伺います。</p>	<p>町 長</p> <p>教 育 長</p> <p>町 長</p> <p>教 育 長</p> <p>町 長</p>

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	岩川卓誉君	2番	内田正喜君
3番	小脇淳智郎君	4番	中馬慎一郎君
5番	眞邊真紀君	6番	相良健一郎君
7番	岩山鶴美君	8番	渡邊千護君
9番	榎光徳君	10番	緒方健太君
11番	高橋義友君	12番	日高好作君
13番	岩川俊広君	14番	渡邊博之君
15番	大角利成君	16番	石田尾茂樹君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	日高孝之君	議事調査係長	岩川さほり君
議事調査係	小池祐士君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長兼会計管理者	上釜裕一君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	岩川茂隆君	政策推進課長	三角謙二君
観光まちづくり課長	泊光秀君	町民課長兼地域住民課長	中村一久君
福祉支援課長兼福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	塚田賢次君
生活環境課長	計屋正人君	産業振興課長	鶴田洋治君
建設課長	日高望君	電気課長	内田康法君
教育総務課長	長美佐子君	社会教育課長	泊竜二君
産業振興課参事 （技術支援・農業委員会担当）	日高望君	監査委員事務局長	日高孝之君
総務課統括係長	木原幸治君	代表監査委員	朝倉富美雄君

△ 開 議 午前10時00分

○議長（石田尾茂樹君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりです。

△ 日程第1 町政に対する一般質問

○議長（石田尾茂樹君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

5番、眞邊真紀君に発言を許します。

なお、眞邊真紀君の質問に関わる答弁のため、相良健一郎君には議会選出の監査委員として出席答弁を求めましたので、執行部席にお移りください。

○5番（眞邊真紀君）

おはようございます。

時間が限られておりますので、通告に従いまして質問に入らせていただきます。

今回は、2題質問を提出させていただいております。

1問目は、町長等特別職の交際費、各課の交際費、食糧費について。

2問目は、スポーツ・文化遠征費補助金についてを質問させていただきます。

まず、1番目の1問目、過去5年間の交際費、食糧費の支出状況について、区分ごとに件数、金額、支出先、理由を詳細にお示しください。こちら御答弁よろしくお願ひします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。

眞邊真紀議員の質問にお答えをします。

町長等の交際費については、地方公共団体は株式会社と同様、法人でありますから、法人の機関である町長等が町を代表して、これは株式会社の代表取締役が会社を代表して様々な行為、活動を行うのと同じですが、交際の相手方との間の信頼関係、交友関係を維持、増進することを通して、すなわち交際を通じて町政の円滑な推進に資することを目的として、外部の個人や団体と交際するために認められている経費、つまり法人としての町の交際に要する経費でありまして、一般的に交際費の支出の有無、内容は贈答する側と相手側とのかかわりの程度、相手方の地位、相手方の町政に対する貢献の度合い等を勘案、斟酌して、個別に決定されるという性質を有するものであることから、誰

にどのような支出をするのかについては、相当程度、町の機関として、町を代表して交際する町長等の裁量的判断に任されているところではありますが、当職としましては交際費の支出について、この裁量判断の基準を定め明らかにすることにより、その透明性、公正性を図ることを目的に、支出の区分、金額、基準等について、屋久島町長の交際費の支出基準及び情報の公表に関する要綱を定め、それに基づいて執行しているところがあります。

まず、町長の交際費の支出状況についてですが、平成29年度は、83件、92万8,115円を支出しています。

内訳としましては、交流がある自治体との関係継続や業務支援をいただいたお礼及び本町の特産品PRを目的として、自治体首長や国会議員等への贈答品63件、59万7,952円。ツアー・来島土産やイベント提供品等9件、19万4,883円。供花、香典、11件、13万5,280円となっております。

平成30年度は、106件、88万1,304円を支出しています。

内訳としては、自治体首長や国会議員等への贈答品78件、57万6,085円。イベント提供品や町内団体交流会酒肴料7件、7万7,019円。供花、香典21件、22万8,200円となっております。

平成31年度は、81件、125万9,425円を支出しています。増加した大きな理由は屋久島高校演劇部全国大会出場祝金20万円、大口寄附に対するお礼品10万8,000円となっております。

内訳としては、自治体首長や国会議員等への贈答品54件、76万6,460円。イベント提供品や姉妹盟約町との交流費、屋久島高校祝金7件、27万8,965円。供花、香典20件、21万4,000円となっております。

令和2年度は、92件、90万1,577円を支出しています。

内訳としては、自治体首長や国会議員等への贈答品71件、66万2,687円。フェリー太陽Ⅱ進水式費用1件、4,970円。供花、香典20件、23万3,920円となっております。

令和3年度は、72件、68万3,441円を支出しています。

内訳としては、自治体首長や国会議員等への贈答品58件、48万9,425円。菊陽町防災センター落成祝い、尾之間老人クラブ50周年祝品2件、4万7,306円。供花、香典12件、14万6,710円となっております。

交際費は全国離島振興協議会会長を拝命し、これまで交流のなかった離島の首長や離島施策に係る国会議員などの関係者との交流が増えたこと。その中で有人国境離島事業の対象地域になり、航空機、旅客船の離島割引が受けられるようになったこと等や庁舎建設補助金、屋久島空港ジェット化、光ファイバー事業の採択、令和元年の山岳部極地豪雨や口永良部島豪雨災害での自衛隊派遣、山岳部環境保全事業への支援のお礼を

含め、関係の方々に屋久島の特産品を知っていただくなど、本町の施策の執行に必要な経費だと考えております。

教育長交際費は、平成29年度は7万4,700円を支出しています。

内訳は、菊陽中学校交流会2万6,100円、教職員親族等供花、香典4件、4万8,600円です。

平成30年度は、9万9,680円を支出しています。

内訳は、曾於地区教育協議会土産5,580円、ニュージーランド派遣事業土産3,400円、教職員親族等供花、香典10件、9万700円です。

平成31年度は、教職員親族等供花、香典で4件、4万8,800円です。

令和2年度は、7万2,320円を支出しています。

内訳は、屋久島高校校長退職記念1,820円、教職員親族等供花、香典5件、7万500円です。

令和3年度は、教職員親族等供花、香典3件、4万4,000円です。議長交際費は、平成29年度のみ、種子島屋久島議員大会懇談会用持参品1件、7,130円となっています。

食糧費につきましては、平成29年度は59件、174万1,324円を支出しております。

内訳としましては、総務課では主に新庁舎起工式15万2,280円、町政施行10周年47万5,400円及び記念品25万4,016円、台風待機7回2万4,339円、山岳搜索4回8万2,200円、接客用お茶代5万円、和牛共進会祝賀会の2万1,600円、離島緊急医療謝恩会負担金1万円、離島振興協議会懇親会会費2回9,000円、教職員歓迎用4万3,000円、町議衆議院選挙の食糧費55万150円です。

企画調整課では、水耕栽培住民説明会398円、健康増進課では、介護交流会3回6,055円、電気課では、台風待機1回6,977円、教育委員会来客用湯茶代5万5,909円となっております。

平成30年度は、52件、32万6,999円を支出しております。

内訳としましては、総務課では主に教職員歓迎用5万120円、離島振興協議会懇親会6,000円、接客用2万円、山岳搜索4回5万3,000円、台風待機2回2万96円、天城町区連会意見交換お茶1,680円、離島緊急医療謝恩会負担金1万円、消防操法大会3万3,540円、県議選挙1万5,800円。

企画調整課では、まちづくりミーティング3万4,062円。

健康増進課では、介護交流会3回4,755円、認知カフェ2回6,403円。

水道課では、安全祈願祭1回1,000円。

電気課では、台風待機2回8,990円、教育委員会来客用6万1,553円となっております。

平成31年度は、47件、145万945円を支出しております。

内訳といたしましては、総務課では主に離島振興協議会懇親会5回3万円、接客用

8,000円、庁舎落成19万2,920円、山岳捜索1回1万円、災害待機6,902円、被災者支援13万4,821円、島いこ懇親会費3万円、町村会懇親会費8,000円、沖縄奄美航路式典1万360円、町長選、県議選、参議院選94万1,885円。

健康増進課では、介護交流会4回6,957円。

生活環境課では、安全祈願祭2回3,016円。

電気課では、台風待機1回8,757円、教育委員会来客用湯茶代5万9,327円となっております。

令和2年度は、52件、126万3,771円を支出しております。

内訳としましては、総務課では主に教職員歓迎用4万4,700円、接客用4,406円、山岳捜索7回5万4,347円、台風待機2回1万2,845円、町村会懇親会費1万5,000円、職員宿泊研修費6,240円、観光新年互礼会3,500円、町議補選、県知事選52万1,462円。

政策推進課では、国勢調査指導員打合わせ8,528円、フェリー太陽Ⅱ就航披露式7件、53万1,879円。

健康増進課では、介護交流会4回6,670円。

生活環境課では、安全祈願祭2回5,100円。

電気課では、台風待機1回6,906円、教育委員会来客用4万2,188円となっております。

令和3年度は、34件63万3,077円を支出しております。

内訳としましては、総務課では主に教職員歓迎用4万9,790円、接客用1万円、山岳捜索4回5,528円、観光新年互礼会3,500円、町議選、衆議院選50万3,728円。

政策推進課では、経済センサス調査費用1,680円。

健康増進課では、介護交流会3回2,779円、教育委員会来客用5万6,072円となっております。

○5番（眞邊真紀君）

過去5年分、ありがとうございました。

時間の関係上、町長の交際費について絞ってやらせていただきたいと思います。

交際費の支出の理由が、信頼を築いたり、ほかの自治体と交流を持ったりということをおっしゃっておいりましたけれども、地方財政法4条1項の中で、予算の執行等という記載があります。「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最小の限度を超えてこれを支出してはならない」とされています。

金額の基準というのがあらゆる予算があると思うので、これは交際費の金額の基準が一体どこにあるのかということだとは思いますが、実際に、今、教えていただいた交際費の内訳、各年度別に。これ5年間合わせて計算をすると、贈答だけで370万円、焼酎は930本になります。このほか伊勢エビとか、アサヒガニとかというものも出てくるんですけれども、焼酎だけ数えても5年間で930本分の贈り物をしております。

この金額が予算の執行上妥当だと思いますか、率直に、御回答お願いします。

○町長（荒木耕治君）

妥当だと思っております。

○5番（眞邊真紀君）

それでは、支出された贈答された相手方ですけれども、開示請求をかけた住民から情報共有していただいて情報を持っていまして、菊陽町とか、例えば鹿児島市長とか、町長、市長という名義については、どなたかはすぐ分かるんですけれども、国会議員は黒塗りに全て氏名が消されています。

これがどなたかというのは、全てが全てどなたかというのは分からないんですけれども、屋久島ポストですね、はっきり言うと。屋久島ポストさんが取材をする中で、大方、地元選出の衆議院議員であるということが分かっているようです。そちらの事務所のほうに取材をかけたら、それは個人からの贈り物だったという認識だったというコメントをされています。

森山裕衆議院議員なんですけれども、その国会議員というのは。高級焼酎三岳原酒、この5年間で140本、ほかミズイカ、伊勢エビ等魚介類、少なくとも50万円分贈答されているという結果が出ています。

これ全部が全部拾い上げられたわけではないんです。もしかしたらもう少しあるかもしれないませんが、これぐらい1人の衆議院議員に贈答されています。

送られた御本人、その事務所は、個人からの贈り物だったという認識だったということで、本来これは公費で贈答するべきものじゃないんじゃないかなというふうに判断するのが妥当だと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

どこからどう特定したのか分かりませんが、開示の中ではそういう氏名とかそういうことは一切出しておりませんので、それはポストさんの想像でしかないというふうに、今は思っております。

国会議員、鹿児島県とか、私も町長になる前は、旧町時代議員もしておりましたから、個人的なつき合いで私的に贈答は、中元、御歳暮、そういうことはずっとそういうときからもやってきましたから、そういう意味では、私が町長になってから送ったものもそういう理解をしているのかなというふうに、自分では思って、今、いるところです。

○5番（眞邊真紀君）

もともと個人的に贈答されていたというのは大変結構だと思います。それは季節の贈答は普通しますので、皆さん。それを、何も公費で屋久島町の税金から支出することはないと思うんですね。先程も言いましたように、地方財政法の中でも、その目的を達成するための必要かつ最小の限度を超えてこれを支出してはならないというところに該当

すると思うんですが、この5年間で370万円の支出、特定の議員に対して三岳の原酒140本、魚介類50万円相当、これ送るのは本当にその地方財政法を逸脱してないでしょうか。

○副町長（日高 豊君）

支出につきましては、交際費の負担行為命令は副町長の専権でございますので、最終的には私のほうで決裁をしております。

議員がおっしゃられる、今、最小のコストで最大の効果をというのは十分分かるんですが、交友関係とか、あるいは信頼関係というのを数値化できるものではないと思いますね。それは当事者がそれをどういうふうに取り取るかで、かなり大きな開きがあると思いますので、ここで議員がおっしゃられる最小の経費なんですかということについては、それは議員としてはそうかもしれませんが、町長の行為としてはそれを逸脱して最大の効果というか、そういうものを町として享受しているというふうに理解をしております。

それと実際には、町長がというか、屋久島町として贈答品を送るに当たって、何か見返りを求めるために贈答品をしているというふうには思っておりません。それは先程から申し上げますように、当然に町として町益といいますかね、そういうものをどう確保するかというために、町長の交際費として支出をしているというふうに考えております。また、そういう信頼関係、あるいは交友関係が、町が大きな問題に直面したときには、大きな効果として発揮されるのではないかとというふうに思っています。

例えば、今、先程もありましたけれども、屋久島が有人国境離島の法の下にあって指定をされております。当初は、これは指定から外れていたというふうに聞いております。また昨年、過疎法の改定に当たっても、当初屋久島町は過疎地域から外れるという情報もありました。そういった情報ですね、それはここ屋久島におっても、なかなか直接的に情報として得られるものではないというふうに思います。

そういったところで、そういう情報をいち早くキャッチをして、それに対してどう対処していくのかというのが、町の大きな問題解決のためには必要なことじゃないのかなというふうに思いますので、そういった意味では、先程町長が贈答として送られた結果ではないんですが、そういう友好関係、あるいは信頼関係の醸成の上に得られている今の町民の利益ではないかというふうに思っています。

例えば、過疎地域から外れたとすれば、令和3年度で8億円ほど過疎債を起債をしております。これは外れたとしたら私たちの町は財政的に行き詰まったんじゃないのかなというふうに、私は率直にそのように思っていますので、そういった意味では、最大の効果を最小の経費というのを、当初申し上げましたように数値化できるものではないので、数値化できないものについては、町長の相当程度の裁量というのは認められるべきじゃないのかなということで、伺い書に押印をしております。

○5番（眞邊真紀君）

対外的に大きな役割をしてくれる衆議院議員の先生に贈答して、過疎地域から外さないでくださいという活動をしていただこうという気持ちは分からなくもないですけども、そもそも衆議院議員は国会議員ですよ。きちんと税金から多額の報酬をもらって仕事をしています。私たちには手も届かないぐらい、背中も見えないぐらい前を歩いていらっしゃる方ですよ。その方が結局焼酎とか、御本人もお飲みにならないという焼酎とか、海産物とか送らないと何かをしてくれないという考え方は、そもそもそれが間違えているんじゃないかなと思うんですけども、地元の皆さんのために頑張りますとマイクを握って皆さんに票をもらって仕事をされているんですよ。となったら、屋久島町の住民がその過疎地域から外されたらどれだけ大変な思いをするか、町の会計がどれだけ大変かということ想像できると思います。それは口頭だけのお願いで、十分足りるんじゃないかなと思いますけれども、5年間で200万円近くも、恐らくそれを超えるかもしれませんが、贈答品を送らないとそれが成り立たないという関係性では私たちはないと思います。いかがでしょう、町長、お聞かせください。

○町長（荒木耕治君）

これをしてくださいと言って私は送ったことはないです。これは物が、要するに先程副町長が言いましたけれども、有人国境であったり、色んな過疎法であったり、あるいは私が就任時に2回口永良部島が噴火をしました。そのときもたくさんの国会議員の方にお世話になりました。

それはそういうのを、それは議員が言えば、それをするのは当たり前だと言うかもしれませんが。少し私と世代が違うと思いますので、私はそういう時代にはやはり自分が個人的にも何かあったら、お礼という意味では何かをします。そうやって育って来ましたし、そうやってしてきました。

ですから、屋久島町がそんだけ救われた。私、個人が送っているんじゃないというふうに思っています。ですから1万2,000人、今、もう少し切りましたけれども、そういう中でそれによって、大きな屋久島町にメリットがあったそのお礼として、そういうことをしたというふうな私は理解しています。

○5番（眞邊真紀君）

個人の見解の違いとかではないと思うんですね。明らかに、これはここにも書いてある屋久島町長の交際費の支出基準及び情報の公表に関する要綱を次のように定めるという要綱がありますが、社会通念上、妥当と認められる額というふうにされている欄が多いですけども、これどういうふうに解釈しても、5年間で370万円、焼酎930本という贈答を各国会議員や市長、町長、村長にされているというのは、社会通念上という額にとってもじゃないけど該当しないと思います。

今、御自身が正しいことされている、決裁も間違えていないというような御答弁ありましたが、今後も同じような金額で支出をされるのでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

私はそういう自分の裁量権の中で予算を逸脱しなければ、今、言うように、A、B、Cといたら、それによって差が、自分の思い等もあってそういうことをしてきた。ですから、それが議員がそういうことがおかしいんじゃないですかということであれば、ほかの自治体よりも多額とか高額とか、そういうことが指摘があった点につきましては、これから私も市町村のそういうものを参考にしながら、要綱の見直しということをするようであれば、しなければならぬようであれば、そういうふうにして、今後は検討させていただきますというふうに思います。

○5番（眞邊真紀君）

歯に物が挟まったような言い方でよく分かんないんですけど、今後は見直されるんですか。それとも必要があれば見直すということですか。その必要があるという基準というのはどこにあるのか、さっきないと、お2人ともおっしゃっていましたよね。そこをどうやって是正するという、それがそのポイントがどこにあるのか教えてください。

○副町長（日高 豊君）

その基準がどこにあるのかということにつきましては、町長の世代であれば、当然、義理事、義理合については、それ相応の対応をするというのが、多分、世代的にはそうだと思います。

しかしながら、現在、若い人たちにあっては、御中元、歳暮、あるいは年賀状も含めて、そういう儀礼については、もう必要ないというような世代の方々も多くなっているのも事実だというふうに思います。

そういう社会情勢の変化ということが、ある一定の社会通念上の理解の線引きになるのではないのかなというふうに思いますので、これも先程申し上げましたように数値で判断できることではないですので、常識は、多分、人それぞれ常識が違ったりすると思いますので、その範囲というのはそれぞれに判断をされるべきだというふうに思いますので、ただ先程申し上げたように、社会の情勢が大きく変わってそういう贈答、あるいは義理事に対しての考え方が大きく変化をしてきて、そういうのはもう社会通念上、それこそすることが悪であるというような社会常識が、何ていうんですかね、共有されるようであれば、当然にそれは是正されていくべきだというふうに思いますし、そういうことを見定めながら、支出の基準の在り方というのは考えていくべきじゃないかというふうに思っております。

○5番（眞邊真紀君）

なかなか話がかみ合わなさそうなので、ちょっと次に行きますね。

先程、最初の答弁の中で大口寄附に対するお礼ということが出てきました。大口寄附はふるさと納税もそうですし、それ以外の寄附もあったかと思えます。その中で、実際に贈答しているリストを見てみると、その大口寄附の方に一体どれぐらい贈答しているのかなと思って見ると、ほとんどいらっしやらないと思うんですね。

この方かなと思われる方が、株式会社セレモアの代表取締役、この方に相当の贈答品を送られています。調べたところ、ほかにも高額な寄附をされている方はいらっしやいますよね、町に。多額の。この方、1人だけでしょうか。この方にかなり合計すると、多額な寄附を送っていらっしやいますけれども、その理由は何ですか。

○町長（荒木耕治君）

ふるさと納税で、高額な寄附をしている方はいらっしやいます。

ただ、議員も御案内のとおり、山岳部の横領事件があったときに、これは私の古くからの友人ですけれども、そのときに何か屋久島町困っているみたいだねという話をしました。私も議員からも指摘をされ、自分たちで幾らかやれるものはやろうということで、その友人にも相談をしました。企業にも話をしました。そこは1,000万円と300万円と。議員がその場で、議員もおっしゃられました。私たちも議会も責任があるから、自分たちも幾らかでも金を集めてそういうことにしましょうと。残念ながら、議員の先生方、誰もそういうことには言ってもらったんですけど、具体的にはやられなかったですよ。そのときに自分がそうやって、それは山岳部のために1,000万円、その個人がそれに使ってくださいということで、三千幾らだったですから、そのうちの1,000万円を入れてくれたということでございます。

それ以降、1,000万円入れて、屋久島町に寄附をしてきています。彼が言うには、ふるさと納税であったら半分しかそこに残らないだろうと。だから屋久島町に直接1,000万円送ると、それは1,000万円丸々残るだろうと。そういうことを言ってもらって1,000万円振り込んでもらいました。

だから、そのお礼に、例えばふるさと納税をしたら半分は出ていきますけど、残りませんけど、それに例えば私だったら100万円お礼をしても900万円残るんだからいいんじゃないかという思いがありますよ。だから、そういうことで少し高額に、その人には送ったという経緯であります。

○5番（眞邊真紀君）

交際費で対応するような額では当然ないなと思えますね。一度に、例えば、令和元年、三岳原酒12本、愛子12本、水の森12本、太古屋久の島12本で、10万8,630円。こういうお金をやっぱり贈答品を交際費で支出すること、されている自治体どこにもないですよ。交際費の公表をされていますけれども。例えば1万円の焼酎だって送っていません。手土産で5,000円、6,000円のものを持っていかれることは、公表でどこの自治体もやられ

ているのは分かりますけど、こういった国会議員とか寄附をしてくださった方への贈答品を、直接、町長の市長の交際費でされているところ、実際どこにもないです。というのは、やっぱり交際費というのは、一番住民監査請求とか住民訴訟の対象になりやすいんですね。判例が幾らでもあります。別に法的な解釈をどうのということ、今、ここで言うつもりは全然ないんですけども、やっぱりこの支出がちょっと多すぎたというような御答弁があるかなと、今日は期待してたんです。

ただ、今まで出してきたものは間違えていなかったという御答弁なので、ちょっと今後は細かい調査、進めさせていただかないと、これは町民の腹の虫も収まらないというか、もうかなり噂になっていますので、しっかりやらせていただきたいなというふうに思っています。

監査委員、お2人に質問です。

この交際費の支出に関して、特に町長の裁量権の中で、御判断で支出されているというので御回答がありました。特にこの額に関して、送り先に関して、その理由に関して、御指摘等はありませんでしょうか。問題を感じているということがあれば、お聞かせください。

○代表監査委員（朝倉富美雄君）

眞邊議員の質問にお答えしたいと思います。

交際費の監査につきましては、行政実例がありまして、地方自治法第199条の1項の規定による監査で、交際費の内容まで監査することは、経費の性質に鑑み適当ではない。ただし、収支の経理、手続についてこれを行うことは差し支えないという行政実例です。

どういうことかと言いますと、交際費の性質、即ち交際費の程度、内容については、もっぱら交際費の使用者において判断される面が多い点に鑑み、その判断を尊重する取扱いとすることが適当であるということでございます。

従いまして、監査委員としましては、決算審査や定期監査の際に、交際費については支出の方法を主に、また他の費目からの増額流用や予備費からの充用がないかという点に着目して監査を行っております。

御質問については、議決を得た予算の範囲の中で、会計規則等に従い支出しており、また増額流用等がありませんので、監査委員としては交際費の支出は適当であると考えております。

○5番（眞邊真紀君）

ごめんなさい。もう1人監査委員、同じ意見なのか、少し補足があればよろしく願いします。

○監査委員（相良健一郎君）

今、代表の朝倉が答弁したとおりでございます。

予算内での支出であり、適切だと考えております。

○5番（眞邊真紀君）

じゃあ、それでは、例えば三岳原酒36本を1か所に送るとか、そういう支出をこれからもされる可能性があるという認識でよろしいんですかね。

○町長（荒木耕治君）

そういうことは改めていきたいというふうに思っています。

それは、なぜそこに送ったかというのは、先程も言いましたけれども、有人国境離島が内閣府で内示があったときは、15の地域、70の島でした。要するに、日本は420の有人離島があります。離島振興法の網が被っているのが316島です。そこに141名の市長村長がいます。

そして、この有人国境離島法というのは、議員立法10年間、ここで15の地域、71島の島が、今、その離島振興が全部被ってる島が全部入ってるわけではありません。外界離島といわれる部分で、70島の島、内閣の内示のときには。

それは2つの条件がありまして、その条件の一つを屋久島町はどうも満たさないようだったということでした。東京に行ってお願いをしました。議員連盟あります。委員会があります。その人たちにお願いをしました。

先程から言うように、1人の人にじゃあ30本送ったから、その人がそうしたんじゃないくて、そこにお世話になった人からそこから私はそのお世話になった人たちに、1本なり2本なりのところには配られているというふうに思っております。ですから、そういうことでいちいち送るのがあれだったんで、1か所にまとめて送ったということでございます。

先程言われるように、それは持って行くときに持って行けばいいかもしれませんが、なんせ私は手荷物とか持つのはあんまり嫌いなもんですから、後から送るようなことになることが多いというふうなところですよ。

○5番（眞邊真紀君）

感覚が全然違うんだと思いますけど、何かお願いするときにやっぱりものを配らなければいけないというのが今の御時世にはおそらくそわないと思います。どこの自治体もやっていないですよ。そこ1番疑われますから。

それで、36本送って、その1本、2本配ってくれというのも分からなくもないです。ただし、どこでどういうふうに取り扱われたのか。1本何千円もするものが。それが分からないものを公費から支出してはやっぱりいけないと思います。どこにどういうふうにならなくて、どういう効果があったのかというのを図らないといけないですよ、公費で出したものに関して。ちょっと時間がないので、このことに関しては、そうですかというわけにはいきませんので、監査請求なりさせていただきたいと思います。

そして、贈答した先から返礼品というのがある場合があると思うんですが、その取扱いに関してはどうされていますでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

送った場合、今言うように国会議員とか首長は返礼品はございません。送って、着いたというお礼の封書なりはがきなりはきます。

○5番（眞邊真紀君）

ほとんどないということだとは思いますが、例えば菊陽町の交際費の支出の状況を見せていただくと、屋久島町への贈答というのが結構出てくるんですね。贈るから贈り返されるということが繰り返されていると思うんです。姉妹都市だから分からなくもないです。その返礼品をどういうふう処理されているのかお聞かせください。

○町長（荒木耕治君）

先程も言いましたけど、寄附金や車両、このコロナではマスクももらいましたし、消毒液、生活家電、お茶、青森はりんご、熊本は人参、人参ジュース、こういう備蓄の食料などもございます。寄贈者の意向に沿って、お茶もペットボトルのお茶もいただきました。こういうのは業務をするためには来客者があったときにお茶とかジュースとかそういうものはそういうふうにして使わせてもらった。消毒液とかマスクとかそういうものは各自配ったり、そういうことはしております。

○5番（眞邊真紀君）

おそらく今おっしゃっていた以外に食べ物の返礼品なんかも実際にあるんじゃないかなと思います。どういうふう処理されているのか、今後それも調べさせていただきたいなというふうに思っています。

ごめんなさい、時間がないので次の質問に移りたいんですけど、一旦着席します。

○議長（石田尾茂樹君）

相良健一郎君は自席へお戻りください。

○5番（眞邊真紀君）

すみません、駆け足で。2問目の質問に移らせていただきます。

スポーツ・文化遠征費補助金について。

1、屋久島町の小学校、中学校、高校から、スポーツ文化関係で島外の大会に出場する際の遠征費補助制度を導入していただけないでしょうか。御答弁をお願いします。

○教育長（塩川文博君）

スポーツ・文化遠征費の補助金の質問にお答えいたします。

まず、遠征費補助制度についてでございますが、現在中学生につきましては、屋久島町、それから熊毛地区、鹿児島県、九州全国の各中学校体育連盟が主催する総合体育大会及び各種競技大会へ出場する場合は町独自で補助金の交付規定を定めて補助を行って

おります。

また、県の補助事業としまして、県が指定する学校単位で参加する大会へは県のほうから離島生徒大会参加費補助事業がございます。文化関係につきましては、鹿児島県中学校教育研究会、音楽部会、鹿児島県吹奏楽部連盟が主催する音楽コンクールがございますが、それに出場する生徒に対して補助を行っております。補助対象範囲といたしましては、運動部活動と同等としております。

小学校に関しましては、部活動ではなくスポーツ少年団という扱いでございますので、これは社会教育課のほうから補助をしております。

高校につきましては、補助制度は町としてはございません。高校につきましては、OB会とかそういったところからの補助も出ているような話も聞いておりますので、現在のところ必要はないのかなと判断しております。高校のほうも先程中学校で申しました県の離島生徒大会参加費補助事業がございますので、そちらも利用されていると思います。

以上、述べましたとおり、中学校に対しましては、補助制度を既に実施しており、小学校のほうにもそういう中学校の中体連に対応するような状況が出てきた場合には中学校同様の対応ができると思っております。いずれにいたしましても、県立学校に町が補助する制度の導入につきましては、まだ検討しておりません。

○5番（眞邊真紀君）

ありがとうございます。中学校も文化、あとスポーツに関して、それぞれ補助があるということで、その制度がどこに記載されていますでしょうか。例えば、生徒1人当たり島外、県内だといくら、全国大会だといくらというような規定がどこに記載されていますでしょうか。

○教育総務課長（長 美佐子君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

町独自で屋久島町立中学校補助金交付規定というのを設けております。その補助の範囲といたしましては、熊毛地区に対して1人6,000円以内、鹿児島県の大会においては1人2万円以内、九州大会に出場する場合には1人2万円以内、全国大会に出場する場合には1人3万円以内と規定しております。

以上です。

○5番（眞邊真紀君）

具体例を申し上げますと、8月9日に岳南中学校の吹奏楽部が南九州大会に出場されました。金賞を取られたということでおめでとうございますという発言も初日の本会議にありましたが、その岳南中の保護者から8月3日の日に大会に出場するんだけど、150万円ぐらいの予算がかかると。町の補助は受けられないんでしょうかというような

相談があったんですね。担当課に相談をしたら、ちょっといい返事がもらえなかった、どうなるのか分からないというのでどうしたらいいでしょう、ほかにはどこか相談窓口がないでしょうかという相談があったので、いや町が出すはずですよ、もう1回聞いてみてくださいというふうに戻しました。そしたら、夕方学校のほうに36万円の補助が支給されるということが決定したという連絡があったということで、少し保護者の方に説明する際に、もともと補助の決まりがあるのであれば、きちんとそのときに説明してあげればこの動きってなかったと思うんですけども。その担当課の中できちんとその情報が共有されていますでしょうか。

○教育総務課長（長 美佐子君）

すみません、もしかしたら、聞かれたときにちゃんと返事ができていなかったのではないかという思いはありますが、ちゃんと補助金交付規定の中で九州大会2万円とうたっていますので、学校のほうには多分そのように通知はいていたと思っております。

○5番（真邊真紀君）

スポーツ少年団、小学校の場合スポーツ少年団なので、ということで町の補助の対象ではないんですね、島外に行かれるときに。ごめんなさい、お願いします。

○社会教育課長（泊 竜二君）

スポーツ少年団につきましては、令和3年度10単位団員に対して支給をしております。1単位2万5,000円になります。

○5番（真邊真紀君）

このスポーツと文化関係の補助金に関して、町民、保護者が特に認識していないような。あればいいよねという声をよく聞いていて。ごめんなさい、自分も認識してなくて申し訳なかったんですけど。よくあるのが、各市町村のスポーツ文化遠征費用補助金制度と言って、ホームページでまとめて社会人の分も入れて紹介されているところは結構ありまして、それぞれに表わすのではなくてスポーツ文化関係の大会に行くような人、誰を対象にするかは町の考えでよろしいかと思うんですけども、一括してその制度として制度化していただくということは難しいでしょうか。

○教育長（塩川文博君）

よく御質問の意味が分からないんですが、一応制度としてはございますし、これまでも今年度から初めてやった補助制度ではございませんので。これまでもそれぞれの部活で、もしくはスポーツ少年団でそういった補助を受けておりますので、改めて制度としてまとめるということまで必要ないかなと思っております。

○5番（真邊真紀君）

一括してみられる情報として制度という言い方をしてるんですけども、何かこう、一般の町民が見て分かるように、ホームページ等で掲載されていますでしょうか。

○副町長（日高 豊君）

今の話は町の情報の発信の仕方の課題だと思います。現実、議員が御指摘のように、町民が見てすぐにその内容が理解できるような状況にないという御指摘だというふうに思いますので。当然これから先、そういう町の情報発信というのは力を入れていかないといけないところだというふうに思いますので、できるだけそういった取組はやっていきたいというふうに思います。

○5番（眞邊真紀君）

高校生に関してOB会等から寄附があったりするから対象とは考えていないということですが、町の考え方として、今主要な吹奏楽とか野球とかサッカーとか以外に、例えばこの前ウエイトリフティングの試合に行かれていた方いましたよね。そういう高校生もいらっしゃいます。全国大会に行くときにものすごくお金がかかるということで、個人的に寄附を周りがしてあげていた方もいらっしゃいました。そういう方に関して、今後できれば離島から文化、スポーツの活動で、お金がないためにちょっと諦めるということがないように補助制度の拡充、ぜひお願いしたいなと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

前回のウエイトリフティングの彼は、あれは個人の大会で自分で親子で行ったらしくて、経費を削減して前の日に行ったらその選手が体調が悪くてああいう結果だったと。だから、ほかを聞いたら、ほかの選手は二、三日前から入ってそういうことをちゃんとしているという話。ですから、今議員が言われるように、そんなにしょっちゅうあるものではないですから、そういうものはきちんとそういうことができるように、そういうふうに定めていければいいなというふうに思います。

○議長（石田尾茂樹君）

眞邊真紀君、まとめてください。

○5番（眞邊真紀君）

すみません。屋久島高校の演劇部、文化活動ですよ、に交際費から20万円祝い金で支出がありました。本来祝い金は1万円以内というふうにされています。出してあげることは非常にいいと思うんですね、離島からやっぱり何人も東京に行かれるというのはすごく大変なので、費用的に。なので、そういう枠をスポーツ、文化で広げていただいて、その金銭的に心配が、全額出すわけじゃないのであれなんですけど、例えば往復の交通費、トッピーの代金でも出ると非常に助かりますよ。そういう制度をきちんと作っていただきたいなと思います。

個々で判断するとなると、やっぱり差が出てきてしまうと思うんです。だから、判断の基準をきちんと考えていただきたいなというふうに思います。

最後、ごめんなさい、町長、そのことに関していかがでしょうか。文化活動についてもきちんと制度化していただくということ。

○町長（荒木耕治君）

あれは国立劇場に行ったのは、非常に私自身も、演目も屋久島を題材にしたもので屋久島のPRも含めてそういうことをやれるということで、餞別という形ででした。課目がないものですからあそこから出したという、そういう窮屈なことがないように、今議員がおっしゃられるように、そういうふうにやっていけたらいいと思います。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。11時10分から再開します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、7番、岩山鶴美君に発言を許します。

○7番（岩山鶴美君）

皆様、お疲れさまです。今議会の一般質問の最後になりました7番岩山です。どうぞよろしく願いをいたします。

さて、先月8月6日は広島原爆の日、9日は長崎原爆の日、そして15日は終戦記念日と今年もめぐってまいりました。我が町でも時刻に合わせ、チャイムを合図に黙祷を呼びかけました。私は毎年この1分間の黙祷の中で、戦争で亡くなられたたくさんの皆様、どうか安らかに眠りください、犠牲になられた皆様がいて今の私たちがおります。私たちはこれからも平和を守ってまいります。どうぞ見守っててください。ありがとうございます。と誓い、祈っております。皆さんもそれぞれに言葉は違えど、気持ちは同じなのではないかと拝察いたします。

今回の私の質問は、1番目に屋久島町の平和教育について、2番目に屋久島高校の給食の導入についてであります。

1番目の屋久島町の平和教育については、まず現状を伺います。よろしく願いします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○教育長（塩川文博君）

岩山鶴美議員の屋久島町の平和教育の現状についての御質問にお答えいたします。

平和教育の目標は教育基本法第1条で平和で民主的な国家及び社会の形成者の育成と

して示されております。そして、その実践は屋久島町の各学校でも行われているところでございます。例えば、ちいちゃんのかげおくり、一つの花など国語の教科の題材を通して、戦争について考える学習が小学校3年生以上の学年に位置づけられております。また、社会科、道徳科でも戦争、平和に関する学習を行い、児童生徒は教科等横断的に学びを深めております。

また、修学旅行におきましては、小学校では知覧特攻平和会館を訪問したり、事前学習で地域の区長さん方に戦時中の屋久島についての講話をしていただいたりしている学校もございます。中学校では、長崎での原爆資料館の訪問や語り部さんによる説明を受け、その事前事後の学習として平和学習を位置づけております。

また、本年度は、特に屋久島出身の被爆者の方がいらっしやいまして、今回夏に講演を町内の中学校で実施をしております。さらに最近では、SDGsの達成に貢献する持続可能な開発のための屋久島型ESD教育を充実しております、屋久島町でも以前から取り組んでおります屋久島型ESDを元にしまして、地球環境、資源、エネルギー、貧困、平和などの様々なテーマを児童生徒自身が選択をし、主体的に学習をしているところがございます。

以上でございます。

○7番（岩山鶴美君）

私は平成29年の第4回定例会の一般質問で、戦没者追悼式に子供たちを参加させることはできないですか、伝える心の必要性をどう考えていますか、を質問させていただいたことがあります。

そのきっかけはと言いますと、もう15年くらいになるんですけども、私が安房区長を務めさせていただいたときに、初めて戦没者追悼式に参加させていただきました。そのときに感じたのが、あれ、子供たちはいないのかな、子供たちの参加はないのかな。子供たちにこそ、こういう現場に参加してもらって、見て、知ることも平和教育ではないのかなと思ったからです。調べてみると、ほかの市町村ではやっているんです。なぜ屋久島町ではできないんだろうということからでした。

そのときの町長と教育長の答弁は、校長先生方に話はしたんだけど、やはり時間が取れないこととか人選の問題だとか問題が多すぎてクリアができないとの答えでした。正直、大変残念な思いだけが残りました。式典に参加することは大事なことだとは思っていますけれども、でも、それだけが平和教育ではないと思っていますので、今回はそのことは横に置いておきたいと思えます。

また、その答弁の中で、町長と教育長が戦争の記憶、平和への祈りという文集を紹介されました。教育長、この文集ですよ。これ平成27年に戦後70周年の平和啓発事業として作られた文章であります。教育長、これ、当時は何冊作って、これをどのような配

付の仕方をされたのか、分かりましたら教えてください。

○教育長（塩川文博君）

申し訳ありません。把握しておりません。

○7番（岩山鶴美君）

後でまた分かりましたら教えていただきたいと思います。ちょっと大事な事かなと思ったんです。

議員の皆さんにお聞きします。この文集を読んだことがある方、手を上げてもらっていいですか。ありがとうございます。課長さんたちで読んだことがある方、いらっしやいますか。手を上げてもらっていいでしょうか。ありがとうございます。やっぱりこの本って、こういうちょっと薄っぺらい感じに見えますけど、これ屋久島の宝だと思うんです。まず、この編集、発行に携わってくださった方々に私は感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

皆さん御存じの通り、今年戦後77年です。戦争体験者がもう高齢となって、体験者から直接話を聞ける時代はもう終わろうとしています。そんな中で、これ、7年前に戦争の記憶を話してくださった方々、本当にありがたいと思いました。

でも、しかしながら、私の知る限り、ここにお名前のある方は残念ながらもうほとんど亡くなられています。だからこそ、私は宝物といえる貴重なこの本をしっかりと活用していただきたいと思うんですけれども。教育長、これ部数が分からなかったりするのであれば、これをどのように活用しているということの情報はございませんか。

○教育長（塩川文博君）

その冊子は恐らく教育委員会の編集ではないと思います。遺族会の方々が中心になって作成されたものではないかなと思います。今おっしゃられたように、各学校にももし残部があれば、もしくは残部がなければちょっとまた印刷し直すなりをして、各学校には教材の1つとして、地元の教材として活用するような形で検討したいと思います。

○7番（岩山鶴美君）

これ、確かに後ろには町民生活課って記載されています。でも、今の課長さんたちで担当の方いらっしやらないんですよね。寺田課長、何か分かりますか、このことに関して。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（寺田和寿君）

元年以前に、庁舎が統合する以前の話ですが、所管が遺族関係が町民生活課だったということで、私その後引き続き、福祉のほうが所管しているという実情があります。遺族会等でこの配付物を一緒に作ったということは聞いておりまして、我々のところも現在は私が着任したときに読ませていただきました。

以上です。

○7番（岩山鶴美君）

ありがとうございました。なかなか、ホームページにも載せたりしているんですが、この冊子自体、文章自体が、もう皆さんないんですね。以前は分かっていたんですけど、今度もう1回と思ったら、どうにか中央中学校の図書室にありました。子供たち、これおじいちゃん、おばあちゃんたちが大変悲惨な体験を書いている中、後ろのほうには子供たちの感想があります。子供たちは体験活動とか修学旅行、先程教育長からもありましたけれども、修学旅行とかそういう講話の中で、本当にたくましく成長しているというのが分かります。

少し、安房中学校の2年生ですけれども、「不平不満や自分本位の考えはなんとちっぽけなのだろう。そこからは何も生まれないのだ。人のことを批判し、不満を口にするだけでは一歩前へは進めない。だから、今を大切に感謝しながら過ごしていかなければならないと思う。平和って何って今尋ねられれば、3食を食べられてお腹を満たすことができ、学校で授業を受けられて、クラスメイトと楽しく会話し、仲間たちと大好きなサッカーができ、家族と一緒に暮らせること、と迷わず答えることができる。今の生活は当たり前なのではなく、それが幸せなことなのだと知ることができた。これからはもっと自分や自分の周りの人たちを大切に、感謝しながら生きていきたい。」もう1人紹介すると、屋久高校当時1年生の人が、女の子ですけれども、「平和とは何だろう。毎日のように悲しい事件や出来事は絶えない。しかし、だからこそ平和の大切さを、命の尊さを訴え続けなければならない。徐々に色あせつつある過去の戦争、また戦争により亡くなった方々のことを忘れてはいけない。昔のことだからといって、本や写真の中に留めておかずに私たちの声で伝え、目で訴え、体全体で叫ぶことが大切である。テレビの中で映し出される言葉を無視せずに、この節目にしっかりと向き合い、考え、伝えていかなければいけない。それが私たち若者の使命なのではないだろうか。」体験したお父さんお母さんの話も涙ながらに私もまた今回読みましたけれども、子どもたちはその平和教育を通じて、やはりこういうふうにとくましく育っていったというものが大変分かりました。

平和教育について考えるときに、平和イコール戦争がないということだけではないと思うんです。教育における平和も視野に入れる必要があると思うんです。例えば、思いやりの心を大切にする。いじめのない仲間づくりだったり、相手を非難したり中傷したりすることがない温かなクラスを育てるなど、自由で明るい学校現場を作ることも教育における平和の1つであると考えます。

近年は、インターネットやSNSの発達によりインターネット上で他人を誹謗中傷したり、文字で言葉の暴力を振るったりして、それによる事件等も少なくありません。それが原因となり、自ら命を絶ってしまうという悲しい出来事も日々起っているのが事

実です。私も経験しました。インターネット上の個人のブログで、事実でもないことを書かれ、匿名で投稿できるインターネットの掲示板で誹謗中傷もされました。ある日、そのブログの投稿者に直接記事の訂正と謝罪を要求しましたが、返ってきた言葉は「私は嘘を書いてない。自分が人から聞いたことを書いたんだ。不服があるんだったら出る場所に出ればいだろう。」呆れた発言が返ってきました。もちろんそれに対する謝罪などはありません。その後もインターネットでの掲示板では、匿名の第三者による誹謗中傷がエスカレートしていくばかりで、私本人のことばかりではなくて、家族のこと、勤務先のこと、勤務先の従業員のことまでたくさんの誹謗中傷を受けました。死ぬという言葉も使われました。私は恐怖を訴えたこともあります。これは今もまだ続いています。

屋久島の子供たちにはこんな卑劣な大人の真似をしてもらいたくないということ声を大にして言いたいんです。こんな大人になってはいけません。だから、こんな大人にならないためにも、平和教育の重要性を感じています。

教育長、この件については何かお思いがありますか、考えが。考えと言ったらおかしいですね。

○議長（石田尾茂樹君）

岩山鶴美君、通告の内容の範囲を超えていますので。注意してください。

○7番（岩山鶴美君）

超えているんですか。分かりました。大変失礼いたしました。

ここにナガサキ・ユース代表団の第9期生が大学の先生方の協力を得て作成したという日本の小学校における平和教育の地域差についてという調査資料があります。これによると、小学校における平和教育の頻度は地方によって大きく変わることによって広島とか長崎、沖縄の3県は他の都道府県に比べると明らかに平和教育の頻度が高く、被爆者を始めとする戦争体験者による平和活動が大きいということが分かります。地方で言えば、長崎、沖縄のある九州地方というのは、ほかの地方に比べるとこの平和教育が盛んであるという結果が出ています。九州は長崎、沖縄もですけども、先程教育長の話にもありましたが、鹿児島島の知覧特攻平和会館とか鹿屋にも海上自衛隊鹿屋航空基地資料館などもあることから、やはり見学活動の場も手伝っての結果ではないか。また、皆さん教員の先生方、色々な方々の努力によるものだと私は思っています。

この資料の中に、感受性が豊かで平和に対する感性が育まれる小学生のときに受ける平和教育、これがなくなってしまうと戦争に対しても何も意見がない人、また戦争、非人道性に気づかない人が徐々にマジョリティになるかもしれない。この流れが生まれたとき、過去の歴史を再び繰り返すことにつながると危惧しているとあります。小学生のときに受ける平和教育がいかに重要であるかを感じています。

色々述べましたけれども、教育長、次の今後の課題や展望についてを伺いたいと思います。

○教育長（塩川文博君）

今後のことにつきましては、現在取り組んでおります平和学習につきましての取組を充実させていくということがまず大事なと考えております。そして、ありがたいことに色んなインターネットの整備が昨年度、本年度で整っておりますので、島内だけではなくて島外、県外、もしくは外国の子供たちとも交流を図りながら、平和に関する意識を持ちながらグローバルに活躍できる人材を育成していきたい。それが1つ、課題であると思っております。

以上です。

○7番（岩山鶴美君）

今、教育長が言われた最近にも名前が出ましたけど、やっぱりその平和教材、はだしのゲンだったりガラスのうさぎだったり、先程ちいちゃんのかげおくりだったり一つの花、色々あります。今、戦後77年で戦争の体験を話してくださることがもう不可能になってきた中で、やはりどういう教材を子供たちに使って、伝えることができるのかというのは、これからやはり大事なことなんじゃないかなと思っております。ここはやはり教材にしても、行事活動とか見学活動、それから修学旅行も含めてですけども、教育委員会として教材のことに關しては、今後何かこういう形でやっていこうというような指針とかいうのはございませんか。

○教育長（塩川文博君）

先程紹介していただきましたやはり子供たちにとって1番身近な本町の、何て言うんですか、歴史と言いましょうか、戦争の記憶、平和への祈りの先程の冊子を教材化することは可能かなと思えますし、できればやってみたいなと思えます。

○7番（岩山鶴美君）

本当に教育長が今言われた通りだと思います。これが本当に屋久島町の宝になっておりますので、子供たちに多分配布したときに、これ持っている子供さんがいればいいんですけど、私も何人か聞いたんですけど持ってない人たちもいるんですよ。だから、それはどこに行ったのかなという感じなんですけれども。何かやはりこういうものを大切にして、皆さんに伝えるということ。今、教育長が言われたように、この冊子をもう少し見直していただいて、やっぱり活用する。作っただけでは何も意味がないというふうに思いますので、それは本当にお願いしたいと思っております。教育長がそのときに担当でなければ、多分これは優秀なというか、子供たちの作文が載っているだけなんですけど、本当はまだたくさんの子供たちに書かせたものが多分あったりすると思うんです。これからまたその平和教育の中で、子供たちの作文が出てきたりすることもある

ると思います。そういうことを大事にして、しっかり意識して大人がやるということはやはり大事だと思っていますので。思いやりは想像力、想像力は思いやりという言葉が私は好きなのですが、やはり相手のことを思うとそこに想像力が出てくる。1番大切なことじゃないかなと思っています。

だから、この文集にしてもしかり、平和教育にしてもしかり、思いやりは想像力ということでしっかり意識して大人がやっていってほしいと思います。

では、次の質問に入りたいと思います。2番目に、屋久島高校の給食の導入について、現状をどのように捉え、今後どのように考えるかを伺います。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。答弁を求めます。通告は町長になっています。

○町長（荒木耕治君）

屋久島高校の給食の導入についての現状をどう捉え、今後どのように考えるかという御質問にお答えをします。

令和3年6月議会においても議員より屋久島高校の給食についての質問を受けております。そのときに議員が言われた通り、早朝に屋久島高校に通学をする生徒の親御さんのお弁当作りの負担を少しでも軽くしてあげたいとの思いは十分に理解ができました。しかしながら、屋久島高校に給食を提供するとなると宮之浦給食センターでの提供となると考えますが、現在の給食センターの現状を申し上げますと、給食センターの規模は1日500から600食を作ることを前提として、調理員の数や調理場内の施設の整備、備品等の更新などを行ってきています。現在、屋久島高校の生徒、職員数が260人ほどとなっています。その260人分の給食の提供となると、現在の給食センターの調理員の増員、施設の整備や備品の新規購入など、今後膨大な費用がかかることが予想をされます。

御承知の通り、屋久島島内の3か所の調理場は大変老朽化が進んでおり、建て替えあるいは調理場の統合等の検討が必要な時期に来ているのではないかと感じております。そのときには、屋久島高校の給食まで賄えるようにするのか、議論の必要が出てくるのかとは思いますが、現在のところ県立高校への町としての給食の提供は考えていないところであります。

○7番（岩山鶴美君）

今、町長がおっしゃることは全てそうだと思います。結局、私も前回その質問はしました。屋久島町も結局、高校の魅力化プロジェクトについてを取り組んでおりますし、未来留学にしてもそうです、バスのことにしても色んな改善をしてきております。

でも、ここに来て、じゃあ屋久島高校の何が魅力かという話を出したときに、やはり順番があるなという、保護者の皆さん、優先順位があるということがあるんですね。そ

の中で、やはり屋久島は一円、栗生から永田まで通学してくる子供たちに対して、聞き取りはわずかな人数でしたけれども、給食があれば先生も食べたいというその話を前一般質問でやりました。今、町長が言ったようにその施設の老朽化、給食センターの。それがあるので、それを踏まえて、そういうことを全部ひっくるめて検討していくという必要があるんだと思うんです。

平成23年度から屋久島高校支援委員会が発足して、本当に色んなことを話し合ってくださいって、ありがたいと思っています。今回、議員間でも屋久島高校を考える有志の会のグループができて、屋久島高校をよくするために、じゃあ何かやらなければとなったときに、やはりアンケート調査とか必要ではないかなという話し合いがなされています。その中でやはり、そこに結果が出てこない、こうですよというのは提出できませんけれども、町長が言われるように、給食センターの施設の整備が整わないとキャパが足りない、500食から600食しかできない、そういうことが分かってきている中で、みんなでやはりもう一度その屋久島高校魅力化について、1つ1つアンケートをとったりして、結果といいますか、皆さんの希望に沿えるような魅力化づくりをしたいと思っております。ですから、早々今発足したりしていますので、このアンケート調査がまだ出てきておりませんが、色んな要素が揃ったときに、やはりそこはその施設であったり、屋久島高校、県立高校だから県のことだけじゃなく、やはり屋久島高校のことを、屋久島に1つしかない屋久島高校を、この屋久島町も一生懸命やってまいりましたので、そこも踏まえてやっていきたいと思えます。

また、その結果が出てからということになりますけれども、町長、何かそのことについてありますか。

○副町長（日高 豊君）

この給食センターの件につきましては、今年度、年度当初に町長、私で各担当課とそれぞれ意見交換をする場を作りました。その折に、町長のほうから教育総務課の方には先程あるようなことも御意見もあるので、当然給食センターのありようについてはもう検討しないといけない時期に来ているので、そういうことも含めて検討をするように指示をしております。現在どの程度進捗しているかの確認はできておりませんが、課題もいっぱいあると思います。施設だけの話ではなくて、例えば義務教育ではないので、当然全員食べなさいということにもなかなかならないのかなというふうに思います。そうしたときにそういった給食の提供の在り方とか、あるいはそこがうまいかないと残食が多くなるということになってしまうと非常に地域の目指す方向からしても無理がというか、そぐわないところも出てくるかと思えますので、やはりそういったところをきっちり、想定されるところをクリアした中でどういう対応ができるのかというのは今後、具体的に検討が進んでいくものだというふうに思っております。

○7番（岩山鶴美君）

今、副町長が言われたように全員強制的にじゃないですけど、やはり希望者になってくるんだと思うんです。今、最近屋久島高校支援委員会があったようなんですが、そのときに出たかどうか分からないですが、今の屋久島高校の現状、ちょっと前までは近くのほっともっとさんに希望人数をお願いして持ってきてもらうような形を取っていましたが、9月から、新学期から宮之浦の民間のお弁当屋さんが運んできてくださっています。大変中身がバラエティで、おにぎりだけとかおかずだけとか、ちゃんとしたお弁当だとか、本当に売れ行きもいいそうです。子供たちは喜んでいるそうです。個数はちょっと言えませんけれども、本当に皆さんが喜んで買っているというのを聞きました。教頭先生からの報告もやはり今、そういう状態ですということであります。

だから、この給食のことになると本当に深いものがありますので、そのこともしかり。あと、今、副町長が言ったように建物の老朽化のことも全て含めて、前向きで検討していければいいかなと思いますので、その辺はお願いしたいと思います。

副町長か町長、なければ、これで私の質問を終わりますがよろしいでしょうか。

じゃあ、以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石田尾茂樹君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、9月20日午前10時から開きます。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午前11時47分

令和4年第3回屋久島町議会定例会

第 5 日

令和4年9月20日

令和4年第3回屋久島町議会定例会議事日程（第5号）

令和4年9月20日（火曜日）午前10時開議

- 日程第1 議案第70号 屋久島町議会議員及び屋久島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第71号 屋久島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第72号 屋久島町町営栗生診療所施設整備積立基金条例の廃止について
- 日程第4 議案第73号 屋久島町営旭牧場子牛育成センター条例の一部改正について
- 日程第5 議案第74号 屋久島町営長峰牧場条例の一部改正について
- 日程第6 議案第75号 屋久島町公営企業等の剰余金の処分等に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第76号 令和3年度屋久島町上水道事業特別会計剰余金の処分について
- 日程第8 議案第77号 令和3年度屋久島町農業集落排水事業特別会計剰余金の処分について
- 日程第9 議案第78号 令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第10 議案第79号 令和4年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第80号 令和4年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第81号 令和4年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議案第82号 令和4年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第83号 令和4年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第84号 令和4年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議案第85号 令和4年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第86号 令和4年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 報告第8号 令和3年度決算に基づく屋久島町健全化判断比率の報告について

- 日程第19 報告第9号 令和3年度決算に基づく屋久島町上水道事業特別会計ほか3特別会計（公営企業）に係る資金不足比率の報告について
- 日程第20 議案第87号 令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第21 認定第1号 令和3年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第2号 令和3年度屋久島町上水道事業特別会計決算認定について
- 日程第23 認定第3号 令和3年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第4号 令和3年度屋久島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 認定第5号 令和3年度屋久島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第26 認定第6号 令和3年度屋久島町診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第27 認定第7号 令和3年度屋久島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第28 認定第8号 令和3年度屋久島町船舶事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第29 認定第9号 令和3年度屋久島町電気事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第30 認定第10号 令和3年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第31 発議第7号 屋久島町議会議員定数等調査特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第32 発議第8号 出張旅費精算不正における虚偽領収書調査の決議について
- 日程第33 議員派遣について
- 日程第34 閉会中の継続審査申し出の件について
- 日程第35 閉会中の継続調査申し出の件について
- 日程第36 閉会中の継続審査申し出の件について

○閉会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	岩川卓誉君	2番	内田正喜君
3番	小脇淳智郎君	4番	中馬慎一郎君
5番	眞邊真紀君	6番	相良健一郎君
7番	岩山鶴美君	8番	渡邊千護君
9番	榎光徳君	10番	緒方健太君
11番	高橋義友君	12番	日高好作君
13番	岩川俊広君	14番	渡邊博之君
15番	大角利成君	16番	石田尾茂樹君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	日高孝之君	議事調査係長	岩川さほり君
議事調査係	小池祐士君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長兼会計管理者	上釜裕一君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	岩川茂隆君	政策推進課長	三角謙二君
観光まちづくり課長	泊光秀君	町民課長兼地域住民課長	中村一久君
福祉支援課長兼福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	塚田賢次君
生活環境課長	計屋正人君	産業振興課長	鶴田洋治君
建設課長	日高望君	電気課長	内田康法君
教育総務課長	長美佐子君	社会教育課長	泊竜二君
産業振興課参事 （技術支援・農業委員会担当）	日高望君	監査委員事務局長	日高孝之君

- △ 日程第12 議案第81号 令和4年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第13 議案第82号 令和4年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第14 議案第83号 令和4年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第15 議案第84号 令和4年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第16 議案第85号 令和4年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第17 議案第86号 令和4年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第1、議案第70号、屋久島町議会議員及び屋久島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてから、日程第17、議案第86号、令和4年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの17件を一括議題とします。

本案については、各常任委員会の付託案件です。

これから、各常任委員長の審査報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（中馬慎一郎君）

おはようございます。

令和4年第3回屋久島町議会定例会において、総務文教委員会に付託された議案に関する審査の経過と結果を御報告いたします。

本委員会に付託された案件は、議案70号、71号、78号、85号の条例案2件、予算案2件、計4件でございました。

委員会審査は、9月14日10時より、第1委員会室において、関係課長、事務局長の出席をいただき、詳細な説明を受け、質疑を行い、議案審査を行いました。

それでは、まず議案第70号、屋久島町議会議員及び屋久島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてであります。

質疑はなく、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第71号、屋久島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであ

ります。

委員より、非常勤正規職員も含め、育児休業は男性も取っていいのかという質疑に対し、男性の取得も可能であるとの回答がありました。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第78号、令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第5号）（分割）についてであります。

主なものを御報告いたします。

まず、委員より、岩崎育英財団からの一般寄附の主な使用目的は何かとの質疑に対し、使用については人材育成と郷土の発展への活用への願いがあり、一般寄附で受け入れ、教育費のほうに財源充当していきたいとの回答がありました。

また、委員より、小学校費の工事請負費でトイレの洋式化が見送られ、200万円の減額があるが、その理由は何かとの質疑に対し、文科省のほうから令和7年度にトイレのバリアフリー化をするよう指示が降りてきている。その補助事業を受け、バリアフリー化と一緒に洋式化を計画したほうが財政上もいいのではないかということで、今回200万円を減額し、令和6年度に計画設計をしていくと回答がございました。

また、学校側から和式のトイレも残してほしいという要望もあるので、全て洋式化というわけではないという回答もあります。

また、委員より、備品購入費で空調機器があるが、未納の学校や教室はどれくらいあるのかとの質疑に対し、小学校、中学校の普通教室には全て空調が整っており、あと特別教室をどうするかという問題が出てきているが、財政とも協議し、事業計画に乗せながら進めていきたいとの回答がありました。

また、委員より、文化財保護費、普通旅費の内容は何かとの質疑に対し、湯向温泉移設作業を行っているが、10月以降に浄化槽を設置する場所が確定するので、その浄化槽の場所の発掘調査をする必要が出てくる。職員が、大体3人から4人ぐらいの4泊5日で調査をしていき、4週間ほどの期間を見込んでいるので、そのための旅費を計上しているとの回答がありました。

また、委員より、企画費において企業版ふるさと納税に取り組むという説明があったが、今の時点でこの企業版ふるさと納税でどのような事業構想があるのかとの質疑に対し、来年度以降、脱炭素、カーボンニュートラルの取組を積極的に行っていきたいとの回答がありました。

また、委員より、財政管理費で公共施設整備基金に2億3,000万円が積み立てているが、公共施設への具体的な案は何かあるのかとの質疑に対し、現在、公共施設の再配置ワークショップが始まっており、そのほかにも宮之浦支所、尾之間支所の跡地をどのよ

うに活用していくか議論が進められている。

また、総合センターも更新時期が近づいており、ほか焼却場などにも一般財源がかなり今後は見込まれているということで、この積み立てた公共施設の基金を充当していき、財政負担を小さくしていきたいと考えているとの回答がありました。

また、委員より、公共施設配置のワークショップの構成はどうなっているかとの質疑に対し、中央中、安房中、岳南中の各校区から参画があり、男性11名女性10名の計21名となっているとの回答がありました。

また、委員より、教育費、教育振興報酬が金岳小中学校の用務員の未配置で、今回予算を落としているということでしたが、今後の予定についての質疑に対し、現在のところ、募集をかけても応募がないという状況が続いているとの回答がありました。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第85号、令和4年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

委員より、代船を2隻体制で行っているが、今後も2隻の確保ができるのかとの質疑に対し、2隻のうち1隻の確保が難しいとの回答があり、今後どのように募集、公募をしていくのか検討中との回答がございました。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、9月13日、熊毛地区消防組合屋久島南分遣所と北分遣所を視察し、意見交換を行いました。職員の勤務体制や施設整備、資格保有者の人員配置、また移設問題など、様々な課題を伺うことができました。

種子島との広域制度の体制もありますが、職員の負担を減らせられるよう、今後も総務文教常任委員会で調査研究を進めていきたいという意味疎通を図りました。

お忙しい中、丁寧な御対応していただきました両分遣所所長、総務課長、担当職員には大変お世話になり、誠にありがとうございました。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

○産業厚生常任委員長（緒方健太君）

令和4年第3回屋久島町議会定例会において、産業厚生常任委員会に付託された議案の審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会に付託された案件は、議案第72号、73号、74号、75号、76号、77号、78号（分割）、79号、80号、81号、82号、83号、84号、86号の14件でありました。

委員会審査は、9月13日13時30分より、本庁舎第2委員会室において、関係課長、事務局長の出席をいただき、詳細な説明を受け、議案審査を行いました。

議案第72号、屋久島町営栗生診療所施設整備積立基金条例の廃止については、質疑を行いました。質疑はなく、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第73号、屋久島町営旭牧場子牛育成センター条例の一部改正については、委員より、今回の預託金の値上げで、運営費の財源を年間幾ら試算しているのかとの質疑に対し、成牛が80頭で7か月、240万、子牛が170頭で5か月、51万、全体で300万円前後の増額になるとの応答がありました。

ほか、子牛170頭、預託金20円の値上げで賄えるのかとの質疑に対し、厳密に積算すると700円くらいの金額を頂かなければならない。その分は、町有牛を有して子牛の販売、人工受精の手数料を入れ込んで、預託金はなるべく抑えて運営できるように考えているとの応答があった。

これらの質疑を踏まえ、討論を行いました。討論では、飼料価格高騰、子牛の値も以前からすると下がっている状況である。畜産経営を圧迫されている状況で加算すべきではないと考えるとの反対意見があり、続いて、現状の状況が見通せない状況である。しかし、町として助成金、補助金で対応している。農家の声も聞きながら、協力し合っていかなければならないと思うので賛成するとの討論があった。

討論を踏まえ、採決を行った結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第74号、屋久島町営長峰牧場条例の一部改正については、質疑は議案第73号と一括で行いました。

討論では、この時期に畜産農家の経営を圧迫せずに少し状況を見て行うべきだと思えるとの反対討論があり、続いて、飼料、資材の高騰は非常に厳しいが、その中で最小限の値上げだと思ふ。助成金、補助金で何とか対応できているのではないかと思うので賛成するとの討論があった。

討論を踏まえ、採決を行った結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第75号、屋久島町公営企業等の剰余金の処分等に関する条例の制定については、議案に対する質疑はなく、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第76号、令和3年度屋久島町上水道事業特別会計剰余金の処分については、議案に対する質疑はなく、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第78号、令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第5号）（分割）については、多岐に渡りましたので主なものを報告します。

福祉支援課所管では、子育て支援センターの工事費、備品購入費の内訳と総額はどの質疑に対し、工事請負費は当初予算で622万、補正予算で978万の増額補正を計上しているので、総額は1,600万円の工事請負費となる。

備品購入費は、資産の部でベビーロフト59万、書籍67万9,800円、資産の合計127万8,000円になる。資産外で、家電製品60万1,000円、事務用品27万5,000円、保育家具325万5,000円、保育遊具195万円、備品購入費の合計額608万1,000円となるとの応答がありました。

産業振興課所管では、林業対策燃油助成事業補助金の対象業者はどの質疑に対し、森林組合も含め、林業事業体として認定を受けている事業体であるとの応答があった。

観光まちづくり課所管では、山岳保全対策費で、需要費バイオマストイレ修繕費が計上されているが、ガイドのほうからもトイレのファンが回らず臭いがする。また、高塚小屋の上の方に、し尿バケツが20個ほどたまっているなどの声があるが、現状はどの質疑に対し、事情も当然聞いている。関係機関とも協議を進めているので、早期に進められるように対応したいとの応答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第79号、令和4年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第2号）については、質疑を行いました。質疑はなく、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第80号、令和4年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については、委員より、弁償金1,667万7,000円の詳細はどの質疑に対し、6業者で3万2,004円、12万2,141円、14万8,777円、39万1,023円、133万5,377円、1,464万8,212円、合計で1,667万7,534円であるとの応答がありました。

また、全額を業者から自主的に返納するべきか、判断は現時点ではつきにくいと思う。責任の割合について検証するか、司法の判断を経てから計上すべきだと思うがどの質疑に対し、今回予算計上し、万が一3月31日までに入らなければ減額をすることになると思う。そして、裁判を経て、賠償金が確定するのであれば、新たに計上していくことになるのでなるのではないかと考えているとの応答があった。

質疑を踏まえ、討論を行いました。討論では、工期に間に合わなかった業者にも責任はあると思うが、補助金の全額を負担させるのは納得行かない。そこに至るまでの管理体制、確認事項と、町としての管理監督責任も非常に重たいと思う。業者だけに一方的に払わせることに納得できないので反対する討論があり、続いて、変更契約にも応じた

ということは、納品をすることを約束した。2月20日までに繰越しの申出もなかった。一番の原因は、納品が間に合わなかったことだと思うので賛成するとの討論があった。

討論を踏まえ、起立採決を行った結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第81号、令和4年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、質疑を行いました但し質疑はなく、討論を行いました但し討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第82号、令和4年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）については、質疑を行いました但し質疑はなく、討論を行いました但し討論もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第83号、令和4年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第1号）については、質疑を行ったが質疑はなく、討論を行いました但し討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第84号、令和4年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、質疑を行ったが質疑はなく、討論を行いました但し討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第86号、令和4年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）については、質疑を行ったが質疑はなく、討論を行いました但し討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、産業厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより、各常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○7番（岩山鶴美君）

産業厚生に質問します。

私がちょっと聞き漏らしたのかもしれませんが、議案第78号、令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第5号）については、討論はなく全員一致でと言われましたでしょうか。反対意見がなくということの解釈でよろしいでしょうか。お願いします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○産業厚生常任委員長（緒方健太君）

そのとおりです。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、1件ずつ討論・採決を行います。

まず、議案第70号、屋久島町議会議員及び屋久島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第70号、屋久島町議会議員及び屋久島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号、屋久島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第71号、屋久島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号、屋久島町町営栗生診療所施設整備積立基金条例の廃止について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第72号、屋久島町町営栗生診療所施設整備積立基金条例の廃止についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号、屋久島町営旭牧場子牛育成センター条例の一部改正について討論を行います。

討論ありませんか。

まず、反対者の発言を許します。

○15番（大角利成君）

議案第73号、反対討論いたします。

コロナ禍にあって、町はこれまで観光関連産業はもちろん、水産業、林業、そして農業ではお茶、果樹、野菜部門で各種の支援を行ってまいりました。

畜産については、飼料費購入の一部助成補正予算が本定例会に提案をされております。畜産農家も、子牛等の価格低迷と飼料の高騰等により、経営が圧迫されてきている状況にあります。

子牛等の預託料は、他地域と比較して安価、安いとのことですが、そのことで農家は値上げに一応理解をしているとの当局の説明がございましたけれども、コロナ禍の今、そして年度途中で改正すべきではないと思います。

近い将来において、コロナ感染による社会情勢、経済状況等を見極めながら再検討し、年度途中ではなく、年度当初からの改正をすべきであると考え、現時点における条例改

正には反対をいたします。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、賛成者の発言を許します。

○12番（日高好作君）

反対討論の中身も、十分私も一農家として理解するところであります。

ただ、町営牧場の運営というものも、両方合わせて、今回、値上げした分で300万ほど、これは一般会計から当然ここで値上げしなけりゃ出ていく額でもあるわけです。

農家の声として、私も委員会でどうですかということ聞きまして、やはり農家のほうもこの預託については感謝をして、経営向上、安定にはつながっているというふうに私は理解しております。

非常に色々な状況で厳しいのは十分理解できますが、また、その一般会計でも補正を組んで、そこはそこで、また町としてはきちんと対応しているというふうに私は理解して賛成いたします。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

これで討論を終わります。

これから、議案第73号、屋久島町営旭牧場子牛育成センター条例の一部改正についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（石田尾茂樹君）

押し忘れ、間違いはありませんか。

これで締め切ります。

賛成多数です。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号、屋久島町営長峰牧場条例の一部改正について討論を行います。

討論ありませんか。

まず、反対者の発言を許します。

○15番（大角利成君）

反対討論いたします。

73号と同じですけれども、畜産農家も子牛等の価格低迷、そしてまた、先程も申し上

げましたが飼料の高騰等により経営が圧迫されてきております。

コロナ禍の今、そしてこの年度途中で改正すべきではないと思います。近い将来において再度検討して、年度途中ではなく年度当初からの改正をすべきである、そのように考えて、本条例改正には反対をいたします。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、賛成者の発言を許します。

○13番（岩川俊広君）

賛成の立場で討論いたします。

飼料の高騰は、農家に対して非常に厳しいものがあります。しかし、この値上げについては農家とも話し合いが持たれ、最小限に抑えていると思います。

そして、飼料なんかの高騰について、国からの補助金もあると言われておりますので、私は賛成いたします。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

これで討論を終わります。

これから、議案第74号、屋久島町営長峰牧場条例の一部改正についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（石田尾茂樹君）

押し忘れ、間違いはありませんか。

これで締め切ります。

賛成多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号、屋久島町公営企業等の剰余金の処分等に関する条例の制定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第75号、屋久島町公営企業等の剰余金の処分等に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号、令和3年度屋久島町上水道事業特別会計剰余金の処分について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第76号、令和3年度屋久島町上水道事業特別会計剰余金の処分についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号、令和3年度屋久島町農業集落排水事業特別会計剰余金の処分について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第77号、令和3年度屋久島町農業集落排水事業特別会計剰余金の処分についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第11、議案第80号を先に審議したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第11、議案第80号を先に審議することに決定しました。

日程第11、議案第80号、令和4年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時54分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き、再開します。

次に、議案第80号、令和4年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

本案に対しては、小脇淳智郎君ほか2名から、お手元に配布しました修正案の動議が提出されています。

これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

○3番（小脇淳智郎君）

今配布された資料を説明します。失礼しました。今配布された資料で訂正がありますので、まずそれを説明します。見開きの1の8、諸収入のところ、1、寄附金と書いていますが、ここは2、雑入に訂正してください。

それでは説明をします。

まず配付された提案理由の中にも書いていますけれども、1、8月1日に全員協議会で話し合ったときにも、議員から業者に全額請求は反対意見が出ていました。それにも

かかわらず、町はいつの間にか自主返還という形で話が進んでいて、議会や住民に対する説明が不足しているという点。

2、業者から自主返還をしていただいたという説明がありましたが、各業者が1円単位まで自主的に決めて返納したのか、町から請求書のようなものが出ていなかったのかという、その辺りの説明が納得いかないという点。

3、既に自主返還されたと答えた事業者の分は、会計上一旦受け入れざるを得ないため、今回の修正案を提出しました。この点においても、引き続き各業者が支払った金額が妥当であったかどうかという議論は、そのまま継続する必要があると思う点。

4、先週9月13日の産業厚生委員会で、生活環境課長の発言で、来年、令和5年の3月31日までに入らなければ減額をするというような旨の発言がありました。入ってこない可能性が高いような予算を計上すべきではないし、また支払いがあったタイミングでその都度予算計上すべきではないかと思います。

最後に5、住民訴訟の部分はちょっとあやふやなので、すいません、ここは削除していただきたいと思います。全額を業者に請求することを念頭に、今回の予算を計上するというのは時期尚早であり、議会に対し丁寧な説明をしていただき、納得した上で予算を計上していただきたい。

以上、提案するものであり、議員の皆さんも少し住民目線で開かれた議会運営を期待します。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（石田尾茂樹君）

これから、修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第80号、令和4年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）修正案について討論を行います。

まず原案に賛成の者の発言を許します。

賛成、原案ですよ。最初のやつ。

○9番（榎 光徳君）

原案に賛成の立場で討論したいと思いますが、先程一般会計のほうで、産業厚生委員長の報告の中で一般会計とも関連があるんですが、これについては全会一致で異議もなく可決されたということでありました。この80号についても、簡易水道特別会計で一応弁償金ということで計上されているんですが、本来この予算の中で、歳入で現時点では

見込みということで計上されているわけです。

それでさきの冒頭の本会議で、町長も業者には一応同意を得ているということもありました。最終的には、これは決算として上がってくるわけですので、あくまでも精算額で決算されていくということになると思います。したがって、今回上程されている件については私は何ら問題ないということで、強いて言えばこれが全額精算されるように、執行部側もぜひ努力をしてほしいということでもあります。

よって、この原案に賛成をいたします。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、原案及び修正案に反対の者の発言を許します。

ありませんか。

原案及び修正案に反対の者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

次に、修正案に賛成の者の発言を許します。

○5番（真邊真紀君）

実際、屋久島町は水道工事の遅延の原因そのものを、きちんと精査されてないと思うんです。完成報告書が3月26日付でしたか、あのとき工事が終わってないにもかかわらず、完成報告書がどういうふうになされて、誰の許可を得て、どういうふうにな県に提出されたのか、細かいその事務手続き上の問題を調査されてないと思うんです、議会に説明がありませんので。

9月12日の一般質問でも、職員の懲罰について問われた際に、住民訴訟も提起されているので、司法の判断もされていなくうちに責任の所在が明らかになっていないので、時期尚早だとの趣旨の答弁があったと思います。おっしゃるように、責任の所在はいまだ不明確なままだと私は思っています。返還金、加算金合わせて1,667万7,000円を全額業者に弁償を促すのは、これも時期尚早と言わざるを得ません。

よって、この修正案に賛成したいと思います。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、原案及び修正案に反対の者の発言を許します。

すいません、失礼しました。

次に、原案に賛成の者の発言を許します。

○15番（大角利成君）

予算とは町の毎年度における収入と支出の見積り計算書であり、歳入予算は町税、補助金、交付金等、全て確実に予算額どおり収入されるものではなく、いわゆる見込みに

過ぎませんが、歳出予算はその金額が限度で、それぞれの目的に従って支出できるものであります。このことは、皆さん御承知のとおりでございます。

さて、町は口永良部島簡易水道事業において、工期内において一部完成しなかったとのことで、業者に対して工事費の一部を自主返納するよう求め、1社を除く業者が町の要請に応じる旨の回答があったとの執行部から報告がありました。それを踏まえ、今回弁償金としての歳入予算が計上されているところであります。

なお、本件に関する住民訴訟が提起されたとの話も聞いておりますので、いずれかの時期に、町と業者との責任割合が決定されると思っています。その時点で、必要であれば予算の修正と対応をしてもよいのではないかと考えます。司法により責任の割合が示され、業者側の納入した弁償金が多額である場合は、御承知のように年度内であれば歳入還付金としての事務処理も可能であるだろうし、翌年度になりますという歳出予算を計上し、還付金としての対応方法も考えられると思います。

今回の修正案では、町からの自主返納の要請に同意している業者の返納額のみを計上しており、返納に応じない業者との平等性が保たれていないと思います。弁償金、いわゆる返納額は予算計上しないという修正案であれば、考えるところもございませうけれども、本修正案には反対で、原案に賛成をいたします。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、修正案に賛成の者の発言を許します。

○1番（岩川卓誉君）

修正案に賛成の立場で討論をいたします。

この件につきまして、やはり責任の話もあるんですけども、それはやっぱりまだ決まっていない段階ではあるっていうふうに思っています。この1,667万7,000円全額をここに予算計上するということは、議会としてもこのままの形で通すと、弁償金として1,667万7,000円全額を業者から受け入れるということ、議会が認めるということと同義になると私は思います。

修正案のような形でしていただいても、業者からの支払いの受入れは可能であると思えますし、本当にこの予算を認めて、議会として全額業者負担を認めてよいのかというところを、ここで立ち止まって、もう一度皆さん考え直していただければと思います。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、原案に賛成の者の発言を許します。ありませんか。

○4番（中馬慎一郎君）

原案に賛成の立場で発言をいたします。

行政側と事業者、業者の過失割合というのが非常に明確ではない、まだ現状でこうい

う予算案というのも確かに不服があり、一部の業者からそういう不満の声を聞いているのもあります。ただ、であればこそなおさら、今、住民訴訟が起こっていますが、それをひとつの法の裁きの場として、法的な根拠の上で明確な過失比率を出していただき、その上で行政側の責任というのを追求していかなければいけないのかなと思います。

今回の修正案に関してのこの予算案に関しては、行政上の事務処理としては今のところ問題はなかったと私も思いますので、これを粛々と進めて、一日も早く法の下での判決を待ち、この一連の事業、修正、すいません、この一連の案件を終わらせることが業者、並びに町民にも納得のいく結果になるんだと思います。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、修正案に賛成の者の発言を許します。

○8番（渡邊千護君）

修正に賛成の立場で発言します。

やっぱり町はきちんと調査をしっかりと検証するべきだと、私は思っております。責任の所在がはっきりしない中で自主的に返還をお願いし、同意を得て請求をしたとしていますが、やっぱり責任の所在がしっかりと法の間ではっきりしてから請求することが適切だと、私は思っておりますので、この案に賛成します。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、原案に賛成の者の発言を許します。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

次に、修正案に賛成の者の発言を許します。

○14番（渡邊博之君）

修正案に賛成の立場で討論いたします。

この内容は、いわば業者がもう支払った確定部分と、それから不確定部分がある。その不確定部分は1社に負わされているもので、金額も相当の額に上ると聞いています、1,400万円ぐらい。そうすると、これが応じられるかどうか。支払わなかったらどうするのか。この可能性のほうが高いんじゃないかと、今現段階では思うんです。そういう中で、なぜそういう不確定な部分を予算計上したのか、その必要はどこにあったのかっていうのは、最大の疑問であります。やはりその確定部分をこの予算には計上すべきだというふうに思います。

以上が、討論といたします。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、原案に賛成の者の発言を許します。

○7番（岩山鶴美君）

修正案が出ましたけれども、私は先程、一般会計補正予算のところこういうものが出てこなかったのかなと不思議に思ったので、質問したところだったんですが、この修正案の提案理由の1番、議会や住民に対する説明が不足しているということですが、議会での説明があったので、私はそれはその何ものでもないのではないかと捉えています。2番の町からの請求書のようなものがないと会社は払えないのではないかという文章がありますが、これは担当課からの説明で業者との話合いで同意書を頂いている、それに伴って請求書も出しているということなので、それは全くこういうことではないと思っています。

3番の、引き続き各業者が支払った金額が妥当であったのかの議論は必要だと思うという点につきましても、担当課との話合いで同意書も交わされたわけですから、これも解決されているものじゃないかと思うんです。4番目に、入ってこない可能性が高いような予算を計上すべきではないって書いてありますけれども、住民訴訟のこの話が出ましたけども、それはやはり司法に任せなければならない問題でありますし、その結果で考えるべきだなというのがありますので、あくまでもこれ予算という歳入の中ということで、何ら問題はないと思いますので、賛成をいたします。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、修正案に賛成の者の発言を許します。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これから議案第80号、令和4年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）修正案について、採決を行います。

この採決は電子採決で行います。

本案に対する小脇淳智郎ほか2名からの提出された修正案に、賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

修正案に賛成の方が賛成ボタン、反対の方が反対ボタンを押してください。

本案に対する小脇淳智郎君ほか2名から提出された修正案に、賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（石田尾茂樹君）

押し忘れ、間違いはありませんか。

これで締め切ります。

賛成少数です。

したがって修正案は否決されました。

次に、原案について採決します。

この採決は電子採決によって行います。

原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

原案ですよ。原案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（石田尾茂樹君）

押し忘れ、間違いはありませんか。

賛成多数です。

したがって、議案第80号、令和4年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第78号、令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第5号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これから、議案第78号、令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第5号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時30分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

産業厚生常任委員長より発言を求められていますので、これを許可します。

○産業厚生常任委員長（緒方健太君）

先程の委員長報告の中で、報告漏れがございましたので報告いたします。

議案第77号、令和3年度屋久島町農業集落排水事業特別会計剰余金の処分についてが報告漏れしておりました。

この件について議案に対する質疑はなく、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいま産業厚生常任委員長の発言のとおり、よって、議案第77号、令和3年度屋久島町農業集落排水事業特別会計剰余金の処分については、討論、採決をやり直したいと思えます。大変失礼いたします。

それでは、議案第77号、令和3年度屋久島町農業集落排水事業特別会計剰余金の処分について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第77号、令和3年度屋久島町農業集落排水事業特別会計剰余金の処分についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号、令和4年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これから、議案第79号、令和4年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号、令和4年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第81号、令和4年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号、令和4年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第82号、令和4年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号、令和4年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第83号、令和4年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号、令和4年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第84号、令和4年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議

ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号、令和4年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第85号、令和4年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号、令和4年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第86号、令和4年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

△ 日程第18 報告第8号 令和3年度決算に基づく屋久島町健全化判断比率の報告について

△ 日程第19 報告第9号 令和3年度決算に基づく屋久島町上水道事業特別会計ほか3特別会計（公営企業）に係る資金不足比率の報告について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第18、報告第8号、令和3年度決算に基づく屋久島町健全化判断比率の報告についてから日程第19、報告第9号、令和3年度決算に基づく屋久島町上水道事業特別会計ほか3特別会計（公営企業）に係る資金不足比率の報告についてまでの2件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

令和4年第3回屋久島町議会定例会に追加提案いたしております案件につきまして、御説明申し上げます。

提案しております案件は、報告2件、認定案10件、補正予算案1件の計13件であります。

それでは、議事日程に従いまして、報告第8号、報告第9号について御説明いたします。

まず、報告第8号、令和3年度決算に基づく屋久島町健全化判断比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、一般会計等に係る健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告するものであります。

令和3年度決算におきましては、本町の健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準未満であったことから、特段の是正改善を要する指摘事項はなかったところであります。

次に、報告第9号、令和3年度決算に基づく屋久島町上水道事業特別会計ほか3特別会計（公営企業）に係る資金不足比率の報告につきましては、財政健全化法第22条第1項の規定に基づき、上水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、船舶事業特別会計、簡易水道事業特別会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を掲載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告するものであります。

令和3年度決算におきましては、一般会計からの繰入れや補助金により資金不足は生じなかったことから、特段の是正改善を要する指摘事項はなかったところであります。

以上で説明を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

これより、総括質疑を行います。なお、報告については、質疑のみとします。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

△ 日程第20 議案第87号 令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第20、議案第87号、令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

続きまして、議案第87号について御説明いたします。

議案第87号、令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第6号）につきましては、保育園等における新型コロナウイルス感染症対策に必要な人件費及び費用を補助する経費を計上いたしました。

財源としましては、国庫支出金、基金繰入金を充て、歳入歳出それぞれ270万円を追加し、予算の総額を118億7,281万9,000円にしようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹君）

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題となっております議案第87号、令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第6号）については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第87号、令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第6号）については、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論と採決を行います。

議案第87号、令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第6号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これから、議案第87号、令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第6号）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

- △ 日程第21 認定第1号 令和3年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第22 認定第2号 令和3年度屋久島町上水道事業特別会計決算認定について
- △ 日程第23 認定第3号 令和3年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第24 認定第4号 令和3年度屋久島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第25 認定第5号 令和3年度屋久島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

- △ 日程第26 認定第6号 令和3年度屋久島町診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第27 認定第7号 令和3年度屋久島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第28 認定第8号 令和3年度屋久島町船舶事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第29 認定第9号 令和3年度屋久島町電気事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第30 認定第10号 令和3年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第21、認定第1号、令和3年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第30、認定第10号、令和3年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの10件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

次に、認定第1号から認定第10号につきまして御説明いたします。

認定第1号、令和3年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定につきましては、町税、使用料及び手数料などの自主財源のほか地方剰余税、地方交付税、国・県支出金、町債などを歳入として受け入れ、非課税世帯・子育て世帯への臨時特別支援金、人件費、扶助費、公債費、災害復旧費、基金積立金、特別会計への操出金などの支出を行い、決算額は歳入総額が135億9,824万7,693円、歳出総額が125億1,818万206円となり、歳入歳出差引額は10億8,006万7,487円となりました。令和4年度へ繰り越すべき財源9億4,985万1,540円を差し引いた実質収支は2億3,021万5,947円の黒字となりました。

次に、認定第2号、令和3年度屋久島町上水道事業特別会計決算認定につきましては、収益的収入及び支出におきまして、水道事業収益は4億8,609万8,515円、水道事業費用は4億1,551万4,407円で当年度利益は7,058万4,108円となりました。資本的収入及び支出におきましては、資本的収入は1億7,901万3,810円で水道事業資本的支出は2億2,547万2,806円となり、4,645万8,996円が不足となりましたが、利益剰余金等を精査し、補填することとしています。

次に、認定第3号、令和3年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、水道使用料、国庫補助金、一般会計繰入金、町債などを歳入として受け入

れ、簡易水道施設管理費、公債費などの支出を行い、決算額は歳入歳出総額ともに2,691万2,147円となりました。

次に、認定第4号、令和3年度屋久島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、国民健康保険税、保険給与費等交付金などの県支出金、一般会計繰入金などを歳入として受け入れ、保険給付費、国民健康保険事業納付金、保険事業費などの支出を行い、決算額は歳入総額が19億651万1,450円、歳出総額が18億8,069万8,293円となり、実質収支は2,581万3,157円の黒字となりました。

次に、認定第5号、令和3年度屋久島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、介護保険料、介護給付費負担金、調整交付金、支払基金交付金、一般会計繰入金などを歳入として受け入れ、認定審査に係る経費、保険給付費、地域支援事業などの支出を行い、決算額は歳入総額が15億912万1,462円、歳出総額が14億5,512万5,802円となり、実質収支は5,399万5,660円の黒字となりました。

次に、認定第6号、令和3年度屋久島町診療所事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、診療所使用料、県補助金、一般会計繰入金などを歳入として受け入れ、栗生・永田及び口永良部島の3診療所の管理運営費、公債費などの支出を行い、決算額は歳入歳出総額ともに1億5,264万7,298円となりました。

次に、認定第7号、令和3年度屋久島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、収益的収入及び支出におきまして、農集排水事業収益は4,446万1,658円、農集排水事業費用は3,989万9,671円で当年度利益は456万1,987円となりました。資本的収入及び支出におきましては、農集排水事業資本的収入は2,522万円で農集排水事業資本的収支が2,494万5,269円となり、27万4,731円の黒字となりました。

次に、認定第8号、令和3年度屋久島町船舶事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、収益的収入及び支出におきまして、収益的収入は3億319万9,879円、収益的支出は5億1,708万8,576円で当年度利益はマイナス2億1,388万8,697円となりました。資本的収入及び支出におきましては、資本的支出が7,477万9,116円となり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、損益勘定内部留保資金及び当年度消費税及び地方消費税、資本的収支調整額で補填をしました。

次に、認定第9号、令和3年度屋久島町電気事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、収益的収入及び支出におきまして、電気事業収益は6億8,468万1,309円、電気事業費用は6億514万7,367円で当年度利益は7,953万3,942円となりました。資本的収入及び支出におきましては、資本的収入が457万円で資本的支出は6,513万4,438円となり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、建設改良積立金、損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額で補填をしました。

次に、認定第10号、令和3年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認

定につきましては、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金などを歳入として受け入れ、一般管理経費、後期高齢者医療広域連合納付金などの支出を行い、決算額は歳入歳出総額ともに1億7,822万8円となりました。

以上で説明を終わります。認定案につきましては、それぞれ監査委員の意見を付して提案をいたしております。御審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹君）

これより、認定第1号から認定第10号までの10件に対し、総括質疑を行います。

質疑はありませんか。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

認定第1号、令和3年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第10号、令和3年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの10件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第10号までの10件については、8名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

これから、委員会条例第7条第3項の規定により、委員を選任いたしたいと思います。お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、内田正喜君、小脇淳智郎君、中馬慎一郎君、岩山鶴美君、榎光徳君、高橋義友君、日高好作君、大角利成君、以上の8名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員は、ただいま指名しました8名を選任することに決定いたしました。

これから、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長を互選していただきます。

また、同条例第9条第1項の規定により、決算審査特別委員会の招集日を本日とし、委員会の場所を第1委員会室に定めます。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時57分

再開 午後 零時04分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定した旨、通知を受けましたので、お知らせします。

決算審査特別委員会委員長に榎光徳君、同じく副委員長に高橋義友君、以上であります。

△ 日程第31 発議第7号 屋久島町議会議員定数等調査特別委員会の設置に関する決議について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第31、榎光徳君ほか2名から提出の発議第7号、屋久島町議会議員定数等調査特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

○9番（榎 光徳君）

皆さん、お疲れ様です。

発議第7号、屋久島町議会議員定数等調査特別委員会の設置に関する決議について、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、岩川俊広議員、日高好作議員の賛同を頂きましたので、御提案申し上げます。

提案理由といたしまして、依然として収束の兆しが見えないコロナ禍にあつて、ウイズコロナ等感染防止対策同様、地域社会は目まぐるしく変動してきております。こうした中、私たち屋久島町議会は、町民の代表者として多様化する町民の意思を町政への確に反映させ、町民全体の福祉の向上に寄与する責務があります。

また、二代表制の下、議会の活性化を図り、開かれた議会を目指す必要もあります。このようなことから、議会運営をつかさどる議員定数についても、議員自ら提案し、町民の負託に応えるべきものと考えます。

したがって、議員定数の適正化について、様々な角度から調査・研究し、次期屋

久島町議会議員選挙に適用されるべく、地方自治法第109条及び屋久島町議会委員会条例第5条の規定により、屋久島町議会議員定数等調査特別委員会を設置しようとするものであります。

屋久島町議会議員定数等調査特別委員会の設置に関する決議。

次のとおり、屋久島町議会議員定数等調査特別委員会を設置するものとする。
記。

1、名称、屋久島町議会議員定数等調査特別委員会とします。

2、設置の根拠、地方自治法第109条及び屋久島町議会委員会条例第5条。

3、目的、次期屋久島町議会議員選挙に適用される屋久島町議会議員の定数に関する調査及び研究のため。

4、委員の定数は、全議員16名とします。

5、調査期間は、令和5年9月定例会終了前とし、閉会中も継続して調査を行うことといたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（石田尾茂樹君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、発議第7号、屋久島町議会議員定数等調査特別委員会の設置に関する決議について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これから、発議第7号、屋久島町議会議員定数等調査特別委員会の設置に関する決議についてを採決します。

お諮りします。

本案は、決議のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第7号、屋久島町議会議員定数等調査特別委員会の設置に関する決議については、可決されました。

ただいま設置されました屋久島町議会議員定数等調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。委員に、全議員16名を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、屋久島町議会議員定数等調査特別委員会については、ただいま指名しましたとおり選任することに決定いたしました。

これより、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選を行っていただきます。

また、同条例第9条第1項の規定により、屋久島町議会議員定数等調査特別委員会の招集日を本日とし、委員会の会場を第1委員会室に定めます。

しばらく休憩します。

休憩 午後 零時08分

再開 午後 零時11分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

屋久島町議会議員定数等調査特別委員会委員長及び副委員長が決定した旨、報告がありましたので、お知らせします。

委員長に榎光徳君、副委員長に中馬慎一郎君。

以上であります。

△ 日程第32 発議第8号 出張旅費精算不正における虚偽領収書調査の決議について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第32、眞邊真紀君ほか1名から提出の発議第8号、出張旅費精算不正における虚偽領収書調査の決議についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、岩川俊広君、日高好作君の退場を求めます。

○12番（日高好作君）

退席については、県の議会事務局等、確認をされたんですか。

○議長（石田尾茂樹君）

今の件につきましては、今回は確認いたしておりません。しっかり名前が明記されておりますので、議長権限で除斥ということを決めました。

以上です。

○12番（日高好作君）

そういうことであれば、議長の命令に従いますが、こういう手法というのは、いささか私は疑問を呈する、それだけは申し上げておきたいと思います。

[岩川俊広君・日高好作君退場]

○議長（石田尾茂樹君）

それでは、提出者の趣旨説明を求めます。

○5番（眞邊真紀君）

お疲れさまです。

発議第8号、出張旅費精算不正における虚偽領収書調査の決議について。

提出者、眞邊真紀。賛成者は、渡邊千護議員です。

本議案を屋久島町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、提出します。

出張旅費精算不正における虚偽領収書調査の決議について、地方自治法第100条第1項の規定により、次のとおり出張旅費精算不正における虚偽領収書の調査を行うものとする。

調査事項、出張旅費精算不正における虚偽領収書の調査に関する事項。

特別委員会の設置、本調査は、地方自治法第109条及び委員会条例第5条の規定により、委員14名、調査対象である岩川俊広議員、日高好作議員を除く14名で構成する出張旅費精算不正における虚偽領収書調査に関する調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。

調査権限、本議会は、1に上げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項（及び同法第98条第1項）の権限を出張旅費精算不正における虚偽領収書調査に関する調査特別委員会に委任する。

調査期限、出張旅費精算不正における虚偽領収書調査に関する調査特別委員会は、1に上げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

調査費用、本調査に要する費用は、30万円以内とする。

提案理由を申し上げます。

屋久島町幹部らによる一連の出張旅費不正精算では、これまでの監査や報道などで、数多くの虚偽領収書の存在が明らかになっています。

中でも、特に問題なのは、前副町長や元議長ら10名が旅費精算書に添付した計15枚の

領収書で、これらは全て同じ旅行会社が発行しています。

本決議案では、この10人が提出した計15枚の虚偽の領収書について、百条委員会の設置を求めるものです。

6月議会での同じ決議案を提案した際には、現職議員2名が調査の対象でしたが、除斥対象にならないとの判断で、決議案の採決に加わり、当事者が反対するという結果になりました。

今回は、除斥の対象とし、改めて発議させていただきます。

6月議会での発議の際に、詳細にわたり説明はさせていただいておりますので、以下、2名の現職町議会議員の虚偽領収書について、絞って説明させていただきます。

こちら元議長、現職議員です。航空券代として9万3,980円と記載されていますが、実は領収書を発行した旅行会社では航空券を買っていませんでした。実際には空港で割引航空券を購入しており、約5万円多く旅費を受け取っていました。

こちらも元議長で、現職町議です。航空券代として領収書2枚に計4万8,180円となる金額が記載されていますが、実際には領収書を発行した旅行会社では航空券を買っていませんでした。

ですが、町監査委員の聞き取りに対し、領収書をもらった記憶がないと証言されています。

さらに、公務出張後に私的な旅行で石川県に行っていましたが、その事実を伏せた形で、虚偽の旅費精算書を作成して、宿泊代や日当、交通費を受給した可能性があります。

このほかにも一般の職員が提出した虚偽の領収書が複数ありますが、その大半が同じ旅行会社から発行されており、虚偽領収書による一連の不正精算について、この旅行会社が深く関わっていた可能性があります。

また、この旅行会社の元社員は、虚偽の領収書を発行したとして詐欺幫助の疑いで刑事告発され、最終的に起訴猶予の不起訴処分となり、不正の事実が検察で認められています。

これらの不正精算に対しては、町監査委員が3月31日に監査報告書を町に提出していますが、明らかになったのは領収書と精算書の差額だけで、虚偽の領収書が発行された経緯などについては、全く監査されていませんでした。

以前の私の虚偽領収書の一般質問でも、代表監査委員は、「領収書については監査の対象ではない」と明言しており、この虚偽領収書の問題は放置されたままとなっています。

虚偽領収書については、荒木町長は、第三者による調査をする考えはなく、監査委員も調査の対象にはしていません。その状況を踏まえれば、町民の代表が集う町議会としては、百条委員会を設置して調査することが当然の責務だと考えております。

議員の皆様におかれましては、ぜひ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上になります。

○議長（石田尾茂樹君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○14番（渡邊博之君）

前回の議会で、私は、百条委員会の設置に賛成をしたんですけれども、その大きな根拠になったのは、この15名の領収書、この資料が目の前にあったということでありました。

そのとき、私、これが未究明、いわゆる究明をされていないということで、私自身は、そのとおり受け取って、そして究明すべきだと、そういう立場で賛成の判断をしたんですけれども、ただ、現実にはこれらの方々の内容は、既に議会でも、あるいは監査委員でも、あるいは司法を通してもやられているということが明らかになった、私自身は、そういう認識に今、上に立っているということであります。

そして、今回、提案者からは詳しい、こういうものが配られていますけれども、これを読んでみまして、確かに究明されない部分があると思います。

ただ、限界もあるということも我々は知るべきで、特にこの会計管理者とか、議長も含めてですけれども、2つのポイントで、私は、一定のものが出ていると、結論が出ているというふうに思います。

3人について書いてありますように、刑事告発をされて、最終的には検察で容疑の事実が認められた、そして減給や辞任などの社会的制裁を受けたとして、起訴猶予の不起訴処分になった、こういうふうにありますけれども、これは新聞でも公表されたことであります。

それから、もう一つのポイントは、いわゆる虚偽の申請で集約できるのが旅行会社の元社員ですね。虚偽の領収書を発行したとして、詐欺幫助の疑いで刑事告発され、最終的に起訴猶予の不起訴処分となり、不正の事実が検察で認められていると、この2つのポイントに、要するにこの内容というんですか、ここに出ていると思うんですね。

そういう意味で、質問をしたいと思うんですけれども、私は、もともと百条委員会設置の原点というのは、決して司法的な調査ではなくて、不祥事が二度と起きないように、いわゆる防止策、これをはっきりとさせ、そこから教訓を酌み出すということにあると思うんですね。

そういった意味じゃ、提案者の方々のこの議会での追及とか、あるいは裁判を通しての追及で、監査の報告も出ましたし、そして結論も防止策も行政側から出されている。

今、議会が大事なことは、この防止策が本物かどうか、隘路はないのか、そういう調査を今議会はやるべきで、そしてそれとの関係で、これまで未解明のものがどういうふうに位置づけ、活かされるのかと、そここのところの究明が今大事だと思うんですけども、こういう点について、提案者の答えをお聞きしたいと思います。

○5番（眞邊真紀君）

質問ありがとうございます。

司法に委ねて、起訴猶予という処分が下って、罪の事実が認められたというところですがけれども、結局、警察、検察での聴取とその内容というのは、私たちには決して明らかにはされていないんですね。

実際にどういういきさつで、この虚偽領収書が発行されて、手元に渡り精算をされたのかということは、私たちには今分かっていません。

その手続がどこで、どういうふうにしたらそんなことができるのかという調査をきちんとしてから再発防止というのが普通の順序だと私は思っていますので、今おっしゃることは分からなくもないですけれども、実際、要の部分は分かっていないと私は思っています。

その部分を調査してからでないと、本当の再発防止はできないと思っています。今、旅費、不正精算の追及の一定の効果があって、不正な精算はないと思います。

ただし、これきちんと調査をしておりませんので、またどこで火種が火になるか分かりません。

そういう意味で、私は、きちんと調査をしたほうがいいんじゃないかと思って、この百条委員会を、特別委員会を提案しております。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はございませんか。

○7番（岩山鶴美君）

今回も同じような内容でありますけれども、1点だけ眞邊議員に質問いたします。

この中には、私事旅行についても触れておりますけれども、私事旅行についての眞邊議員の見解というのがどういうものを教えてください。

○5番（眞邊真紀君）

すみません。百条委員会の提案についての質疑なので、そちらについては、私事旅行についての私の見解というのは、この場で答えるべき内容ではないのかなというふうに解釈しますので、控えさせていただきます。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はございませんか。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、発議第8号、出張旅費精算不正における虚偽領収書調査の決議について、討論を行います。

討論はありませんか。

討論ありませんか。

まず、反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

○2番（内田正喜君）

今回提案されている審査内容の中で、既に刑事事件として告発され、警察及び検察の捜査を経て、司法の場において決着した案件が多く含まれております。司法の場において決着した案件を立法府である議会において再度調査する、私は、違和感を覚えます。

住民が刑事告発し、司法の場において決着したものを議会が新たに証言を求めることが許されるのか、これすなわち三権分立の基本原理に反するのではないかと私は思います。このようなことから、私は、議会が安易に踏み込むべき案件ではないと判断いたします。

以上のような理由より、私は、本案に反対を表明いたします。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、賛成者の発言を許します。

○8番（渡邊千護君）

賛成の立場で発言いたします。

一連の出張旅費不正問題、この虚偽領収書の問題を放置することは、社会的に許されることではありません。

屋久島町は、偽の領収書を使って精算しても、監査も調査もしない、地方自治体として県内外に広く知れ渡ることになります。屋久島町の社会的な信用を深く傷つけることにもなります。

百条委員会で調査すれば、2年半にわたって続いた一連の出張旅費不正問題が全て解決することになり、この問題に関しては、屋久島町の信頼が回復されることにもなります。

屋久島町役場及び屋久島町議会の社会的な信頼を回復するためにも、私は本議案に賛成いたします。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、反対者の発言を許します。

○14番（渡邊博之君）

今、質疑の中で、提案者の方から、今ここに掲げているこれを調査しないと、再発防止の策は出てこないとおっしゃいましたけれども、私は、逆だと今思っています。

町が、さっきも言ったように、議会での努力を通して、行政側が今防止策を出している、そういうのも明らかですね。

ですから、私は、それをまず見て、調査した上で、これでは防げないということになったら、その部分についての今のこの関係を、そういうところを調査していくと、そっちのほう筋道だろうというふうに思います。

そういった意味で、そういう方向で、角度での、私は、設置というのには反対をしたいというふうに思います。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、賛成者の発言を許します。

ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

次に、反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

これで討論を終わります。

これから、発議第8号、出張旅費精算不正における虚偽領収書調査の決議についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

この決議のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（石田尾茂樹君）

押し忘れ、間違いはありませんか。

これで締め切ります。

賛成少数です。

したがって、発議第8号、出張旅費精算不正における虚偽領収書調査の決議については、否決されました。

岩川俊広君、日高好作君の入場を許します。

[岩川俊広君・日高好作君入場]

△ 日程第33 議員派遣について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第33、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配付しました会議等へ議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、お手元に配付しましたとおり、派遣することに決定しました。

△ 日程第34 閉会中の継続審査申し出の件について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第34、閉会中の継続審査申し出の件についてを議題とします。

総務文教常任委員長から、目下、委員会における審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。

総務文教常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、総務文教常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△ 日程第35 閉会中の継続調査申し出の件について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第35、閉会中の継続調査申し出の件についてを議題とします。

議会運営委員長から、目下、委員会における調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△ 日程第36 閉会中の継続審査申し出の件について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第36、閉会中の継続審査申し出の件についてを議題とします。

決算審査特別委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。

決算審査特別委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第3回屋久島町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午後 零時36分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

屋久島町議会議長

屋久島町議会議員

屋久島町議会議員